

令和5年度

情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書

川口市

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	6
・情報公開請求・申出者の内訳	4 2
(2) 非公開決定等の理由	4 2

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	4 3
2 個人情報保護制度の運用状況	4 6
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	4 6
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	4 6
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	4 7
・保有個人情報開示請求内容一覧	4 8
(2) 不開示決定等の理由	5 5
(3) 個人情報取扱事務の登録状況	5 6

III 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について	6 7
(1) 審査会の目的	6 7
(2) 審査会の委員	6 7
2 審査会の開催状況	6 7
3 審査請求の状況	6 9
4 審査会の答申	7 0

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について・・・・・・・・・・	8 0
(1) 審議会の目的・・・・・・・・・・	8 0
(2) 審議会の委員・・・・・・・・・・	8 0
2 審議会の開催状況・・・・・・・・・・	8 0

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について・・・・・・・・・・	8 1
2 附属機関等の会議の公開状況・・・・・・・・・・	8 1

VI 資料

・川口市情報公開条例・・・・・・・・・・	8 6
・個人情報の保護に関する法律（抜粋）・・・・・・・・・・	9 8
・川口市個人情報の保護に関する条例・・・・・・・・・・	1 2 4
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱・・・・・・・・・・	1 2 8
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況・・・・・・・・	1 3 1

1 情報公開制度について

(1) 目 的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求ができる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、法人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの

エ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

オ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

カ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

（７）審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

（８）公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成１３年４月１日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

（９）情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

令和5年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は704件で、その対象として処理した件数は777件でした。決定内容の内訳としては、全部公開としたものが521件・813文書、部分公開としたものが177件・664文書、非公開情報に該当し非公開としたものが1件、文書不存在により非公開としたものが24件、取下げは54件でした。なお、決定件数に対する部分公開を含めた公開率は96.5%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表－1のとおり市長が402件、教育委員会が40件、選挙管理委員会が4件、監査委員が5件、農業委員会が1件、上下水道事業管理者が309件、議会が16件でした。課別の処理状況については表－2、請求内容については表－3、請求者の内訳については表－4、非公開又は部分公開の理由については表－5のとおりです。

また、請求から決定までにかかった日数の平均は13.5日(市の休日を含む)で、公開又は部分公開決定をしたものの写しの交付の内訳は10円が85,368枚、20円が2,218枚、50円が130枚、80円が30枚でした。

表－1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

実施機関	区 分	受付 件数	処理件数										
				取下げ 件 数	決定件数								
					決定内容								
					公 開		部 分 公 開		非 公 開				
									非公開情報 に該当	文書不存在	存否応答 拒否		
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	件数	件数					
市長	請 求	320	379	22	357	695	218	342	122	353	1	16	0
	申 出	22	23	0	23	19	4	4	15	15	0	4	0
	小 計	342	402	22	380	714	222	346	137	368	1	20	0
教育委員会	請 求	27	39	4	35	239	6	6	27	233	0	2	0
	申 出	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	小 計	28	40	4	36	239	6	6	27	233	0	3	0
選挙管理 委員会	請 求	4	4	1	3	3	1	1	2	2	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4	4	1	3	3	1	1	2	2	0	0	0
公平委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請 求	5	5	0	5	79	4	61	1	18	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	5	5	0	5	79	4	61	1	18	0	0	0
農業委員会	請 求	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
固定資産 評価審査 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道 事業管理者	請 求	308	309	25	284	398	281	392	3	6	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	308	309	25	284	398	281	392	3	6	0	0	0
病院事業 管理者	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	請 求	16	16	2	14	44	7	7	7	37	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	16	16	2	14	44	7	7	7	37	0	0	0
合 計		704	777	54	723	1,477	521	813	177	664	1	24	0

表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

表-2 国庫の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名	利用件数	対象文書数	議 案					審 出								
			公 開	部分公開	非公開	取下付	公 開	部分公開	非公開	取下付						
		文書数	利用件数	文書数	利用件数	文書 不存 取付件数	利用件数	文書数	利用件数	文書 不存 取付件数	利用件数	利用件数				
市 長	広報課	3	5	1	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	企画経営課	4	3	2	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	情報政策課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職員課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管財課	10	11	2	2	2	5	0	0	0	0	0	4	4	0	2
	新庁舎建設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約課	6	2	0	0	1	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0
	税制課	1	9	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別徴収回収課	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	納税課	2	8	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産税課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自治振興課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協働推進課	6	20	2	2	4	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民相談室	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	文化推進室	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通安全対策課	4	6	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国民年金課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戸塚支所	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活福祉1課・2課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長寿支援課	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険課	5	13	0	0	5	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害福祉課	7	6	2	2	3	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	わかかり学園	2	4	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども総務課	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て支援課	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て相談課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育運営課	5	33	0	0	4	33	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	保育幼稚園課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青少年対策室	3	4	0	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健給食課	4	13	2	3	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新型コロナウイルス対策広報健康推進室	9	49	5	45	2	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	保健所管理課	10	40	8	33	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	疾病対策課	3	5	1	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康増進課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活衛生課	11	9	1	1	8	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	食料衛生課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国民健康保険課	1	12	0	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	看護専門学校	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境保全課	7	10	0	0	4	10	0	0	1	2	0	0	0	0	0
	資源循環課	2	4	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業商業海外対策課	3	57	0	0	3	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
環境施設課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収集集塵課	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
戸塚環境センター	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳々皆佳生センター	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳設課	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
グリーンセンター	19	21	19	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営競技事務所	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緑政管理課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
道路維持課	20	25	17	24	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
道路建設課	32	27	21	21	6	6	0	4	1	0	0	0	0	0	0	
公園課	20	25	14	14	4	11	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
河川課	50	53	44	52	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	1	
建築課	9	16	0	0	9	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
電気設備課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画管理課	17	29	15	21	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市交通対策室	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
住宅政策課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
開発審査課	3	3	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建築安全課	36	61	6	25	13	21	0	1	0	0	4	4	11	11	0	
みどり課	2	21	0	0	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市街地整備室	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
街路事業課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区画整理課	1	8	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
区画整理組合推進室	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
西部土地区画整理事務所	8	7	7	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
東部土地区画整理事務所	13	13	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北部土地区画整理事務所	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
黒土地区画整理事務所	11	13	11	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北消防管理課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	402	714	218	342	122	353	1	16	15	7	4	4	15	15	0	4
実施機関名	利用件数	対象文書数	公 開	部分公開	文書数	非公開	取下付	公 開	部分公開	文書数	非公開	取下付				
	文書数	利用件数	文書数	利用件数	文書 不存 取付件数	利用件数	文書数	利用件数	文書 不存 取付件数	利用件数	利用件数					
	教育総務課	7	49	2	2	2	47	0	2	0	0	0	1	0	0	
	生涯学習課	3	4	0	0	2	4	0	0	0	1	0	0	0	0	
	中央図書館	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	科学館	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	スポーツ課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	庶務課	2	132	0	0	0	132	0	0	0	1	0	0	0	0	
	学務課	12	13	1	1	9	12	0	0	1	0	0	0	0	0	
	指導課	7	9	2	2	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
	学校保健課	4	27	0	0	4	27	0	0	0	0	0	0	0	0	
	川口市立高等学校	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	40	239	6	6	27	233	0	2	1	3	0	0	1	0	
	選挙管理委員会	4	3	1	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	監査委員	5	79	4	61	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業 管理室	財源課	5	6	0	0	3	6	0	0	2	0	0	0	0	0
		上水道維持課	5	4	4	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		上水道建設課	125	170	110	170	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0
		浄水課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		下水道維持課	57	79	54	79	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
		下水道建設課	115	137	111	137	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
	議 会	16	44	7	7	7	37	0	0	2	0	0	0	0	0	0
小 計	335	524	293	461	13	63	0	1	14	14	0	0	0	0	0	
全 計	727	1477	517	809	162	469	1	19	30	24	4	4	15	15	0	5

※処理件数とは、令和5年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。

※請求とは平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書の公開を求めること(情報公開請求)です。
申出とは平成13年4月1日より前に作成又は取得した公文書の公開を求めること(任意的公開申出)です。

表－3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
1	市長 広報課	201	R5.5.26	請 求	5条1号	広報かわぐち令和2年6月号から最新号までの印刷費用が確認できる支払い支出命令書	4	R5.6.16	公開		
2	市長 広報課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
3	市長 広報課	510	R5.11.6	請 求	5条1号	53号住民監査請求時、監査委員に提出された「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」令和4年度令和5年度広報かわぐちに掲載したワクチンページ数調べ表と同じものの令和3年版			取下げ		情報提供
4	市長 企画経営課	227	R5.6.2	請 求	5条1号	国または県から獲得したすべてのPCR検査の補助金・交付金の申請獲得状況がわかる文書	1	R5.6.21	公開		
5	市長 企画経営課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運営作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領			非公開	不存在	
6	市長 企画経営課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	2	R6.1.12	公開		
7	市長 企画経営課	699	R6.3.25	請 求	5条1号	令和5年度川口市障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金について、自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金を支出したことがわかる、歳入予算整理簿と歳出予算整理簿			非公開	不存在	
8	市長 情報政策課	209	R5.5.31	請 求	5条1号	市ホームページ維持コストがわかる書類	1	R5.6.9	部分公開	7条3号	
9	職員課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	4	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号 不存在	
10	市長 管財課	65	R5.4.24	請 求	5条6号	令和4年11月18日実施の市有地公売の結果並木元町66-1(地番)	1	日程調整中	公開		
11	市長 管財課	80	R5.5.1	請 求	5条6号	〇〇党に出している令和5年度の使用許可申請書兼許可証	1	R5.6.7	公開		
12	市長 管財課	83	R5.5.2	請 求	5条2号	川口市舟戸町〇丁目〇番〇号の土地について境界立会確認書がわかるもの	1	R5.6.5	部分公開	7条2号 7条3号	
13	市長 管財課	200	R5.5.25	申 出	5条6号	平成〇年〇月〇日実施 〇〇保育所立会記録書	1	R5.6.13	部分公開	7条2号 7条3号	
14	市長 管財課	253	R5.6.16	申 出	5条2号	川管収第12号(令和5年5月22日付)において公開された境界立会確認書に記載される「別添実測図」	1	R5.7.18	部分公開	7条2号	
15	市長 管財課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	4	R5.10.30	部分公開	7条3号	
16	市長 管財課	582	R5.12.13	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する学校敷地のすべての座標値を確認できる文書			非公開	不存在	
17	市長 管財課	583	R5.12.13	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する学校敷地の確定測量図、境界確認書	1	R6.1.19	部分公開	7条2号 7条3号	
18	市長 管財課	639	R6.2.1	申 出	5条6号	南前川〇丁目〇番〇号に係る過去の官民境界確認資料	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
19	市長 管財課	641	R6.2.2	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する学校敷地の土地につき、〇〇が境界立会をしたことを証する文書			非公開	不存在	
20	市長 新庁舎建設課	94	R5.5.10	請 求	5条3号	新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事に関する金入り設計書	1	R5.5.29	部分公開	7条6号	
21	市長 契約課	439	R5.9.20	請 求	5条2号	西通り橋改修工事 最低制限価格算出根拠			取下げ		
22	市長 契約課	443	R5.9.21	請 求	5条6号	西川口陸橋改修工事 金入り設計書			取下げ		
23	市長 契約課	444	R5.9.21	請 求	5条6号	芝陸橋改修工事 金入り設計書			取下げ		
24	市長 契約課	485	R5.10.6	請 求	5条2号	令和4年12月21日付で川口市建設協会に発出した「川口市建設工事請負契約に係る最低制限価格等の算出方法」の根拠			取下げ		
25	市長 契約課	486	R5.10.6	請 求	5条2号	芝陸橋改修工事、西川口陸橋改修工事、西通り改修工事について、最低制限価格等の算出方法の根拠	2	R5.10.25	部分公開	7条6号	
26	市長 契約課	611	R5.12.28	請 求	5条2号	「令和4年度物品入札参加資格者名簿」に登録するための請求者が提出した申請書			取下げ		情報提供
27	市長 税制課	290	R5.6.28	請 求	5条1号	下記に該当する調定の決裁書(調停の意思決定をした書類) ・対象税目 市民税(個人)及び固定資産税(市税の一覧でも可) ・対象年度 令和元年度及び令和2年度 それぞれの、滞納繰越分の当初調定及び当該年度中に増額の変更があったもの	9	R5.7.7	公開		
28	市長 特別債権回収課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	3	R5.10.2	部分公開	7条2号 不存在	
29	市長 納税課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	7	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号 不存在	
30	市長 納税課	548	R5.12.4	請 求	5条6号	令和5年度分「川口市納税催告センター業務委託」における受託業者の企画提案書及び落札金額	1	R5.12.28	部分公開	7条3号	
31	市長 固定資産税課	50	R5.4.14	請 求	5条6号	地番参考図、路線価図	1	日程調整中	公開		
32	市長 固定資産税課	337	R5.7.20	請 求	5条6号	川口市の地番が載った地図	1	R5.8.7	公開		
33	市長 自治振興課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
34	市長 協働推進課	64	R5.4.21	請 求	5条1号	川口市男女共同参画情報誌の名称がCo-Laboに決定した選考結果および選考過程が分かる文書	1	R5.5.30	公開		
35	市長 協働推進課	232	R5.6.2	請 求	5条1号	男女共同参画情報誌新名称選考における①投票上位5つそれぞれの投票方法・居住地が分かる資料②考案者への報償や権利譲渡があったか分かる資料③名称変更を検討したことが分かる資料	1	R5.6.28	部分公開	不存在	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年 月 日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備 考
									処理区分	理由	
36	市長 協働推進課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	8	R5.10.30	部分公開	7条2号	
37	市長 協働推進課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	8	R5.10.2	部分公開	7条2号	
38	市長 協働推進課	436	R5.9.19	請 求	5条1号	令和5年法務省大臣に提出した「仮放免者の就労認定を求める要望書」に関する一切の書類	1	R5.10.25	公開		
39	市長 協働推進課	694	R6.3.15	請 求	5条1号	・協働推進課が主体となって発行している小冊子Co-Labo(コ・ラボ)の名称の継続使用に於いて、考案者との間の承諾を含む権利関係の状態が分かる資料 ・Co-Labo(コ・ラボ)と名称を決定するにあたり、協働推進課が主体となって平成6年6月に実施した一般投票の法的根拠となる条例または規則等が分かる資料 ・上記一般投票を実施するにあたり、投票要件を無くした(投票の参加資格は特になし)ことで、川口市民以外にも投票できたが、それを良しとする法的根拠が分かる資料 ・上記一般投票は5つの候補案に絞って実施されたが、それぞれ市民による票は何票ずつあったのかわかる資料	1	R6.4.11	部分公開	不存在	
40	市長 市民相談室	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	2	R5.10.2	部分公開	7条2号 不存在	
41	市長 文化推進室	706	R6.3.28	請 求	5条1号	美術作品選考会議の委員名簿	1	R6.5.1	部分公開	7条5号	
42	市長 交通安全対策課	3	R5.4.3	請 求	5条1号	・自転車等放置防止指導業務委託(東川口駅)入札記録書 ・自転車駐車場等管理委託(戸塚・東川口・東川口地下自転車駐車場)入札記録書	2	R5.4.19	公開		
43	市長 交通安全対策課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
44	市長 交通安全対策課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
45	市長 交通安全対策課	703	R6.3.26	請 求	5条1号	・自転車等放置防止指導業務委託(東川口駅)入札記録書 ・自転車駐車場等管理委託(戸塚・東川口・東川口地下自転車駐車場)入札記録書	2	R6.4.19	公開		
46	市長 国民年金課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	2	R5.10.2	部分公開	7条2号	
47	市長 戸塚支所	645	R6.2.13	請求	5条1号	〇〇から提出された「戸塚支所の跡地及び敷地」についての要望書	1	R6.2.26	部分公開	7条2号	
48	市長 生活福祉1課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	7条2号 不存在	
49	市長 長寿文援課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	3	R5.10.2	部分公開	7条2号	
50	市長 介護保険課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	8	R5.10.2	部分公開	7条2号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
51	市長 介護保険課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運操作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	1	R5.12.4	部分公開	不存在	
52	市長 介護保険課	498	R5.10.23	請 求	5条6号	令和5年度介護に関する入門的研修業務委託に係る企画提案において採択された提案書、仕様書	2	日程調整中	部分公開	7条2号 7条3号	
53	市長 介護保険課	561	R5.12.7	請 求	5条6号	令和5年度介護に関する入門的研修業務委託に係る企画提案の審査得点及び審査項目	1	R6.1.11	部分公開	7条3号	
54	市長 介護保険課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	1	R6.1.13	部分公開	7条3号	
55	市長 障害福祉課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		
56	市長 障害福祉課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	7条2号 不存在	
57	市長 障害福祉課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運操作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	1	R5.12.4	部分公開	不存在	
58	市長 障害福祉課	565	R5.12.11	請 求	5条2号	〇〇園 指定申請書類			取下げ		
59	市長 障害福祉課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	2	R6.1.14	部分公開	7条3号	
60	市長 障害福祉課	604	R5.12.19	請 求	5条6号	放課後デイサービスにおける事故のうち死亡、行方不明に分類される事故報告書等(平成30年度～令和4年度)			非公開	不存在	
61	市長 障害福祉課	699	R6.3.25	請 求	5条1号	令和5年度川口市障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業補助金について、自費で検査を実施した障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業に補助金支出したことがわかる、歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	1	R6.5.2	公開		
62	市長 わかゆり学園	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
63	市長 わかゆり学園 市長	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	3	R5.10.2	部分公開	7条2号	
64	子ども総務課 市長	321	R5.7.12	請 求	5条1号	川口市幸町、中青木にある認可保育園または認可外保育園における令和5年度の年間行事予定表			非公開	不存在	
65	市長 子育て支援課 市長	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	5	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号	
66	子育て相談課 市長	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	7条2号 不存在	
67	保育運営課 市長	270	R5.6.23	請 求	5条1号	令和5年度関係 (1) 保育所給食業務委託関係 ① 業務委託契約書(保育所一覧、契約細目、その他の付属文書) ② 業務委託仕様書(各保育所の配置基準の分かる文書を含む) ③ 契約準備起案文書 ④ 契約執行伺書及び入札記録書 ⑤ 当初(一次)歳出予算要求書(算定の基礎:内訳の分かるもの) ⑥ 予算要求のために事業者から徴取した参考見積書 ⑦ 各保育所の認可定員及び実定員の分かる文書 ⑧ 事業者別、月別、離乳食、夕食、の有無区分別の給食実施数、委託料の一覧 ⑨ 調理員人数配置基準の分かる文書 (2) 保育所清掃業務委託関係 ① 業務委託契約書(契約細目、その他の付属文書) ② 業務委託仕様書(各保育所の階数、床面積、参考配置人数、配置基準の分かる文書、等を含む) ③ 契約準備起案文書 ④ 契約執行伺書及び入札記録書 ⑤ 当初(一次)歳出予算要求書(算定の基礎:内訳の分かるもの) ⑥ 予算要求のために事業者から徴取した参考見積書	16	R5.7.19	部分公開	7条3号	
68	保育運営課 市長	322	R5.7.12	請 求	5条1号	川口市幸町、中青木にある認可保育園または認可外保育園における令和5年度の年間行事予定表	1	R5.8.3	部分公開	不存在	
69	保育運営課 市長	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	2	R5.10.30	部分公開	7条2号 7条3号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
70	市長 保育運営課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	14	R5.10.2	部分公開	7条2号	
71	市長 保育運営課	589	R5.12.15	請 求	5条1号	川口市立小中学校、川口市立幼稚園が保護者に発行した令和4年度、5年度の個人情報取り扱いに係る同意に関わる文書			取下げ		
72	市長 保育幼稚園課	620	R6.1.17	請 求	5条6号	「川口市幼児教育・保育の無償化関係等業務委託」令和3年度川口市幼児教育・保育の無償化関係等業務委託における受託会社の提案書	1	R6.3.13	部分公開	7条3号	
73	市長 青少年対策室	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
74	市長 青少年対策室	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	2	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号	
75	市長 青少年対策室	591	R5.12.18	請 求	5条6号	令和5年度川口市子どもの生活・学習支援事業業務委託に関する、1位事業者に選定された事業者の企画提案書類一式	1	R6.3.1	部分公開	7条6号	
76	市長 保健総務課	227	R5.6.2	請 求	5条1号	・川口市が交付したすべてのPCR助成金補助金支払支出命令が確認できる文書 ・国または県から獲得したすべてのPCR検査の補助金・交付金の申請獲得状況がわかる文書	1	R5.6.16	公開		
77	市長 保健総務課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	6	R5.10.30	部分公開	7条3号	
78	市長 保健総務課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運操作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	4	R5.12.4	部分公開	7条2号 7条3号	
79	市長 保健総務課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	2	R6.1.11	公開		
80	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	179	R5.5.25	請 求	5条1号	4歳以下3回目以降と、複数回接種を終えた全年齢川口市民に次回以降のコロナワクチン接種を実施できる根拠となる文書とその支払い支出命令書が発行されたことが確認できる文書(金額表示付き)	1	R5.6.16	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
81	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	226	R5.6.2	請 求	5条1号	・請求日現在までのすべてのコロナワクチン接種券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令が確認できる文書 ・現在までのすべての委託料支払と集団接種会場の設置と運営費支払債務履行に関する支払支出命令が確認できる文書 ・国または県から獲得したすべてのコロナワクチン接種・コロナワクチン接種被害救済制度の補助金・交付金の申請獲得状況がわかる文書	1	R5.6.21	公開		
82	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設置と運操作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	5	R5.12.4	公開		
83	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	508	R5.11.1	請 求	5条1号	令和5年6月20日24号で開示決定された新型コロナウイルスワクチン接種事業関係の歳入予算整理簿と歳出予算整理簿と同様の令和3年版と令和5年版途中までの資料	29	R5.12.4	公開		
84	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	528	R5.11.16	請 求	5条3号	予防接種健康被害救済制度の申請状況(新型コロナウイルスワクチンのみ) ・申請件数(申請数の合計、うち死亡に係る申請数) ・申請内容の詳細 年齢、性別、接種日、接種回数、症状発生日(死亡日)、症状(死因)、ロット番号、認否の状況	2	R5.12.13	部分公開	7条2号	
85	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	564	R5.12.11	請 求	5条6号	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての下記項目についての一覧表 (接種開始から開示請求時点まで) 1、性別 2、年代 3、疾病名 4、給付の種類・手帳の発行有無 5、市区町村受付日・市区町村審査日・県進達日 6、認定結果及び認定日 7、接種日(ワクチンの種類・ロットナンバー) 8、医療機関による副反応疑い報告の有無			取下げ		情報提供
86	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	657	R6.2.22	請 求	5条1号	令和5年6月20日付け第24号で決定された新型コロナウイルス接種事業関連の歳出歳入整理簿の続き	9	R6.3.25	公開		
87	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	688	R6.3.11	請 求	5条3号	令和3年2月から令和6年2月における全死亡者の年齢、性別、死亡日、新型コロナウイルスワクチンの接種歴(接種日、ロット番号)	2	R6.4.5	部分公開	7条2号	
88	市長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室	708	R6.3.29	請 求	5条1号	市長が民法644条善管注意義務にもとづき、〇〇に対し、新型コロナウイルスワクチン接種日からの法定利息を含む委託料不当利得返還請求権を行使し、埼玉県官署支出官経由で国に対する法定利息を含む不当利得返還債務を履行したことが確認できる文書			非公開	不存在	
89	市長 保健所管理課	46	R5.4.12	請 求	5条1号	病院・一般診療所・歯科診療所・歯科技工所・施術所・助産所・医薬品製造・医療機器販売・医療機器製造・動物病院・動物取扱業 営業情報・廃業情報	14	R5.6.2	公開		
90	市長 保健所管理課	225	R5.6.1	請 求	5条1号	薬局の営業情報・廃業情報	2	R5.7.3	公開		
91	市長 保健所管理課	227	R5.6.2	請 求	5条1号	国または県から獲得したすべてのPCR検査の補助金・交付金の申請獲得状況がわかる文書	1	R5.6.16	公開		
92	市長 保健所管理課	308	R5.7.5	請 求	5条6号	環境営業者台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設	6	R5.8.2	公開		
93	市長 保健所管理課	309	R5.7.5	請 求	5条6号	薬事施設台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設	1	R5.8.2	公開		
94	市長 保健所管理課	310	R5.7.5	請 求	5条6号	医事施設台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を収受した施設	1	R5.8.2	部分公開	7条4号	
95	市長 保健所管理課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
96	市長 保健所管理課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	6	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号 不存在	
97	市長 保健所管理課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運営作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	7	R5.12.4	公開		
98	市長 保健所管理課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	1	R6.1.10	公開		
99	市長 疾病対策課	73	R5.4.27	請 求	5条1号	川口市上青木〇丁目〇番〇号 〇〇を含む川口市の医療機関がHERSYS発生届を現在まで保健所に提出してきたことが確認できる文書	1	R5.6.9	公開		
100	市長 疾病対策課	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運営作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	1	R5.12.4	部分公開	7条2号 7条3号	
101	市長 疾病対策課	571	R5.12.12	請 求	5条1号	コロナPCR検査と抗原検査関係含むすべてのコロナ検査関係の令和3・4・5年度歳入予算整理簿と歳出予算整理簿	3	R6.1.10	部分公開	7条2号	
102	市長 健康増進課	228	R5.6.2	請 求	5条1号	国または県から獲得したすべての被害救済制度のための補助金・交付金の申請獲得状況がわかる文書	1	R5.6.16	公開		
103	市長 健康増進課	508	R5.11.1	請 求	5条1号	令和5年6月20日24号で開示決定された新型コロナウイルスワクチン接種事業関係の歳入予算整理簿と歳出予算整理簿と同様の令和3年版と令和5年版途中までの資料	1	R5.12.4	公開		
104	市長 生活衛生課	2	R5.4.3	請 求	5条2号	川口市芝富士〇丁目〇番〇号における営業許可証及び事業内容が分かる文書	1	R5.5.18	部分公開	7条2号	
105	市長 生活衛生課	45	R5.4.12	請 求	5条1号	理容・美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興行場 営業情報・廃業情報	1	R5.6.2	部分公開	7条2号	
106	市長 生活衛生課	82	R5.5.2	請 求	5条6号	令和5年1月1日から4月30日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)	1	R5.6.15	部分公開	7条2号	
107	市長 生活衛生課	154	R5.5.16	請 求	5条6号	令和5年5月1日から5月15日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)	1	R5.6.15	公開		
108	市長 生活衛生課	230	R5.6.2	請 求	5条6号	令和5年5月16日から5月31日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)	1	R5.7.6	部分公開	7条2号	
109	市長 生活衛生課	254	R5.6.16	請 求	5条6号	令和5年6月1日から6月15日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)	1	R5.7.6	部分公開	7条2号	
110	市長 生活衛生課	304	R5.7.3	請 求	5条6号	令和5年6月16日から6月30日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)	1	R5.8.3	部分公開	7条2号	
111	市長 生活衛生課	305	R5.7.3	請 求	5条6号	令和5年1月1日から6月30日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(旅館・クリーニング)	1	R5.8.3	部分公開	7条2号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
112	市長 生活衛生課	307	R5.7.5	請 求	5条6号	環境営業者台帳の内、全営業種別において請求日現在までに営業許可決定した施設及び営業届を提出した施設	1	R5.8.1	部分公開	7条2号	
113	市長 生活衛生課	332	R5.7.18	請 求	5条6号	令和5年7月1日から7月15日までに営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧(理容所・美容所)			取下げ		
114	市長 生活衛生課	616	R6.1.11	請 求	5条6号	令和5年7月1日から令和5年12月31日までに新規で許可または確認を受けた環境衛生営業施設一覧(廃止を除く)(旅館・クリーニング)			取下げ		
115	市長 食品衛生課	417	R5.9.5	請 求	5条6号	食品営業許可施設一覧	1	R5.10.4	部分公開	7条2号 7条3号	
116	市長 食品衛生課	441	R5.9.21	請 求	5条1号	食品営業許可施設一覧	1	R5.10.17	部分公開	7条2号 7条3号	
117	市長 国民健康保険課	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	12	R5.10.2	部分公開	7条2号	
118	市長 看護専門学校	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	5	R5.10.2	部分公開	7条2号 7条6号 不存在	
119	市長 環境保全課	229	R5.6.2	請 求	5条6号	環境保全課受付48号、49号の鑑及び別紙	1	R5.6.9	部分公開	7条3号	
120	市長 環境保全課	247	R5.6.13	請 求	5条1号	〇〇に対する騒音・振動等の発生の調査、指導等に関する一切の文書	4	R5.6.28	部分公開	7条2号 7条3号 7条4号 7条5号	
121	市長 環境保全課	293	R5.6.29	請 求	5条1号	令和5年3月31日時点における、大気汚染防止法に基づく届出がされている施設一覧			取下げ		情報提供
122	市長 環境保全課	378	R5.8.22	請 求	5条1号	川口市の夜間工事の騒音規制値について			取下げ		
123	市長 環境保全課	515	R5.11.7	請 求	5条6号	〇〇(川口市川口〇丁目〇番〇号)に係る平成〇年〇月〇日付け水質汚濁防止法第6条第1項に基づく特定施設使用届出書のすべて	1	R5.11.9	部分公開	7条3号	
124	市長 環境保全課	572	R5.12.13	請 求	5条6号	川口市が管轄する地域の大气汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有している工場、発電所の燃料種別、および事業所の名称および住所、施設種類			取下げ		情報提供
125	市長 環境保全課	647	R6.2.13	請 求	5条1号	令和5年「川口市道神根第706号線」に関する文書	4	R6.4.9	部分公開	7条2号	
126	市長 資源循環課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
127	市長 資源循環課	464	R5.9.22	請 求	5条6号	〇〇に対して行われた廃掃法違反による調査事実・内容・結果が分かる文書	3	R5.10.12	部分公開	7条2号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
128	市長 産業廃棄物対策課	276	R5.6.26	請 求	5条1号	廃棄物の処理及清掃に関する法律に基づきなされた、産業廃棄物収集運搬業者〇〇に対する調査・指導・命令に関する文書	22	R5.7.20	部分公開	7条2号 7条3号 7条4号	
129	市長 産業廃棄物対策課	426	R5.9.11	請 求	5条6号	川口市大字神戸〇丁目〇番〇号の土地を占有使用している業者が産業廃棄物を集積している状況について、市が認識している事情や改善勧告等を行った経緯を明らかにする文書、写真等一切	33	R5.11.9	部分公開	7条2号 7条3号 7条4号 7条6号	
130	市長 産業廃棄物対策課	464	R5.9.22	請 求	5条6号	〇〇に対して行われた廃掃法違反による調査事実・内容・結果が分かる文書	2	R5.10.12	部分公開	7条2号 7条3号	
131	市長 環境施設課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
132	市長 収集業務課	53	R5.4.19	請 求	5条1号	〇〇町会からごみ捨て場を置くよう申請した書類の写し			非公開	不存在	
133	市長 収集業務課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		
134	市長 戸塚環境センター	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	7条2号	
135	市長 鳩ヶ谷衛生センター	581	R5.12.13	請 求	5条6号	川口市立〇〇小学校における、浄化槽の清掃、点検、検査を契約している業者名、及び1㎡当たりの汲み取り費用の詳細及び契約に関する一切の書類	3	R6.1.9	部分公開	7条3号	
136	市長 農政課	650	R6.2.13	請 求	5条1号	平成25年から請求日時点における〇〇区域、〇〇区域における農地転用違反に係る行政指導に関する文書			非公開	不存在	
137	市長 グリーンセンター	52	R5.4.19	請 求	5条1号	グリーンセンター第2工区公園施設撤去工事(その2)金入り設計書	1	R5.5.10	公開		
138	市長 グリーンセンター	115	R5.5.11	請 求	5条6号	グリーンセンター第2工区公園施設撤去工事(その2)金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
139	市長 グリーンセンター	116	R5.5.11	請 求	5条6号	グリーンセンター第4駐車場整備工事のうち構造物撤去工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
140	市長 グリーンセンター	180	R5.5.25	請 求	5条2号	令和5年度グリーンセンター第2工区公園施設撤去等工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
141	市長 グリーンセンター	181	R5.5.25	請 求	5条2号	令和5年度グリーンセンター第4駐車場整備工事のうち構造物撤去工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
142	市長 グリーンセンター	199	R5.5.25	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区公園施設撤去工事 グリーンセンター第4駐車場整備工事のうち構造物撤去等工事 金入り設計書	2	R5.6.6	公開		
143	市長 グリーンセンター	203	R5.5.29	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区公園施設撤去工事 グリーンセンター第4駐車場整備工事のうち構造物撤去等工事 金入り設計書	2	R5.7.7	公開		
144	市長 グリーンセンター	264	R5.6.21	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区公園施設撤去等工事 金入り設計書	1	R5.6.28	公開		
145	市長 グリーンセンター	265	R5.6.21	請 求	5条2号	グリーンセンター第4駐車場整備工事のうち構造物撤去工事 金入り設計書	1	R5.6.28	公開		
146	市長 グリーンセンター	424	R5.9.8	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区造成工事 金入り設計書	1	R5.9.28	公開		
147	市長 グリーンセンター	430	R5.9.13	請 求	5条2号	グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	R5.9.28	公開		
148	市長 グリーンセンター	431	R5.9.13	請 求	5条2号	グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
149	市長 グリーンセンター	433	R5.9.19	請 求	5条2号	グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		
150	市長 グリーンセンター	456	R5.9.21	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区仮設通路設置等工事 金入り設計書	1	R5.10.13	公開		
151	市長 グリーンセンター	489	R5.10.12	請 求	5条2号	グリーンセンター第2工区造成工事 金入り設計書	1	R5.10.27	公開		
152	市長 グリーンセンター	490	R5.10.12	請 求	5条2号	グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	R5.10.27	公開		
153	市長 グリーンセンター	503	R5.10.26	請 求	5条2号	令和5年度グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	日程調整中	公開		
154	市長 グリーンセンター	527	R5.11.16	請 求	5条2号	令和5年度グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書、設計図書等の書類	1	R5.11.30	公開		
155	市長 グリーンセンター	554	R5.12.5	請 求	5条2号	令和5年度グリーンセンター第4駐車場整備工事 金入り設計書	1	R6.1.10	公開		
156	市長 公営競技事務所	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
157	市長 公営競技事務所	394	R5.8.28	請 求	5条1号	・令和4年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和5年4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・令和4年度末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・翌年度へ会計年度任用の継続(希望)に関して、上限回数や上限期間を設けて公募選考における合格が必要とされる職種、また、その職種の令和4年度末現在の職員数 ・任用上限と公募について定めたもの ・公募に応募した者の数とその職種別内訳 ・公募における選考の結果不合格となり離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 ・不合格を通知する文書の様式 ・不合格通知の発出日 ・不合格となった在職職員に対して行われた求人紹介についての定めと実施記録 ・会計年度職員の応募総数と合格者数およびその職種別内訳	1	R5.10.2	部分公開	不存在	
158	建設管理課 市長	484	R5.10.5	請 求	5条1号	下記の作業に投入された、令和2年から令和5年5月8日5類化以前までの人件費・電気代光熱費・通信費などの固定費がわかる資料 1 PCR検査抗原検査補助金申請書受理と補助金交付 2 保健所でのHERSYS発生届受理と厚生労働大臣への報告 3 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナワクチン接種のお知らせ」を広報かわぐちに掲載するための作業 4 ワクチン接種会場の設営と運作業 ワクチン接種委託料支払作業 接種券送付のための印刷郵送作業 その他ワクチン接種に関する作業 5 コロナ地方創生臨時交付金申請受領	4	R5.12.4	部分公開	7条2号 7条3号	
159	市長 道路維持課	34	R5.4.11	請 求	5条2号	戸塚第619号線側溝清掃業務 金入り設計書	1	R5.4.28	公開		
160	市長 道路維持課	66	R5.4.24	請 求	5条2号	南平第322号線舗装補修工事・幹線第46号線舗装補修工事・幹線第53号線道路五補修工事(その2)・横曽根第212号線舗装補修工事 金入り設計書、当初設計書(数量、共通仕様書、図面を除く)	4	R5.5.9	公開		
161	市長 道路維持課	126	R5.5.15	請 求	5条2号	南平第322号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
162	市長 道路維持課	127	R5.5.15	請 求	5条2号	幹線第53号線道路補修工事(その2) 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
163	市長 道路維持課	128	R5.5.15	請 求	5条2号	横曽根第212号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
164	市長 道路維持課	240	R5.6.9	請 求	5条2号	戸塚第424号線ほか2路線側溝清掃業務 金入り設計書及び仕様書一式	1	R5.6.23	公開		
165	市長 道路維持課	269	R5.6.22	請 求	5条6号	市道の供用開始告示文書・位置図・平面図	1	R5.7.12	公開		
166	市長 道路維持課	328	R5.7.18	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する川口市道(幹線第8号線)について、河川法第24条及び第26条の許可がなされていることが確認できる文書			非公開	不存在	
167	市長 道路維持課	423	R5.9.8	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する川口市道(幹線第8号線)に関する権原取得について確認できる文書			非公開	不存在	
168	市長 道路維持課	457	R5.9.21	請 求	5条2号	幹線第35号線道路補修工事 金入り設計書	1	R5.10.23	公開		
169	市長 道路維持課	460	R5.9.21	請 求	5条2号	安行第169号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.10.23	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
170	市長 道路維持課	461	R5.9.21	請 求	5条2号	幹線第60号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.10.23	公開		
171	市長 道路維持課	462	R5.9.21	請 求	5条2号	幹線第108号線舗装補修工事 金入り設計書	1	R5.10.23	公開		
172	市長 道路維持課	506	R5.10.30	請 求	5条2号	幹線第102号線側溝清掃業務委託(積算内訳書) 新郷第199号線側溝清掃業務委託(積算内訳書) 金入り設計書	2	R5.11.16	公開		
173	市長 道路維持課	577	R5.12.13	請 求	5条6号	幹線第10号線道路補修工事 金入り設計書	1	R6.1.15	公開		
174	市長 道路維持課	628	R6.1.30	請 求	5条1号	戸塚第457号線舗装補修工事 積算内訳書	1	R6.2.20	公開		
175	市長 道路維持課	629	R6.1.30	請 求	5条1号	青木第212号線舗装補修工事 積算内訳書	1	R6.2.20	公開		
176	市長 道路維持課	637	R6.1.31	請 求	5条2号	横曽根第212号路線舗装補修工事 幹線第53号線道路補修工事(その2) 青木第212号舗装補修工事 戸塚第457号線舗装補修工事 金入り設計書	4	R6.2.28	公開		
177	市長 道路維持課	651	R6.2.14	請 求	5条1号	国有財産譲渡申請書	1	R6.3.5	公開		
178	市長 道路維持課	684	R6.3.4	請 求	5条2号	土地使用貸借契約書及びそれに付随する面積の分かる図面	1	R6.3.15	部分公開	7条2号	
179	市長 道路建設課	42	R5.4.12	請 求	5条1号	川口市道神根701号線・706号線に関する住民説明 で語られた〇〇からの要望書	1	R5.5.29	公開		
180	市長 道路建設課	54	R5.4.19	請 求	5条1号	・協定書の第3条第4項に規定されている雑草刈り払い について作業したことがわかる資料 ・見沼代用水土地改良区の指示する雑草刈り払い期間 について日時が記載された文書			非公開	不存在	
181	市長 道路建設課	55	R5.4.19	請 求	5条1号	登記図面よりも実際の歩道幅が狭く工事された理由が わかるもの			非公開	不存在	
182	市長 道路建設課	56	R5.4.19	請 求	5条1号	遊歩道が図面と異なり歩道幅が狭く工事された理由が わかる書類			非公開	不存在	
183	市長 道路建設課	327	R5.7.18	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する川口 市道(幹線第8号線)について、河川法第24条及び第2 6条の許可がなされていることが確認できる文書			非公開	不存在	
184	市長 道路建設課	338	R5.7.21	請 求	5条2号	令和4年度 網代橋改修工事 金入り設計書及び積算 根拠資料等	1	R5.8.7	部分公開	7条3号	
185	市長 道路建設課	339	R5.7.21	請 求	5条2号	令和4年度 白鷺橋改修工事 金入り設計書及び積算 根拠資料等	1	R5.8.7	公開		
186	市長 道路建設課	340	R5.7.21	請 求	5条2号	令和4年度 芝陸橋改修工事 金入り設計書及び積算 根拠資料等	1	R5.8.7	部分公開	7条3号	
187	市長 道路建設課	341	R5.7.21	請 求	5条2号	令和3年度 芝陸橋改修工事 金入り設計書及び積算 根拠資料等	1	R5.8.7	部分公開	7条3号	
188	市長 道路建設課	390	R5.8.25	請 求	5条2号	芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.15	公開		
189	市長 道路建設課	391	R5.8.25	請 求	5条2号	西川口陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.15	公開		
190	市長 道路建設課	392	R5.8.25	請 求	5条2号	西通り橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.15	公開		
191	市長 道路建設課	401	R5.8.28	請 求	5条2号	西通り橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.14	公開		
192	市長 道路建設課	402	R5.8.28	請 求	5条2号	西川口陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.14	公開		
193	市長 道路建設課	403	R5.8.28	請 求	5条2号	芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.14	公開		
194	市長 道路建設課	412	R5.9.4	請 求	5条2号	芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.22	部分公開	7条3号	
195	市長 道路建設課	413	R5.9.4	請 求	5条2号	西川口陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.14	公開		
196	市長 道路建設課	414	R5.9.4	請 求	5条2号	西通り橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.14	公開		
197	市長 道路建設課	415	R5.9.4	請 求	5条2号	芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.21	部分公開	7条3号	
198	市長 道路建設課	416	R5.9.4	請 求	5条2号	西川口陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.9.21	公開		
199	市長 道路建設課	432	R5.9.15	請 求	5条2号	網代橋改修工事 金入り設計書	1	R5.10.2	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
200	市長 道路建設課	476	R5.10.2	請 求	5条2号	見沼遊歩道整備工事 金入り設計書	1	R5.10.24	公開		
201	市長 道路建設課	481	R5.10.2	請 求	5条2号	上青木浄水場北・西フェンス改修工事 金入り設計書	1	R5.10.24	公開		
202	市長 道路建設課	500	R5.10.26	請 求	5条2号	令和5年度西川口陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.11.14	公開		
203	市長 道路建設課	501	R5.10.26	請 求	5条2号	令和5年度西通り橋改修工事 金入り設計書	1	R5.11.14	公開		
204	市長 道路建設課	502	R5.10.26	請 求	5条2号	令和5年度芝陸橋改修工事 金入り設計書	1	R5.11.14	部分公開	7条3号	
205	市長 道路建設課	519	R5.11.8	請 求	5条2号	幹線第56号線ほか1路線道路改良工事 金入り設計書			取下げ		
206	市長 道路建設課	533	R5.11.20	請 求	5条2号	幹線第56号線ほか1路線道路改良工事 金入り設計書	1	R5.12.4	公開		
207	市長 道路建設課	534	R5.11.20	請 求	5条2号	耐震性貯水槽設置工事その2 金入り設計書	1	R5.12.1	公開		
208	市長 道路建設課	576	R5.12.13	請 求	5条6号	神根第703号線道路改良工事 金入り設計書	1	R6.1.11	公開		
209	市長 道路建設課	595	R5.12.18	請 求	5条2号	浅間橋改修工事 金入り設計書	1	R6.1.24	公開		
210	市長 道路建設課	605	R5.12.20	請 求	5条2号	稲荷橋改修工事 金入り設計書、数量計算書、積算根拠資料	1	R6.1.11	公開		
211	市長 公園課	38	R5.4.12	請 求	5条1号	〇〇公園地区境の整備について検討した結果及び今後の計画がわかるもの			非公開	その他	
212	市長 公園課	39	R5.4.12	請 求	5条1号	〇〇公園のブランターを設置した者が分かる資料			非公開	不存在	
213	市長 公園課	40	R5.4.12	請 求	5条1号	令和4年度公園管理作業奉仕団体報償明細	1	R5.5.10	部分公開	7条2号	
214	市長 公園課	41	R5.4.12	請 求	5条1号	・令和2年2月7日以降のゆうゆう歩道に関する報告書すべて ・〇〇公園でゲートボールを許可した団体がわかるもの	2	R5.5.10	部分公開	7条2号	
215	市長 公園課	133	R5.5.15	請 求	5条6号	グリーンインフラ活用基盤整備工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
216	市長 公園課	135	R5.5.15	請 求	5条6号	幹線第50号線ほか2路線街路緑地帯管理委託 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
217	市長 公園課	223	R5.6.1	請 求	5条2号	赤山歴史自然公園植栽地等管理委託 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
218	市長 公園課	251	R5.6.14	請 求	5条2号	令和4年度「赤山歴史自然公園植栽地等管理委託」「都市公園(神根地区)管理委託」「都市公園(南平地区)業務委託」 令和5年度「桜町6丁目公園ほか13公園樹木管理委託」 令和5年度「赤山歴史自然公園環境創出委託」 金入り設計書、見積書、設計図書等の書類	5	R5.7.3	部分公開	7条2号	
219	市長 公園課	333	R5.7.19	請 求	5条2号	南中学校ほか11校樹木管理委託 内訳書、設計書	1	R5.8.7	公開		
220	市長 公園課	334	R5.7.19	請 求	5条2号	新郷小学校ほか14校樹木管理委託 内訳書、設計書	1	R5.8.7	公開		
221	市長 公園課	335	R5.7.19	請 求	5条2号	桜町6丁目公園ほか13公園樹木管理委託 内訳書、設計書	1	R5.8.7	公開		
222	市長 公園課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	3	R5.10.30	部分公開	7条3号	
223	市長 公園課	477	R5.10.2	請 求	5条2号	赤山歴史自然公園ウッドデッキ整備工事 金入り設計書	1	R5.10.24	公開		
224	市長 公園課	482	R5.10.4	請 求	5条2号	赤山歴史自然公園ウッドデッキ整備工事 金入り設計書	1	R5.10.20	公開		
225	市長 公園課	491	R5.10.12	請 求	5条2号	赤山歴史自然公園ウッドデッキ整備工事 金入り設計書	1	R5.10.27	公開		
226	市長 公園課	550	R5.12.5	請 求	5条1号	赤山歴史自然公園ウッドデッキ整備工事 金入り設計書	1	R5.12.27	公開		
227	市長 公園課	555	R5.12.5	請 求	5条1号	赤山歴史自然公園ウッドデッキ整備工事 金入り設計書	1	R5.12.21	公開		
228	市長 公園課	608	R5.12.21	請 求	5条6号	サン・ショッピングパーク改修工事 内訳書、数量表、図面、仕様書	1	R6.1.15	公開		
229	市長 公園課	631	R6.1.31	請 求	5条2号	医療センターほか1件庭園等管理委託 令和5年度金入り設計書	1	R6.2.15	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
230	市長 公園課	632	R6.1.31	請 求	5条2号	都市公園(新郷地区)管理委託 令和5年度仕様書、金 入り設計書(図面除く)	1	R6.2.15	公開		
231	市長 河川課	28	R5.4.7	請 求	5条2号	前野宿川緊急改修工事 金入り設計書	1	R5.4.26	公開		
232	市長 河川課	47	R5.4.14	請 求	5条2号	前野宿川緊急改修工事 金入り設計書	1	R5.4.25	公開		
233	市長 河川課	58	R5.4.19	請 求	5条2号	芝川堤脚水路改修工事(その1) 芝川堤脚水路改修工事(その2) 金入り設計書	1	R5.4.26	公開		
234	市長 河川課	85	R5.5.8	請 求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1) 金入り設計書	1	R5.5.17	公開		
235	市長 河川課	86	R5.5.8	請 求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) 金入り設計書	1	R5.5.17	公開		
236	市長 河川課	113	R5.5.11	請 求	5条6号	雨水貯留施設整備工事(その1) 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
237	市長 河川課	114	R5.5.11	請 求	5条6号	雨水貯留施設整備工事(その2) 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
238	市長 河川課	120	R5.5.12	請 求	5条2号	江川第3調節池整備工事(その1)金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
239	市長 河川課	139	R5.5.16	請 求	5条2号	令和5年4月14日開札の芝川堤脚水路改修工事(その 1) 令和5年4月14日開札の芝川堤脚水路改修工事(その 2) 金入り設計書	2	R5.5.31	公開		
240	市長 河川課	140	R5.5.16	請 求	5条2号	谷中落とし改修工事(その1) 金入り設計書	1	R5.5.25	公開		
241	市長 河川課	141	R5.5.16	請 求	5条2号	赤堀排水改修工事 金入り設計書	1	R5.5.25	公開		
242	市長 河川課	153	R5.5.16	請 求	5条2号	令和元年度 前野宿川改修工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
243	市長 河川課	169	R5.5.18	請 求	5条3号	雨水貯留施設整備工事(その1) 金入り設計書			取下げ		
244	市長 河川課	185	R5.5.25	請 求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1) 金入り設計書	1	R5.6.9	公開		
245	市長 河川課	186	R5.5.25	請 求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その2) 金入り設計書	1	R5.6.9	公開		
246	市長 河川課	210	R5.6.1	請 求	5条2号	江川第3調節池整備工事(その1) 金入り設計書	1	R5.6.14	公開		
247	市長 河川課	224	R5.6.1	請 求	5条2号	雨水貯留施設整備工事(その1) 雨水貯留施設整備工事(その2) 金入り設計書	2	R5.6.23	公開		
248	市長 河川課	272	R5.6.23	請 求	5条2号	令和4年度芝川浚渫委託(その3) 金入り設計書	1	R5.7.6	公開		
249	市長 河川課	326	R5.7.18	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する川口 市道(幹線第8号線)について、河川法第24条及び第2 6条の許可がなされていることが確認できる文書			非公開	不存在	
250	市長 河川課	367	R5.8.4	請 求	5条2号	芝川浚渫委託 金入り設計書	1	R5.8.18	公開		
251	市長 河川課	371	R5.8.8	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する川口 市道(幹線第8号線)について、河川法第24条及び第2 6条の許可がなされていることが確認できる文書			非公開	不存在	
252	市長 河川課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約 で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険 金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		
253	市長 河川課	427	R5.9.12	請 求	5条2号	根井堀用水浚渫委託 金入り設計書	1	R5.9.29	公開		
254	市長 河川課	475	R5.10.2	請 求	5条2号	山王排水路遊歩道整備工事 金入り設計書	1	R5.10.24	公開		
255	市長 河川課	493	R5.10.18	請 求	5条2号	赤堀用水浚渫委託(その2) 金入り設計書及び同入札の最低制限価格に関する資 料	1	R5.11.13	部分公開	7条6号	
256	市長 河川課	507	R5.10.31	請 求	5条2号	見沼代用水東縁浚渫委託 金入り設計書	1	R5.11.28	公開		
257	市長 河川課	509	R5.11.2	請 求	5条2号	前野宿川改修工事 金入り設計書			取下げ		情報提供

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
258	市長 河川課	512	R5.11.6	請 求	5条2号	前野宿川改修工事 金入り設計書			取下げ		
259	市長 河川課	518	R5.11.8	請 求	5条2号	見沼－8号水路整備工事 金入り設計書	1	R5.11.20	公開		
260	市長 河川課	522	R5.11.9	請 求	5条2号	前野宿川改修工事 金入り設計書	1	R5.11.21	公開		
261	市長 河川課	530	R5.11.16	請 求	5条2号	令和5年度 江川第3調節池整備工事(その2) 金入り設計書	1	R5.12.4	公開		
262	市長 河川課	537	R5.11.20	請 求	5条2号	見沼8号水路整備工事 金入り設計書	1	R5.11.29	公開		
263	市長 河川課	543	R5.11.28	請 求	5条2号	前野宿川浚渫 金入り設計書	1	R5.12.7	公開		
264	市長 河川課	556	R5.12.5	請 求	5条2号	見沼8号水路整備工事 金入り設計書	1	R5.12.21	公開		
265	市長 河川課	563	R5.12.8	請 求	5条2号	篠根川浚渫委託 荒川浚渫委託 根井堀用水浚渫委託 金入り設計書	3	R5.12.22	公開		
266	市長 河川課	573	R5.12.13	請 求	5条6号	前野宿川改修工事 金入り設計書	1	R6.1.11	公開		
267	市長 河川課	584	R5.12.15	請 求	5条2号	令和5年度水路除草委託(その4) 金入り内訳書	1	R6.1.10	公開		
268	市長 河川課	585	R5.12.15	請 求	5条2号	令和5年度前野宿川浚渫委託 金入り内訳書	1	R6.1.10	公開		
269	市長 河川課	586	R5.12.15	請 求	5条2号	令和5年度篠根川浚渫委託(その3) 金入り内訳書	1	R6.1.10	公開		
270	市長 河川課	587	R5.12.15	請 求	5条2号	令和5年度山王排水路浚渫委託 金入り内訳書	1	R6.1.10	公開		
271	市長 河川課	598	R5.12.19	請 求	5条2号	赤堀用水浚渫委託(その3) 金入り設計書	1	R6.1.18	公開		
272	市長 河川課	599	R5.12.19	請 求	5条2号	笹根川浚渫委託(その3) 金入り設計書	1	R6.1.18	公開		
273	市長 河川課	600	R5.12.19	請 求	5条2号	前野宿川浚渫委託 金入り設計書	1	R6.1.18	公開		
274	市長 河川課	602	R5.12.19	請 求	5条2号	根井堀用水浚渫委託(その3) 金入り設計書	1	R6.1.10	公開		
275	市長 河川課	606	R5.12.20	請 求	5条2号	根井堀用水浚渫委託 金入り設計書、数量計算書、積算根拠資料	1	R6.1.11	公開		
276	市長 河川課	607	R5.12.20	請 求	5条2号	笹根川浚渫委託その3 金入り設計書、数量計算書、積算根拠資料	1	R6.1.11	公開		
277	市長 河川課	610	R5.12.27	請 求	5条2号	見沼代用水東縁浚渫委託(その2) 江川浚渫委託(その2) 赤堀用水浚渫委託(その4) 前野宿川浚渫委託(その2) 根井堀用水浚渫委託(その3) 金入り設計書	5	R6.1.16	公開		
278	市長 河川課	627	R6.1.25	請 求	5条1号	前野宿川緊急改修工事 金入り設計書	1	R6.2.1	公開		
279	市長 河川課	681	R6.3.4	請 求	5条2号	都市基盤河川改修事業芝川護岸工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
280	市長 河川課	702	R6.3.26	請 求	5条2号	水路除草委託(その4) 金入り設計書	1	R6.5.7	公開		
281	市長 建築課	155	R5.5.17	請 求	5条2号	芝東中学校プール改築工事に伴う解体工事 金入り設計書	1	R5.6.6	部分公開	7条6号	
282	市長 建築課	233	R5.6.5	請 求	5条2号	並木小学校プール解体工事 金入り設計書	1	R5.6.29	部分公開	7条6号	
283	市長 建築課	234	R5.6.5	請 求	5条2号	仲町中学校プール解体工事 金入り設計書	1	R5.6.29	部分公開	7条6号	
284	市長 建築課	268	R5.6.21	請 求	5条2号	令和5年度神根中学校プール解体工事 金入り設計書	1	R5.8.7	部分公開	7条6号	
285	市長 建築課	313	R5.7.6	請 求	5条2号	令和4年度中学校夜間学級新校舎建設工事 金入り設計書	1	R5.7.31	部分公開	7条6号	
286	市長 建築課	349	R5.7.26	請 求	5条2号	領家公民館陶芸場解体工事 SKIPシティC街区鉄塔基礎撤去工事 第2支団第2分団消防団車庫解体工事 並木自転車駐車場解体工事 安行スポーツセンター既存野球場証明解体工事 上青木西2丁目管理建物解体工事 中青木公園管理棟解体工事 新郷小学校プール解体工事 金入り設計書	8	R5.8.18	部分公開	7条6号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
287	市長 建築課	494	R5.10.19	請 求	5条1号	領家高層住宅・領家公民館・領家保育所解体工事 金 入り設計書	1	R5.11.2	部分公開	7条6号	
288	市長 建築課	601	R5.12.19	請 求	5条1号	仲町小学校管理棟⑤解体工事 金入り設計書	1	R5.12.28	部分公開	7条6号	
289	市長 建築課	633	R6.1.31	請 求	5条2号	仮称小宮山公園家屋解体工事 金入り設計書	1	R6.2.28	部分公開	7条6号	
290	市長 電気設備課	552	R5.12.5	請 求	5条2号	戸塚西中学校管理諸室空調機取替工事 金入り設計 書・積算根拠	1	R5.12.20	公開		
291	市長 計画管理課	77	R5.4.28	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市戸塚南〇丁目〇番〇号)	1	R5.5.12	公開		
292	市長 計画管理課	129	R5.5.15	請 求	5条2号	住居表示台帳の写し(川口市坂下町〇丁目〇番〇号)	1	R5.5.23	公開		
293	市長 計画管理課	329	R5.7.18	請 求	5条6号	令和5年1月1日から令和5年6月30日までに付定の あった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規 則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書 等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番 の明記されている資料	7	R5.8.7	部分公開	7条2号	
294	市長 計画管理課	345	R5.7.24	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市青木〇丁目〇番〇号、末 広〇丁目〇番〇号)	1	R5.8.14	公開		
295	市長 計画管理課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約 で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険 金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
296	市長 計画管理課	393	R5.8.25	請 求	5条2号	住居表示台帳の写し(川口市弥平〇丁目〇番〇号)	1	R5.9.14	公開		
297	市長 計画管理課	472	R5.9.28	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市芝宮根町〇丁目〇番〇 号)	1	R5.10.6	公開		
298	市長 計画管理課	483	R5.10.5	請 求	5条6号	令和5年7月1日～令和5年9月30日に付番された住 居表示台帳の写し	1	R5.10.25	公開		
299	市長 計画管理課	492	R5.10.13	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市芝下〇丁目〇番〇号)	1	R5.10.20	公開		
300	市長 計画管理課	614	R6.1.10	請 求	5条6号	令和5年10月1日～令和5年12月31日に付番された 住居表示台帳の写し	1	R6.2.2	公開		
301	市長 計画管理課	617	R6.1.12	請 求	5条2号	住居表示台帳の写し(川口市領家〇丁目〇番〇号)	1	R6.1.23	公開		
302	市長 計画管理課	619	R6.1.16	請 求	5条6号	住居表示台帳請求リストの最新の住居表示台帳の写し	1	R6.2.1	公開		
303	市長 計画管理課	625	R6.1.19	請 求	5条6号	令和5年3月1日～令和5年12月31日に新しく付定さ れた建物の住居表示台帳の写し	1	R6.2.13	公開		
304	市長 計画管理課	626	R6.1.23	請 求	5条6号	令和5年7月1日から令和5年12月31日までに付定の あった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規 則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書 等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番 の明記されている資料	7	R6.2.13	公開		
305	市長 計画管理課	640	R6.2.5	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市元郷〇丁目〇番〇号)	1	R6.2.19	公開		
306	市長 計画管理課	695	R6.3.18	請 求	5条2号	住居表示台帳の写し(川口市東領家〇丁目〇番〇号)	1	R6.3.29	公開		
307	市長 計画管理課	697	R6.3.21	請 求	5条6号	住居表示台帳の写し(川口市川口〇丁目〇番〇号)	1	日程調整中	公開		
308	市長 都市交通対策室	262	R5.6.19	請 求	5条1号	中距離電車停車調査業務委託及び関連業務委託の報 告書、川口駅周辺地区まちづくり調査及びビジョン策定 業務委託の報告書			取下げ		情報提供
309	市長 住宅政策課	289	R5.6.28	請 求	5条1号	市営住宅使用料等収納状況調べ 平成28年度～令和3年度決算額の住宅使用料(駐車 場使用料・施設等使用料を除く)調定額・収納額・未済 額・不納欠損額について、現年度と過年度の内訳(推 移)が分かる資料	1	R5.7.13	公開		
310	市長 開発審査課	261	R5.6.17	請 求	5条6号	〇〇新築工事に係る近隣住民説明資料	1	R5.7.3	部分公開	7条2号	
311	市長 開発審査課	435	R5.9.19	請 求	5条1号	令和3年5月から現在までの、川口市〇〇における資 材置場、ヤードに関する、川口市から警察機関等への 連絡・相談・通報に関する一切の書類	1	R5.10.25	公開		
312	市長 開発審査課	653	R6.2.15	請 求	5条1号	川口市桜町〇丁目地内で行われた第三者照査の全文 (川口市が住民に向けて〇月〇日に発行した文章に記 載のものの全文)	1	R6.3.13	部分公開	7条2号	
313	市長 建築安全課	37	R5.4.12	申 出	5条2号	昭和56年11月13日 鳩ヶ谷取扱調書・協定書	1	R5.5.1	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
314	市長 建築安全課	44	R5.4.12	申 出	5条2号	道路調査報告書No3443 公図 道路調査報告書No2551 公図、案内図、現場写真	1	R5.5.1	公開		
315	市長 建築安全課	78	R5.4.28	請 求	5条3号	平成16年11月4日決裁の道路調査報告書No.4972	1	R5.5.22	部分公開	7条2号	
316	市長 建築安全課	81	R5.5.1	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 14-2-1 道路調査報告書No. 14-2	1	R5.5.23	部分公開	7条2号	
317	市長 建築安全課	88	R5.5.8	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 6150	1	R5.5.29	公開		
318	市長 建築安全課	90	R5.5.9	請 求	5条6号	建設リサイクル法の届出に関する書類(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	1	R5.7.5	公開		
319	市長 建築安全課	122	R5.5.12	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 6150 協定書、道路現況図	1	R5.5.29	部分公開	7条2号 7条3号	
320	市長 建築安全課	166	R5.5.18	請 求	5条6号	令和5年1月1日以降～5月18日までに提出された川口市内における解体届書	4	R5.6.19	部分公開	7条2号	
321	市長 建築安全課	207	R5.5.30	請 求	5条6号	道路調査報告書No. 6178	1	R5.6.27	公開		
322	市長 建築安全課	208	R5.5.30	申 出	5条6号	道路調査報告書No. 6178	1	R5.6.27	部分公開	7条2号 7条3号	
323	市長 建築安全課	235	R5.6.7	申 出	5条1号	道路調査書No. 2765 ・協定資料 ・私道に関する協定書 ・協定私道を利用して建築計画をする場合の条件	1	R5.7.3	部分公開	7条2号	
324	市長 建築安全課	248	R5.6.13	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 4178 ・道路調査書 ・念書 ・配置図 ・公図 ・承諾書	1	R5.7.4	公開		
325	市長 建築安全課	311	R5.7.6	請 求	5条6号	平成14年以降【川口市芝〇丁目〇番〇号】における建築リサイクル法に基づく解体工事届出書			非公開	不存在	
326	市長 建築安全課	315	R5.7.10	申 出	5条2号	道路調査報告書No. 2093一式	1	R5.7.28	部分公開	7条2号 7条3号	
327	市長 建築安全課	330	R5.7.18	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 4539	1	R5.8.4	部分公開	7条2号	
328	市長 建築安全課	331	R5.7.18	申 出	5条2号	道路調査報告書No. 3965	1	R5.8.4	部分公開	7条3号	
329	市長 建築安全課	336	R5.7.19	請 求	5条6号	道路調査報告書No. 4224 合意書	1	R5.8.10	部分公開	7条2号	
330	市長 建築安全課	353	R5.7.28	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 6217 協定書No. 155一式	1	R5.9.14	部分公開	7条2号	
331	市長 建築安全課	353	R5.7.28	申 出	5条2号	道路調査報告書No. 6217 協定書No. 155一式	1	R5.9.14	部分公開	7条2号	
332	市長 建築安全課	369	R5.8.7	請 求	5条6号	道路調査報告書No. 4565 調査及び確認処分の経緯、家屋図、航空写真、メモ、 建築計画概要図、配置図	1	R5.9.27	部分公開	7条2号	
333	市長 建築安全課	370	R5.8.7	申 出	5条6号	道路調査報告書No. 4565 調査及び確認処分の経緯、家屋図、航空写真、メモ、 建築計画概要図、配置図	1	R5.9.27	部分公開	7条2号 7条3号	
334	市長 建築安全課	381	R5.8.23	申 出	5条6号	道路調査報告書No. 3980 私道の取扱いについて(お願い)、公図、私道に関する協定書、現況図及び道路協定図、建築計画をする場合の条件	1	R5.9.13	部分公開	7条2号	
335	市長 建築安全課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
336	市長 建築安全課	465	R5.9.20	請 求	5条1号	道路調査報告書No. 6458	1	R5.11.9	部分公開	7条2号 7条3号	
337	市長 建築安全課	495	R5.10.23	請 求	5条6号	令和5年5月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、対象住所を工事の場所とするもの	6	R5.11.22	部分公開	7条2号	
338	市長 建築安全課	496	R5.10.23	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 4379	1	R5.11.13	部分公開	7条2号 7条3号	
339	市長 建築安全課	497	R5.10.23	請 求	5条2号	道路調査報告書No. 4039	1	R5.11.13	部分公開	7条2号	
340	市長 建築安全課	511	R5.11.6	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に約23年間の間存在している善光寺本堂が川口市においては仮設建築物であると認識されている法的根拠を確認できる文書			非公開	不存在	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
341	市長 建築安全課	547	R5.12.1	申 出	5条6号	No. 2404内協定書	1	R5.12.26	部分公開	7条2号	
342	市長 建築安全課	549	R5.12.4	申 出	5条6号	道路調査報告書No. 2366	1	R5.12.26	部分公開	7条2号 7条3号	
343	市長 建築安全課	603	R5.12.19	申 出	5条2号	道路調査報告書No. 3988	1	R6.1.12	公開		
344	市長 建築安全課	648	R6.2.13	請 求	5条1号	2013年から請求日時点における〇〇区域、〇〇区域における建築基準法違反に係る行政指導に関する文書	20	R6.4.9	公開		
345	市長 建築安全課	655	R6.2.16	申 出	5条6号	道路調査報告書No. 3394	1	R6.3.19	部分公開	7条2号 7条3号	
346	市長 建築安全課	656	R6.2.16	申 出	5条6号	建築基準法関係取扱調書、鳩ヶ谷復元協定	1	R6.3.18	部分公開	7条2号 7条3号	
347	市長 建築安全課	685	R6.3.6	請 求	5条2号	建築基準法42条1項5号に規定する道路位置指定図面(桜町〇丁目)に係る申請書等一式	1	R6.3.26	公開		
348	市長 建築安全課	700	R6.3.26	申 出	5条2号	道路調査No. 3133内の協定書一式	1	R6.4.19	公開		
349	みどり課 市長	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	2	R5.10.30	部分公開	7条3号	
350	みどり課 市長	646	R6.2.13	請 求	5条1号	2002年から請求日時点における「安行近郊緑地保全区域内行為届出」、「緑化計画書」に関する文書	19	R6.4.9	部分公開	7条2号 7条3号	
351	市街地整備室 市長	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		
352	市街地整備室 市長	499	R5.10.26	請 求	5条2号	芝地区住宅市街地総合整備事業 主要区画道路2号街路築造工事 金入り設計書、数量計算書、積算根拠資料(図面不要)	1	R5.11.21	公開		
353	市街地整備室 市長	520	R5.11.8	請 求	5条2号	芝地区住宅市街地総合整備事業 主要区画道路2号街路築造工事 金額入りの設計書	1	R5.11.20	公開		
354	市街地整備室 市長	535	R5.11.20	請 求	5条2号	芝地区住宅市街地総合整備事業 主要区画街路2号線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.11.29	公開		
355	市街地整備室 市長	536	R5.11.20	請 求	5条2号	芝地区住宅市街地総合整備事業 主要区画街路3号線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.11.29	公開		
356	街路事業課 市長	27	R5.4.7	請 求	5条2号	仁志町領家町線街路整備工事 金入り設計書	1	R5.5.15	公開		
357	区画整理課 市長	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	8	R5.10.30	部分公開	7条3号	
358	区画整理組合推進室 市長	592	R5.12.18	請 求	5条2号	戸塚東部特定土地区画整理事業区画街路8-8号路線歩道整備工事(その2) 金入り設計書			取下げ		
359	区画整理組合推進室 市長	593	R5.12.18	請 求	5条2号	戸塚南部特定土地区画整理事業都市計画道路石神境町線ほか5路線区画線設置工事 金入り設計書			取下げ		
360	西部土地区画整理事務所 市長	448	R5.9.21	請 求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業 5街区ほか造成工事(その3) 金入り設計書	1	R5.10.13	公開		
361	西部土地区画整理事務所 市長	514	R5.11.6	請 求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業 264街区ほか造成工事その4 金入り設計書	1	R5.11.30	公開		
362	西部土地区画整理事務所 市長	546	R5.12.1	請 求	5条2号	川口市都市計画事業(芝東第3土地区画整理事業)街区番号036-2BL② 移転に伴う査定額の内訳見積内容の全て、査定調査会社から受領した本地に関する書類一式			取下げ		
363	西部土地区画整理事務所 市長	559	R5.12.6	請 求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業 区画街路6-42号ほか3路線舗装新設工事 工事設計書(金入り)	1	R5.12.12	公開		
364	西部土地区画整理事務所 市長	560	R5.12.6	請 求	5条2号	令和5年12月5日開札 芝東第4土地区画整理事業 区画街路6-21号ほか4路線舗装新設工事 金入り設計書・積算根拠	1	R5.12.12	公開		
365	西部土地区画整理事務所 市長	575	R5.12.13	請 求	5条6号	芝東第3土地区画整理事業 区画街路4-101号路線街路築造工事 金入り設計書	1	R6.1.11	公開		
366	西部土地区画整理事務所 市長	594	R5.12.18	請 求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業 105-1街区ほか造成工事(その4) 金入り設計書	1	R6.1.24	公開		
367	西部土地区画整理事務所 市長	635	R6.1.31	請 求	5条2号	芝東第4土地区画整理事業区画街路6-21号路線舗装新設工事 金入り設計書	1	R6.2.28	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
368	市長 東部土地区画整理事務所	16	R5.4.5	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業174-2街区ほか造成工事 新郷東部第2土地区画整理事業区画街路6-162号ほか4路線街路築造工事 新郷東部第2土地区画整理事業129-4街区ほか造成工事 新郷東部第2土地区画整理事業区画街路95号路線街路築造工事 新郷東部第2土地区画整理事業12-1号路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.4.26	公開		
369	市長 東部土地区画整理事務所	117	R5.5.12	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業174-2街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
370	市長 東部土地区画整理事務所	118	R5.5.12	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業区画街路6-134号路線街区築造工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
371	市長 東部土地区画整理事務所	119	R5.5.12	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業区画街路12-1号路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
372	市長 東部土地区画整理事務所	194	R5.5.25	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 130-2街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
373	市長 東部土地区画整理事務所	195	R5.5.25	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-14号ほか4街路築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
374	市長 東部土地区画整理事務所	355	R5.8.1	請 求	5条1号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-66号ほか6路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.8.9	公開		
375	市長 東部土地区画整理事務所	449	R5.9.21	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-15号ほか4路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.4	公開		
376	市長 東部土地区画整理事務所	450	R5.9.21	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-66号ほか6路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.4	公開		
377	市長 東部土地区画整理事務所	513	R5.11.6	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-66号ほか6路線街路築造工事その2 金入り設計書	1	R5.11.14	公開		
378	市長 東部土地区画整理事務所	558	R5.12.5	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業183-1街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R5.12.21	公開		
379	市長 東部土地区画整理事務所	618	R6.1.12	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業183-1街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R6.1.25	公開		
380	市長 東部土地区画整理事務所	636	R6.1.31	請 求	5条2号	新郷東部第2土地区画整理事業 区画街路6-15号ほか4路線街路築造工事 金入り設計書	1	R6.2.28	公開		
381	市長 北部土地区画整理事務所	134	R5.5.15	請 求	5条6号	石神西立野特定土地区画整理事業14-2街区擁壁築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
382	市長 北部土地区画整理事務所	172	R5.5.22	請 求	5条2号	石神西立野特定土地区画整理事業14-2街区擁壁築造工事 金入り設計書	1	R5.6.13	公開		
383	市長 北部土地区画整理事務所	256	R5.6.17	請 求	5条2号	令和5年度(設計事後)石神西立野特定土地区画整理事業 土地計画道路石神戸塚線橋梁建設工事 金入り設計書	1	R5.8.7	公開		
384	市長 北部土地区画整理事務所	277	R5.6.27	請 求	5条2号	石神西立野特定土地区画整理事業 都市計画道路石神戸塚線橋梁建設工事 金入り設計書	1	R5.7.18	公開		
385	市長 北部土地区画整理事務所	454	R5.9.21	請 求	5条2号	安行藤八特定土地区画整理事業 都市計画道路戸塚安行線歩道整備工事 金入り設計書	1	R5.10.13	公開		
386	市長 北部土地区画整理事務所	574	R5.12.13	請 求	5条6号	石神西立野特定土地区画整理事業 134街区擁壁築造工事 金入り設計書	1	R6.1.11	公開		
387	市長 北部土地区画整理事務所	630	R6.1.30	請 求	5条1号	石神西立野特定土地区画整理事業 区画街路6-5号ほか2路線舗装新設工事 金入り設計書	1	R6.2.20	公開		
388	市長 里土地区画整理事務所	17	R5.4.5	請 求	5条2号	里土地区画整理事業65街区ほか造成工事 金入り設計書	1	R5.4.26	公開		
389	市長 里土地区画整理事務所	382	R5.8.24	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 都市計画道路蕨流山線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.9.15	公開		
390	市長 里土地区画整理事務所	428	R5.9.12	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6-25号線築造工事 金入り設計書	1	R5.10.6	公開		
391	市長 里土地区画整理事務所	437	R5.9.20	請 求	5条2号	都市計画道路蕨流山線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.5	公開		
392	市長 里土地区画整理事務所	445	R5.9.21	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 都市計画道路蕨流山線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.4	公開		
393	市長 里土地区画整理事務所	455	R5.9.21	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6-58号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.4	公開		
394	市長 里土地区画整理事務所	459	R5.9.21	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6-35号線ほか2路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.4	公開		
395	市長 里土地区画整理事務所	474	R5.10.2	請 求	5条2号	区画街路6-25号路線街路築造工事 金入り設計書	1	R5.10.24	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
396	市長 里土地区画整理事務所	557	R5.12.5	請 求	5条2号	区画街路6ー17号路線街路築造工事 金入り設計書	1	R6.1.10	公開		
397	市長 里土地区画整理事務所	597	R5.12.18	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6ー17号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	1	R6.1.24	公開		
398	市長 里土地区画整理事務所	638	R6.1.31	請 求	5条2号	里土地区画整理事業 区画街路6ー74号路線街路築造工事 里土地区画整理事業 45ー1街区ほか造成工事 里土地区画整理事業 区画街路6ー17号ほか1路線街路築造工事 金入り設計書	3	R6.2.28	公開		
399	市長 会計課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	公開		
400	上下水道事業管理者 財務課	487	R5.10.6	請 求	5条2号	辻排水区雨水管渠工事に係る最低制限価格等の算出根拠			取下げ		
401	上下水道事業管理者 財務課	622	R6.1.18	請 求	5条2号	改良第31号新郷地区配水管布設工事 改良第2号新郷地区配水管布設工事 工事契約書	3	R6.2.7	部分公開	7条2号	
402	上下水道事業管理者 財務課	623	R6.1.18	請 求	5条2号	南部第17処理分区分下水道管布設替その2工事 工事契約書	1	R6.2.7	部分公開	7条2号	
403	上下水道事業管理者 財務課	624	R6.1.18	請 求	5条2号	川口第22処理分区分汚水管渠2工区築造工事 工事契約書	2	R6.2.7	部分公開	7条2号	
404	上下水道事業管理者 財務課	689	R6.3.12	請 求	5条6号	改良第10号横管根地区配水管布設工事 最低制限価格根拠資料			取下げ		
405	上下水道事業管理者 上水道維持課	30	R5.4.10	請 求	5条2号	令和5年度舗道復旧委託(その1) 金入り設計書	1	R5.5.1	公開		
406	上下水道事業管理者 上水道維持課	31	R5.4.10	請 求	5条2号	令和5年度舗道復旧委託(その2) 金入り設計書			取下げ		
407	上下水道事業管理者 上水道維持課	35	R5.4.11	請 求	5条6号	令和5年度漏水修理等材料単価一覧表	1	R5.4.28	公開		
408	上下水道事業管理者 上水道維持課	447	R5.9.21	請 求	5条2号	第1号安行地区排水施設整備工事 金入り設計書	1	R5.10.11	公開		
409	上下水道事業管理者 上水道維持課	701	R6.3.26	請 求	5条2号	令和5年度舗装復旧委託(その1)・令和5年度舗装復旧委託(その3) 金入り設計書	1	R6.4.24	公開		
410	上下水道事業管理者 上水道建設課	1	R5.4.3	請 求	5条6号	令和4年度水道工事設計単価 金入り設計書	1	R5.5.17	公開		
411	上下水道事業管理者 上水道建設課	9	R5.4.4	請 求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事 改良第2号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R5.4.13	公開		
412	上下水道事業管理者 上水道建設課	11	R5.4.4	請 求	5条2号	改良第1号芝地区配水管布設工事 改良第2号新郷地区配水管布設工事 改良第3号神根地区配水管布設工事 改良第4号横管根・青木地区配水管布設工事 改良第5号青木地区配水管配水管布設工事 改良第6号新郷地区配水管布設工事 改良第7号新郷地区配水管布設工事 改良第8号横管根地区配水管布設工事 改良第9号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	9	R5.4.26	公開		
413	上下水道事業管理者 上水道建設課	14	R5.4.4	請 求	5条6号	水道事業の積算時に使用する 令和4年度版材料単価一覧表 令和5年度版材料単価一覧表 令和5年度版独自歩掛表	1	R5.5.8	公開		
414	上下水道事業管理者 上水道建設課	18	R5.4.5	請 求	5条2号	受託第6号安行地区仮設配水管布設工事 拡張第9号神根地区配水管布設工事 拡張第8号芝地区配水管布設工事 受託第2号安行新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	4	R5.5.12	公開		
415	上下水道事業管理者 上水道建設課	21	R5.4.5	請 求	5条6号	令和4年度川口市水道工事設計単価表	1	R5.5.19	公開		
416	上下水道事業管理者 上水道建設課	22	R5.4.5	請 求	5条6号	令和5年度川口市水道工事設計単価表			取下げ		情報提供
417	上下水道事業管理者 上水道建設課	23	R5.4.7	請 求	5条2号	改良第3号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.4.25	公開		
418	上下水道事業管理者 上水道建設課	24	R5.4.7	請 求	5条2号	改良第12号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.4.25	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
419	上下水道事業管理者 上水道建設課	36	R5.4.11	請 求	5条6号	改良第4号横曽根・青木地区配水管布設工事 改良第5号青木地区配水管配水管布設工事 改良第6号新郷地区配水管布設工事 改良第7号新郷地区配水管布設工事 改良第8号横曽根地区配水管布設工事 改良第9号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	6	R5.5.12	公開		
420	上下水道事業管理者 上水道建設課	43	R5.4.12	請 求	5条2号	令和4年度 拡張第5号新郷地区配水管布設工事 金 入り設計書	1	R5.5.8	公開		
421	上下水道事業管理者 上水道建設課	49	R5.4.14	請 求	5条2号	令和4年度 改良第58号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.5.10	公開		
422	上下水道事業管理者 上水道建設課	60	R5.4.20	請 求	5条6号	改良第50号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.5.19	公開		
423	上下水道事業管理者 上水道建設課	76	R5.4.28	請 求	5条2号	拡張第14号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.5.24	公開		
424	上下水道事業管理者 上水道建設課	96	R5.5.11	請 求	5条2号	拡張第13号芝地区配水管布設工事 拡張第12号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 拡張第16号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	3	R5.5.31	公開		
425	上下水道事業管理者 上水道建設課	97	R5.5.11	請 求	5条2号	拡張第9号神根・戸塚地区配水管布設工事 拡張第10号安行地区配水管布設工事 拡張第24号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第21号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.5.31	公開		
426	上下水道事業管理者 上水道建設課	130	R5.5.15	請 求	5条6号	拡張第11号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
427	上下水道事業管理者 上水道建設課	131	R5.5.15	請 求	5条6号	拡張第17号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
428	上下水道事業管理者 上水道建設課	132	R5.5.15	請 求	5条6号	拡張第18号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
429	上下水道事業管理者 上水道建設課	136	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第17号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.6	公開		
430	上下水道事業管理者 上水道建設課	137	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第7号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.6	公開		
431	上下水道事業管理者 上水道建設課	138	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第18号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.6	公開		
432	上下水道事業管理者 上水道建設課	144	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第13号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
433	上下水道事業管理者 上水道建設課	145	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第16号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
434	上下水道事業管理者 上水道建設課	146	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第12号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計 書	1	R5.6.2	公開		
435	上下水道事業管理者 上水道建設課	147	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第23号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
436	上下水道事業管理者 上水道建設課	148	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第23号神根地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		
437	上下水道事業管理者 上水道建設課	149	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第5号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
438	上下水道事業管理者 上水道建設課	150	R5.5.16	請 求	5条2号	拡張第11号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
439	上下水道事業管理者 上水道建設課	160	R5.5.17	請 求	5条2号	拡張第12号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計 書	1	R5.6.5	公開		
440	上下水道事業管理者 上水道建設課	161	R5.5.17	請 求	5条2号	拡張第14号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
441	上下水道事業管理者 上水道建設課	162	R5.5.17	請 求	5条2号	拡張第16号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
442	上下水道事業管理者 上水道建設課	163	R5.5.17	請 求	5条2号	拡張第16号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
443	上下水道事業管理者 上水道建設課	164	R5.5.17	請 求	5条2号	改良第23号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
444	上下水道事業管理者 上水道建設課	171	R5.5.19	請 求	5条2号	拡張第17号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.13	公開		
445	上下水道事業管理者 上水道建設課	182	R5.5.25	請 求	5条2号	令和5年度拡張第7号青木地区配水管布設工事 金入 り設計書	1	R5.6.9	公開		
446	上下水道事業管理者 上水道建設課	183	R5.5.25	請 求	5条2号	令和5年度拡張第18号戸塚地区配水管布設工事 金 入り設計書	1	R5.6.9	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
447	上下水道事業管理者 上水道建設課	202	R5.5.29	請 求	5条2号	拡張第4号南平地区配水管布設工事 拡張第14号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R5.6.20	公開		
448	上下水道事業管理者 上水道建設課	231	R5.6.2	請 求	5条3号	令和5年度拡張第4号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.20	公開		
449	上下水道事業管理者 上水道建設課	236	R5.6.8	請 求	5条2号	令和5年度拡張第12号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.30	公開		
450	上下水道事業管理者 上水道建設課	238	R5.6.8	請 求	5条2号	拡張第17号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.20	公開		
451	上下水道事業管理者 上水道建設課	241	R5.6.9	請 求	5条2号	拡張第21号配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.6.30	公開		
452	上下水道事業管理者 上水道建設課	243	R5.6.9	請 求	5条2号	改良第27号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.3	公開		
453	上下水道事業管理者 上水道建設課	244	R5.6.9	請 求	5条2号	改良第31号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.11	公開		
454	上下水道事業管理者 上水道建設課	245	R5.6.12	請 求	5条1号	拡張第21号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.3	公開		
455	上下水道事業管理者 上水道建設課	246	R5.6.12	請 求	5条1号	拡張第20号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.3	公開		
456	上下水道事業管理者 上水道建設課	249	R5.6.13	請 求	5条2号	改良第26号芝地区配水管布設工事 改良第27号中央地区配水管布設工事 改良第28号青木地区配水管布設工事 改良第29号横曽根地区配水管布設工事 改良第30号青木地区配水管布設工事 改良第31号新郷地区配水管布設工事 改良第32号安行地区配水管布設工事 改良第33号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ	情報提供	
457	上下水道事業管理者 上水道建設課	257	R5.6.17	請 求	5条2号	改良第25号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.10	公開		
458	上下水道事業管理者 上水道建設課	258	R5.6.17	請 求	5条2号	改良第26号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.10	公開		
459	上下水道事業管理者 上水道建設課	259	R5.6.17	請 求	5条2号	改良第27号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.10	公開		
460	上下水道事業管理者 上水道建設課	260	R5.6.17	請 求	5条2号	改良第28号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.10	公開		
461	上下水道事業管理者 上水道建設課	266	R5.6.21	請 求	5条2号	改良第33号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.11	公開		
462	上下水道事業管理者 上水道建設課	267	R5.6.21	請 求	5条2号	改良第19号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.24	公開		
463	上下水道事業管理者 上水道建設課	274	R5.6.26	請 求	5条2号	拡張第19号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
464	上下水道事業管理者 上水道建設課	278	R5.6.27	請 求	5条2号	改良第19号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
465	上下水道事業管理者 上水道建設課	279	R5.6.27	請 求	5条2号	改良第25号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
466	上下水道事業管理者 上水道建設課	280	R5.6.27	請 求	5条2号	改良第26号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
467	上下水道事業管理者 上水道建設課	281	R5.6.27	請 求	5条2号	改良第27号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
468	上下水道事業管理者 上水道建設課	282	R5.6.27	請 求	5条2号	改良第32号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
469	上下水道事業管理者 上水道建設課	286	R5.6.27	請 求	5条6号	拡張第8号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.8.9	公開		
470	上下水道事業管理者 上水道建設課	287	R5.6.27	請 求	5条6号	改良第19号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.8.9	公開		
471	上下水道事業管理者 上水道建設課	288	R5.6.27	請 求	5条6号	改良第27号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.8.9	公開		
472	上下水道事業管理者 上水道建設課	306	R5.7.5	請 求	5条2号	改良第16号芝地区配水管布設工事 改良第34号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R5.7.26	公開		
473	上下水道事業管理者 上水道建設課	314	R5.7.10	請 求	5条2号	拡張第27号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.7.28	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年 月 日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
474	上下水道事業管理者 上水道建設課	318	R5.7.11	請 求	5条6号	改良第13号新郷地区配水管布設工事 改良第41号戸塚地区配水管布設工事 改良第12号神根地区配水管布設工事 改良第15号安行地区配水管布設工事 改良第17号南平地区配水管布設工事 改良第18号芝地区配水管布設工事 改良第43号青木地区配水管布設工事 改良第42号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		
475	上下水道事業管理者 上水道建設課	319	R5.7.12	請 求	5条6号	改良第35号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.12	公開		
476	上下水道事業管理者 上水道建設課	320	R5.7.12	請 求	5条6号	改良第16号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.12	公開		
477	上下水道事業管理者 上水道建設課	323	R5.7.14	請 求	5条6号	改良第35号青木地区配水管布設工事 改良第34号青木地区配水管布設工事 改良第36号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 拡張第3号芝地区配水管布設工事 改良第16号芝地区配水管布設工事 改良第14号戸塚地区配水管布設工事 拡張第8号神根地区配水管布設工事 拡張第6号芝地区配水管布設工事 拡張第10号安行地区配水管布設工事 拡張第19号芝地区配水管布設工事 改良第11号安行・新郷地区配水管布設工事 改良第10号戸塚地区配水管布設工事 拡張第27号芝地区配水管布設工事 拡張第25号芝地区配水管布設工事 改良第48号芝地区配水管布設工事 改良第22号芝地区配水管布設工事 改良第20号南平地区配水管布設工事 改良第38号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第37号青木地区配水管布設工事 改良第39号南平地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		
478	上下水道事業管理者 上水道建設課	324	R5.7.14	請 求	5条1号	拡張第27号中央地区配水管布設工事 改良第36号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第38号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第30号青木地区配水管布設工事 改良第33号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	5	R5.8.18	公開		
479	上下水道事業管理者 上水道建設課	343	R5.7.21	請 求	5条2号	改良第40号横曽根地区配水管布設工事 拡張第10号安行地区配水管布設工事 拡張第21号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	3	R5.8.23	公開		
480	上下水道事業管理者 上水道建設課	354	R5.7.31	請 求	5条1号	令和4年1月1日から令和5年7月31日までに川口市 で昼間に行われた上水道に関連する道路工事の道路 名称、工事場所、工事期間を含むデータリスト			取下げ		
481	上下水道事業管理者 上水道建設課	357	R5.8.2	請 求	5条2号	令和5年度拡張第40号横曽根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
482	上下水道事業管理者 上水道建設課	358	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第13号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
483	上下水道事業管理者 上水道建設課	359	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第41号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
484	上下水道事業管理者 上水道建設課	360	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第12号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
485	上下水道事業管理者 上水道建設課	361	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第15号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
486	上下水道事業管理者 上水道建設課	362	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第17号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
487	上下水道事業管理者 上水道建設課	363	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第18号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
488	上下水道事業管理者 上水道建設課	364	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第43号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
489	上下水道事業管理者 上水道建設課	365	R5.8.3	請 求	5条2号	改良第42号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
490	上下水道事業管理者 上水道建設課	372	R5.8.9	請 求	5条2号	改良第13号新郷地区配水管布設工事 改良第41号戸塚地区配水管布設工事 改良第12号神根地区配水管布設工事 改良第15号安行地区配水管布設工事 改良第17号南平地区配水管布設工事 改良第18号芝地区配水管布設工事 改良第43号青木地区配水管布設工事 改良第42号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	8	R5.9.1	公開		
491	上下水道事業管理者 上水道建設課	379	R5.8.22	請 求	5条1号	令和4年3月1日から令和5年4月30日までに川口市 で昼間に行われた上水道に関連する道路工事の件数	1	R5.11.7	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
492	上下水道事業管理者 上水道建設課	383	R5.8.24	請 求	5条2号	改良第15号青木地区送水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
493	上下水道事業管理者 上水道建設課	395	R5.8.28	請 求	5条2号	拡張第30号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		
494	上下水道事業管理者 上水道建設課	396	R5.8.28	請 求	5条2号	改良第44号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		
495	上下水道事業管理者 上水道建設課	404	R5.8.28	請 求	5条2号	拡張第24号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.22	公開		
496	上下水道事業管理者 上水道建設課	405	R5.8.29	請 求	5条1号	令和4年1月1日から令和5年4月30日までに川口市で昼間に行われた上水道に関連する道路工事の道路名称、工事場所、工事期間	1	R5.11.7	公開		
497	上下水道事業管理者 上水道建設課	406	R5.8.29	請 求	5条6号	改良第42号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第28号戸塚地区配水管布設工事 改良第22号芝地区配水管布設工事 改良第20号南平地区配水管布設工事 拡張第8号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	5	R5.9.28	公開		
498	上下水道事業管理者 上水道建設課	407	R5.8.29	請 求	5条2号	改良第43号青木地区配水管布設工事 改良第17号南平地区配水管布設工事 改良第18号芝地区配水管布設工事 改良第41号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	4	R5.9.14	公開		
499	上下水道事業管理者 上水道建設課	411	R5.9.1	請 求	5条1号	改良第37号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		
500	上下水道事業管理者 上水道建設課	425	R5.9.8	請 求	5条2号	改良第15号青木地区送水管布設工事 金入り設計書	1	R5.10.2	公開		
501	上下水道事業管理者 上水道建設課	438	R5.9.20	請 求	5条2号	改良第13号新郷地区配水管布設工事 改良第41号戸塚地区配水管布設工事 改良第12号神根地区配水管布設工事 改良第15号安行地区配水管布設工事 改良第17号南平地区配水管布設工事 改良第18号芝地区配水管布設工事 改良第43号青木地区配水管布設工事 改良第42号青木地区配水管布設工事 金入り設計書	8	R5.10.16	公開		
502	上下水道事業管理者 上水道建設課	478	R5.10.2	請 求	5条2号	改良第21号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 改良第44号中央地区配水管布設工事 拡張第24号中央地区配水管布設工事 金入り設計書	3	R5.10.26	公開		
503	上下水道事業管理者 上水道建設課	516	R5.11.8	請 求	5条2号	拡張第37号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.11.28	公開		
504	上下水道事業管理者 上水道建設課	517	R5.11.8	請 求	5条2号	拡張第40号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.11.28	公開		
505	上下水道事業管理者 上水道建設課	538	R5.11.20	請 求	5条2号	拡張第40号芝地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R5.12.12	公開		
506	上下水道事業管理者 上水道建設課	551	R5.12.5	請 求	5条2号	令和5年7月19日開札の改良第21号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書・積算根拠	1	R6.1.5	公開		
507	上下水道事業管理者 上水道建設課	553	R5.12.5	請 求	5条2号	拡張第33号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R5.12.22	公開		
508	上下水道事業管理者 上水道建設課	579	R5.12.13	請 求	5条6号	拡張第37号芝地区配水管布設工事 拡張第36号戸塚地区配水管布設工事 拡張第40号芝地区配水管布設工事 拡張第39号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	4	R6.1.16	公開		
509	上下水道事業管理者 上水道建設課	596	R5.12.18	請 求	5条2号	拡張第36号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.1.15	公開		
510	上下水道事業管理者 上水道建設課	621	R6.1.17	請 求	5条6号	拡張第24号中央地区配水管布設工事 拡張第38号芝地区配水管布設工事 拡張第40号芝地区配水管布設工事 拡張第34号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 表紙、本工事費内訳書、経費根拠書、代価表	3	R6.2.15	公開		
511	上下水道事業管理者 上水道建設課	634	R6.1.31	請 求	5条2号	拡張第36号戸塚地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.2.28	公開		
512	上下水道事業管理者 上水道建設課	660	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第10号横曽根地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
513	上下水道事業管理者 上水道建設課	661	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第4号南平地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
514	上下水道事業管理者 上水道建設課	662	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第6号神根地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
515	上下水道事業管理者 上水道建設課	663	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第9号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
516	上下水道事業管理者 上水道建設課	664	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第7号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
517	上下水道事業管理者 上水道建設課	665	R6.2.26	請 求	5条2号	改良第8号安行地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
518	上下水道事業管理者 上水道建設課	666	R6.2.27	請 求	5条2号	改良第2号神根・戸塚配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
519	上下水道事業管理者 上水道建設課	667	R6.2.27	請 求	5条2号	改良第1号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
520	上下水道事業管理者 上水道建設課	668	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第4号南平地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
521	上下水道事業管理者 上水道建設課	669	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第6号神根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
522	上下水道事業管理者 上水道建設課	670	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第7号鳩ヶ谷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
523	上下水道事業管理者 上水道建設課	671	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第8号安行地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
524	上下水道事業管理者 上水道建設課	672	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第9号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
525	上下水道事業管理者 上水道建設課	673	R6.2.27	請 求	5条6号	改良第10号横曽根地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.18	公開		
526	上下水道事業管理者 上水道建設課	674	R6.2.28	請 求	5条2号	改良第50号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.28	公開		
527	上下水道事業管理者 上水道建設課	678	R6.3.4	請 求	5条2号	改良第4号南平地区配水管布設工事 改良第10号横曽根地区配水管布設工事 金入り設計書・積算根拠	2	R6.4.1	公開		
528	上下水道事業管理者 上水道建設課	682	R6.3.4	請 求	5条2号	改良第9号新郷地区配水管布設工事 改良第6号神根地区配水管布設工事 金入り設計書・積算根拠	2	R6.4.1	公開		
529	上下水道事業管理者 上水道建設課	683	R6.3.4	請 求	5条2号	改良第50号新郷地区配水管布設工事 改良第49号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書・積算根拠	2	R6.4.1	公開		
530	上下水道事業管理者 上水道建設課	687	R6.3.7	請 求	5条2号	改良第49号線新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.3.29	公開		
531	上下水道事業管理者 上水道建設課	690	R6.3.13	請 求	5条2号	改良第50号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.4.5	公開		
532	上下水道事業管理者 上水道建設課	691	R6.3.13	請 求	5条2号	改良第49号新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	1	R6.4.5	公開		
533	上下水道事業管理者 上水道建設課	693	R6.3.15	請 求	5条2号	改良第50号新郷地区配水管敷設工事 金入り設計書	1	R6.4.8	公開		
534	上下水道事業管理者 上水道建設課	698	R6.3.22	請 求	5条2号	改良第49号新郷地区配水管布設工事、改良第50号 新郷地区配水管布設工事 金入り設計書	2	R6.4.11	公開		
535	上下水道事業管理者 浄水課	409	R5.8.30	請 求	5条6号	令和4年度鳩ヶ谷浄水場3号井ポンプ更新工事 金入 り設計書	1	R5.9.7	公開		
536	上下水道事業管理者 浄水課	442	R5.9.21	請 求	5条2号	上青木浄水場6号井ポンプ場更新工事 金入り設計書	1	R5.9.27	公開		
537	上下水道事業管理者 下水道維持課	10	R5.4.4	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替工事 金入り設 計書	1	R5.4.25	公開		
538	上下水道事業管理者 下水道維持課	13	R5.4.4	請 求	5条2号	南部4－5処理分区下水道管布設替工事 金入り設計 書	1	R5.4.25	公開		
539	上下水道事業管理者 下水道維持課	15	R5.4.4	請 求	5条6号	下水道管内調査委託(荒川左岸南部処理分区) 金入 り設計書	1	R5.5.12	公開		
540	上下水道事業管理者 下水道維持課	25	R5.4.7	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替工事 金入り設計 書	1	R5.4.25	公開		
541	上下水道事業管理者 下水道維持課	32	R5.4.11	請 求	5条2号	令和4年度ストックマネジメント計画管内調査委託その 4 令和4年度ストックマネジメント計画人孔点検委託その 1 南部第4－5処理分区管清掃委託その3 金入り設計書	3	R5.4.27	公開		
542	上下水道事業管理者 下水道維持課	33	R5.4.11	請 求	5条2号	南部第17処理分区管清掃委託 金入り設計書	1	R5.4.27	公開		
543	上下水道事業管理者 下水道維持課	87	R5.5.8	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替工事 金入り設計 書	1	R5.5.25	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備 考
									処理区分	理由	
544	上下水道事業管理者 下水道維持課	95	R5.5.11	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管更生(耐震化)工事 金 入り設計書	1	R5.5.24	公開		
545	上下水道事業管理者 下水道維持課	108	R5.5.11	請 求	5条6号	前野宿川周辺切廻し工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
546	上下水道事業管理者 下水道維持課	109	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その2工事 金 入り設計書	1	R5.5.29	公開		
547	上下水道事業管理者 下水道維持課	110	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第17処理分区下水道管布設替その3工事 金入 り設計書	1	R5.5.29	公開		
548	上下水道事業管理者 下水道維持課	111	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その3工事 金 入り設計書	1	R5.5.29	公開		
549	上下水道事業管理者 下水道維持課	112	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第17処理分区下水道管布設替その2工事 金入 り設計書	1	R5.5.29	公開		
550	上下水道事業管理者 下水道維持課	151	R5.5.16	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その2工事 金入 り設計書	1	R5.5.31	公開		
551	上下水道事業管理者 下水道維持課	152	R5.5.16	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その3工事 金 入り設計書	1	R5.5.29	公開		
552	上下水道事業管理者 下水道維持課	170	R5.5.18	請 求	5条3号	前野宿川周辺切廻し工事 金入り設計書	1	R5.5.29	公開		
553	上下水道事業管理者 下水道維持課	178	R5.5.22	請 求	5条2号	南部第17処理分区污水管布設替えその3工事 金入 り設計書	1	R5.6.2	公開		
554	上下水道事業管理者 下水道維持課	187	R5.5.25	請 求	5条2号	前野宿川周辺切廻し工事 金入り設計書	1	R5.6.14	公開		
555	上下水道事業管理者 下水道維持課	217	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その2工事 金入 り設計書	1	R5.6.27	公開		
556	上下水道事業管理者 下水道維持課	218	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その3工事 金入 り設計書	1	R5.6.27	公開		
557	上下水道事業管理者 下水道維持課	219	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その2工事 金 入り設計書	1	R5.6.21	公開		
558	上下水道事業管理者 下水道維持課	220	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その3工事 金 入り設計書	1	R5.6.21	公開		
559	上下水道事業管理者 下水道維持課	222	R5.6.1	請 求	5条2号	前野宿川周辺切廻し工事 南部第4－5処理分区下水道管布設替その3工事 南部第17処理分区下水道管布設替その2工事 南部第17処理分区下水道管布設替その3工事 金入り設計書	4	R5.6.27	公開		
560	上下水道事業管理者 下水道維持課	273	R5.6.26	請 求	5条6号	南部第4－5処理分区管清掃委託その7 金入り設計 書	1	R5.7.14	公開		
561	上下水道事業管理者 下水道維持課	294	R5.6.29	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その3工事 金入り設計書	1	R5.7.20	公開		
562	上下水道事業管理者 下水道維持課	300	R5.6.30	請 求	5条2号	前野宿川周辺切廻し工事 金入り設計書	1	R5.7.21	公開		
563	上下水道事業管理者 下水道維持課	317	R5.7.11	請 求	5条6号	南部第17処理分区下水道管布設替その6工事 南部第4－5処理分区下水道管布設替その4工事 金入り設計書	2	R5.8.4	公開		
564	上下水道事業管理者 下水道維持課	347	R5.7.25	請 求	5条2号	令和5年度南部第4－5処理分区下水道管布設替その 4工事 金入り設計書	1	R5.8.15	公開		
565	上下水道事業管理者 下水道維持課	348	R5.7.25	請 求	5条6号	ストックマネジメント計画人孔点検委託その1、2、3、4 金入り設計書	4	R5.8.18	公開		
566	上下水道事業管理者 下水道維持課	386	R5.8.24	請 求	5条2号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その4工事 金 入り設計書	1	R5.9.15	公開		
567	上下水道事業管理者 下水道維持課	387	R5.8.24	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その6工事 金入 り設計書	1	R5.9.13	公開		
568	上下水道事業管理者 下水道維持課	408	R5.8.29	請 求	5条2号	下水道管内調査委託その4 下水道管内調査委託その1 南部第4－2処理分区管清掃委託その2 金入り設計書	3	R5.9.15	公開		
569	上下水道事業管理者 下水道維持課	419	R5.9.7	請 求	5条2号	令和2年度南部4－2処理分区下水道管更正その3工 事 金入り設計書、見積一覧表	1	R5.9.28	公開		
570	上下水道事業管理者 下水道維持課	420	R5.9.7	請 求	5条2号	令和2年度南部4－2処理分区下水道管更正その4工 事 金入り設計書、見積一覧表	1	R5.9.28	公開		
571	上下水道事業管理者 下水道維持課	421	R5.9.7	請 求	5条2号	令和4年度南部4－5処理分区下水道管布設替その7 工事 金入り設計書、見積一覧表	1	R5.9.27	公開		
572	上下水道事業管理者 下水道維持課	422	R5.9.7	請 求	5条2号	令和4年度南部4－5処理分区下水道管更正工事 金 入り設計書、見積一覧表	1	R5.10.4	公開		
573	上下水道事業管理者 下水道維持課	467	R5.9.27	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その4工事 金入 り設計書	1	R5.10.31	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
574	上下水道事業管理者 下水道維持課	470	R5.9.28	請 求	5条2号	南部第4-2処理分区管清掃委託その2 金入り設計書	1	R5.10.20	公開		
575	上下水道事業管理者 下水道維持課	471	R5.9.28	請 求	5条2号	ストックマネジメント計画人孔点検委託その4 金入り設計書	1	R5.10.20	公開		
576	上下水道事業管理者 下水道維持課	479	R5.10.2	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その6工事 南部第17処理分区下水道管布設替その5工事 金入り設計書	2	R5.10.20	公開		
577	上下水道事業管理者 下水道維持課	505	R5.10.30	請 求	5条2号	下水道管内調査委託その3 積算内訳書	1	R5.11.13	公開		
578	上下水道事業管理者 下水道維持課	521	R5.11.8	請 求	5条2号	南部第4-2処理分区下水道管更正その2工事 金入り設計書	1	R5.11.27	公開		
579	上下水道事業管理者 下水道維持課	529	R5.11.16	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管更生その3工事 金入り設計書	1	R5.12.5	公開		
580	上下水道事業管理者 下水道維持課	539	R5.11.20	請 求	5条2号	総合地震対策マンホール浮上防止その1工事 金入り設計書	1	R5.12.21	公開		
581	上下水道事業管理者 下水道維持課	542	R5.11.28	請 求	5条6号	南部第4-5処理分区下水道管更生その3工事 南部第4-2処理分区下水道管更生その2 南部第4-2処理分区下水道管更生その1 南部第4-2処理分区下水道管更生その2工事 南部第4-5処理分区下水道管更生工事 南部第17処理分区下水道管更生工事 南部第4-2処理分区下水道管更生その3工事 南部第4-2処理分区下水道管更生その4 南部第4-5処理分区下水道管更生その2工事 金入り設計書	9	R5.12.21	公開		
582	上下水道事業管理者 下水道維持課	562	R5.12.8	請 求	5条2号	ストックマネジメント計画管内調査委託その1 ストックマネジメント計画人孔点検委託その8 金入り設計書	2	R6.1.10	公開		
583	上下水道事業管理者 下水道維持課	570	R5.12.12	請 求	5条2号	南部第4-2処理分区下水道管更生その2 ・金入り設計書 ・数量計算根拠 ・図面	1	R5.12.25	公開		
584	上下水道事業管理者 下水道維持課	578	R5.12.13	請 求	5条6号	南部第4-2処理分区下水道管更生その2工事 南部第4-5処理分区下水道管更生その3工事 金入り設計書	2	R5.12.18	公開		
585	上下水道事業管理者 下水道維持課	609	R5.12.22	請 求	5条2号	ストックマネジメント計画管内調査委託その2、3、4 ストックマネジメント計画人孔点検委託その5 金入り設計書	4	R6.1.18	公開		
586	上下水道事業管理者 下水道維持課	654	R6.2.15	請 求	5条1号	自宅周辺の宅地等の開発許可時の下水道の手引き	1	R6.3.7	公開		
587	上下水道事業管理者 下水道維持課	658	R6.2.26	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
588	上下水道事業管理者 下水道維持課	659	R6.2.26	請 求	5条2号	南部第4-2処理分区下水道管布設替工事 金入り設計書			取下げ		情報提供
589	上下水道事業管理者 下水道維持課	679	R6.3.4	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水管布設替工事 金入り設計書・積算根拠	1	R6.3.12	公開		
590	上下水道事業管理者 下水道維持課	680	R6.3.4	請 求	5条2号	南部第4-2処理分区下水道管布設替工事 金入り設計書・積算根拠	1	R6.3.21	公開		
591	上下水道事業管理者 下水道維持課	686	R6.3.7	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区污水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R6.3.29	公開		
592	上下水道事業管理者 下水道維持課	692	R6.3.13	請 求	5条6号	南部第4-5処理分区下水道管布設替工事 金入り設計書	1	R6.4.3	公開		
593	上下水道事業管理者 下水道維持課	696	R6.3.18	請 求	5条1号	令和〇年〇月〇日上青木西〇丁目〇番〇号〇〇外注 下水道管補修工事において、下水道管の状態が悪く緊急で工事を行う必要があったと判断された根拠のわかるもの			取下げ		情報提供
594	上下水道事業管理者 下水道建設課	12	R5.4.4	請 求	5条2号	川口第2-3処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.4.13	公開		
595	上下水道事業管理者 下水道建設課	19	R5.4.5	請 求	5条2号	災害用マンホールトイレ2工区築造工事 災害用マンホールトイレ4工区築造工事 災害用マンホールトイレ6工区築造工事 金入り設計書	3	R5.4.24	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年 月 日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
596	上下水道事業管理者 下水道建設課	20	R5.4.5	請 求	5条2号	南部第5処理分区污水管枝線その1工事 川口第2－3処理分区污水管枝線その1工事 川口第2－2処理分区污水管枝線その4工事 川口第2－3処理分区污水管枝線その4工事 川口第3処理分区污水管枝線その2工事 川口第5処理分区污水管枝線その2工事 川口第8処理分区污水管枝線その2工事 川口第2－3処理分区污水管枝線1工事 川口第4－1処理分区污水管枝線工事 川口第2－3処理分区污水管枝線その2工事 川口第2－3処理分区污水管枝線その3工事 金入り設計書	11	R5.4.24	公開		
597	上下水道事業管理者 下水道建設課	26	R5.4.7	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管枝線工事 川口第2－3処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	2	R5.4.20	公開		
598	上下水道事業管理者 下水道建設課	29	R5.4.7	請 求	5条2号	令和3年度 川口第2－3処理分区污水管渠2工区築造工事 川口市大字安行小山地内 金入り設計書	1	R5.4.21	公開		
599	上下水道事業管理者 下水道建設課	48	R5.4.14	請 求	5条2号	令和4年度 南部第2処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.4.26	公開		
600	上下水道事業管理者 下水道建設課	51	R5.4.17	請 求	5条2号	令和4年度 下水道単価表	1	R5.5.11	公開		
601	上下水道事業管理者 下水道建設課	57	R5.4.19	請 求	5条2号	南部第5処理分区污水管枝線工事 金入り設計書・設計根拠	1	R5.4.28	公開		
602	上下水道事業管理者 下水道建設課	59	R5.4.20	請 求	5条2号	令和3年度横曽根第六配水区雨水管渠築造工事 金 入り設計書	1	R5.4.26	公開		
603	上下水道事業管理者 下水道建設課	61	R5.4.20	請 求	5条6号	南部第2処理分区污水管枝線その1工事 金入り設計 書	1	R5.5.11	公開		
604	上下水道事業管理者 下水道建設課	62	R5.4.20	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計 書	1	R5.4.26	公開		
605	上下水道事業管理者 下水道建設課	63	R5.4.20	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.4.28	公開		
606	上下水道事業管理者 下水道建設課	70	R5.4.26	請 求	5条2号	南部第4－1処理分区污水管枝線工事 南部第1処理分区污水管枝線その2工事 川口第3処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	3	R5.5.29	公開		
607	上下水道事業管理者 下水道建設課	71	R5.4.27	請 求	5条2号	川口第3処理分区污水管枝線工事 南部第1処理分区污水管枝線その2工事 南部第4－1処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	3	R5.5.29	公開		
608	上下水道事業管理者 下水道建設課	74	R5.4.28	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その6工事 金入り設計 書	1	R5.5.10	公開		
609	上下水道事業管理者 下水道建設課	89	R5.5.9	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠3工区築造工事 南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	2	R5.5.25	公開		
610	上下水道事業管理者 下水道建設課	98	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第8処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.5.24	公開		
611	上下水道事業管理者 下水道建設課	99	R5.5.11	請 求	5条6号	川口第2－2処理分区污水管渠3工区築造工事 金入 り設計書	1	R5.5.24	公開		
612	上下水道事業管理者 下水道建設課	100	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計 書	1	R5.5.24	公開		
613	上下水道事業管理者 下水道建設課	101	R5.5.11	請 求	5条6号	川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入 り設計書	1	R5.5.24	公開		
614	上下水道事業管理者 下水道建設課	102	R5.5.11	請 求	5条6号	川口第2－2処理分区污水管渠2工区築造工事 金入 り設計書	1	R5.5.24	公開		
615	上下水道事業管理者 下水道建設課	103	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計 書			取下げ		
616	上下水道事業管理者 下水道建設課	104	R5.5.11	請 求	5条6号	南部第3処理分区污水管渠2工事 金入り設計書	1	R5.5.24	公開		
617	上下水道事業管理者 下水道建設課	105	R5.5.11	請 求	5条6号	辻排水区雨水管渠工事 金入り設計書	1	R5.5.24	公開		
618	上下水道事業管理者 下水道建設課	106	R5.5.11	請 求	5条6号	川口第3処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設 計書	1	R5.5.24	公開		
619	上下水道事業管理者 下水道建設課	107	R5.5.11	請 求	5条6号	川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計 書	1	R5.5.24	公開		
620	上下水道事業管理者 下水道建設課	121	R5.5.12	請 求	5条2号	辻排水区雨水管渠工事 金入り設計書	1	R5.5.25	公開		
621	上下水道事業管理者 下水道建設課	123	R5.5.15	請 求	5条2号	南部第4－1処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
622	上下水道事業管理者 下水道建設課	124	R5.5.15	請 求	5条2号	南部第1処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
623	上下水道事業管理者 下水道建設課	125	R5.5.15	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
624	上下水道事業管理者 下水道建設課	142	R5.5.16	請 求	5条2号	南部第4－1処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
625	上下水道事業管理者 下水道建設課	143	R5.5.16	請 求	5条2号	川口第3処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.6.2	公開		
626	上下水道事業管理者 下水道建設課	156	R5.5.17	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
627	上下水道事業管理者 下水道建設課	157	R5.5.17	請 求	5条2号	南部第8処理分区污水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.6.5	公開		
628	上下水道事業管理者 下水道建設課	158	R5.5.17	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.5.30	公開		
629	上下水道事業管理者 下水道建設課	159	R5.5.17	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.5.30	公開		
630	上下水道事業管理者 下水道建設課	165	R5.5.17	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
631	上下水道事業管理者 下水道建設課	167	R5.5.18	請 求	5条3号	南部第8処理分区污水管枝線工事 金入り設計書			取下げ		
632	上下水道事業管理者 下水道建設課	168	R5.5.18	請 求	5条3号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
633	上下水道事業管理者 下水道建設課	173	R5.5.22	請 求	5条3号	川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
634	上下水道事業管理者 下水道建設課	174	R5.5.22	請 求	5条3号	辻排水区雨水管渠工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
635	上下水道事業管理者 下水道建設課	175	R5.5.22	請 求	5条3号	川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
636	上下水道事業管理者 下水道建設課	176	R5.5.22	請 求	5条3号	南部第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.7	公開		
637	上下水道事業管理者 下水道建設課	177	R5.5.22	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠2工区築造工事 川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	2	R5.5.26	公開		
638	上下水道事業管理者 下水道建設課	184	R5.5.25	請 求	5条2号	令和5年度(設計事後)第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.15	公開		
639	上下水道事業管理者 下水道建設課	188	R5.5.25	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.12	公開		
640	上下水道事業管理者 下水道建設課	189	R5.5.25	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.12	公開		
641	上下水道事業管理者 下水道建設課	190	R5.5.25	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.12	公開		
642	上下水道事業管理者 下水道建設課	191	R5.5.25	請 求	5条6号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.15	公開		
643	上下水道事業管理者 下水道建設課	192	R5.5.25	請 求	5条6号	南部第4－5処理分区下水道管布設替その2工事 金入り設計書	1	R5.6.15	公開		
644	上下水道事業管理者 下水道建設課	193	R5.5.25	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.15	公開		
645	上下水道事業管理者 下水道建設課	196	R5.5.25	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.9	公開		
646	上下水道事業管理者 下水道建設課	197	R5.5.25	請 求	5条2号	川口第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.9	公開		
647	上下水道事業管理者 下水道建設課	198	R5.5.25	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.13	公開		
648	上下水道事業管理者 下水道建設課	204	R5.5.30	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
649	上下水道事業管理者 下水道建設課	205	R5.5.30	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.21	公開		
650	上下水道事業管理者 下水道建設課	206	R5.5.30	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.14	公開		
651	上下水道事業管理者 下水道建設課	211	R5.6.1	請 求	5条2号	辻排水区雨水管渠工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
652	上下水道事業管理者 下水道建設課	212	R5.6.1	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
653	上下水道事業管理者 下水道建設課	213	R5.6.1	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備 考
									処理区分	理由	
654	上下水道事業管理者 下水道建設課	214	R5.6.1	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
655	上下水道事業管理者 下水道建設課	215	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
656	上下水道事業管理者 下水道建設課	216	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.19	公開		
657	上下水道事業管理者 下水道建設課	221	R5.6.1	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管渠築造工事 川口第3処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	2	R5.6.19	公開		
658	上下水道事業管理者 下水道建設課	237	R5.6.8	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.29	公開		
659	上下水道事業管理者 下水道建設課	239	R5.6.9	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管渠築造工事 川口第2－2処理分区污水管渠1工区築造工事 川口第2－2処理分区污水管渠2工区築造工事 川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 辻排水区雨水管渠工事 金入り設計書	5	R5.6.26	公開		
660	上下水道事業管理者 下水道建設課	242	R5.6.9	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠4工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.26	公開		
661	上下水道事業管理者 下水道建設課	250	R5.6.13	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.6.29	公開		
662	上下水道事業管理者 下水道建設課	255	R5.6.16	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書、数量計算書、積算根拠資料	1	R5.6.29	公開		
663	上下水道事業管理者 下水道建設課	275	R5.6.26	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線工事その4工事 金入り設計書	1	R5.7.11	公開		
664	上下水道事業管理者 下水道建設課	283	R5.6.27	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.7.5	公開		
665	上下水道事業管理者 下水道建設課	284	R5.6.27	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.7.5	公開		
666	上下水道事業管理者 下水道建設課	285	R5.6.27	請 求	5条2号	辻排水管雨水管渠工事 金入り設計書	1	R5.7.5	公開		
667	上下水道事業管理者 下水道建設課	291	R5.6.29	請 求	5条1号	川口第1－2処理分区污水管渠築造工事 金入り設計書	1	R5.7.5	公開		
668	上下水道事業管理者 下水道建設課	292	R5.6.29	請 求	5条1号	川口第1－2処理分区污水管枝線その2 金入り設計書	1	R5.7.5	公開		
669	上下水道事業管理者 下水道建設課	295	R5.6.30	請 求	5条2号	川口第2－2処理分区污水管渠4工区築造工事 金入り設計書・数量計算根拠	1	R5.7.18	公開		
670	上下水道事業管理者 下水道建設課	296	R5.6.30	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線工事その7工事 金入り設計書	1	R5.7.20	公開		
671	上下水道事業管理者 下水道建設課	297	R5.6.30	請 求	5条2号	南部第3処理分区污水管枝線工事その8工事 金入り設計書	1	R5.7.20	公開		
672	上下水道事業管理者 下水道建設課	298	R5.6.30	請 求	5条2号	川口第1－2処理分区污水管枝線工事その2工事 金入り設計書	1	R5.7.20	公開		
673	上下水道事業管理者 下水道建設課	299	R5.6.30	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管枝線工事その3工事 金入り設計書	1	R5.7.20	公開		
674	上下水道事業管理者 下水道建設課	302	R5.7.3	請 求	5条2号	川口第5処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.7.10	公開		
675	上下水道事業管理者 下水道建設課	316	R5.7.11	請 求	5条6号	川口第2－2処理分区污水管渠5工区築造工事 金入り設計書			取下げ		
676	上下水道事業管理者 下水道建設課	325	R5.7.14	請 求	5条1号	南部第5処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.8.10	公開		
677	上下水道事業管理者 下水道建設課	342	R5.7.21	請 求	5条2号	川口第1－2処理分区污水管枝線その3工事 金入り設計書及び積算根拠資料等	1	R5.8.8	公開		
678	上下水道事業管理者 下水道建設課	344	R5.7.21	請 求	5条2号	川口第2－1処理分区污水管枝線工事 南部第3処理分区污水管枝線その3工事 川口第2－2処理分区污水管渠4工区築造工事 金入り設計書	3	R5.8.7	公開		
679	上下水道事業管理者 下水道建設課	346	R5.7.25	請 求	5条2号	川口第1－2処理分区污水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.8.8	公開		
680	上下水道事業管理者 下水道建設課	350	R5.7.26	請 求	5条2号	川口第2－3処理分区污水管渠3工区築造工事 金入り設計書	1	R5.8.10	公開		
681	上下水道事業管理者 下水道建設課	351	R5.7.26	請 求	5条2号	南部第5処理分区污水管枝線その2工事 金入り設計書	1	R5.8.10	公開		
682	上下水道事業管理者 下水道建設課	352	R5.7.26	請 求	5条6号	川口第1－2処理分区污水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.8.8	公開		

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
683	上下水道事業管理者 下水道建設課	354	R5.7.31	請 求	5条1号	令和4年1月1日から令和5年7月31日までに川口市で屋間に行われた下水道に関連する道路工事の道路名称、工事場所、工事期間を含むデータリスト			取下げ		
684	上下水道事業管理者 下水道建設課	366	R5.8.3	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管渠5工区築造工事 金入り設計書	1	R5.8.10	公開		
685	上下水道事業管理者 下水道建設課	368	R5.8.7	請 求	5条6号	川口第2-2処理分区汚水管渠5工区築造工事 金入り設計書	1	R5.8.21	公開		
686	上下水道事業管理者 下水道建設課	373	R5.8.9	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管渠5工区築造工事 金入り設計書	1	R5.8.21	公開		
687	上下水道事業管理者 下水道建設課	376	R5.8.10	請 求	5条2号	川口第3処理分区汚水管渠2工区築造工事 金入り設計書	1	R5.8.29	公開		
688	上下水道事業管理者 下水道建設課	377	R5.8.10	請 求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線その9工事 金入り設計書	1	R5.8.29	公開		
689	上下水道事業管理者 下水道建設課	380	R5.8.22	請 求	5条1号	令和4年に行われた県道111号線〇〇橋付近から水路沿いを西へ向かう道路における下水道工事の名称と期間	1	R5.9.11	公開		
690	上下水道事業管理者 下水道建設課	384	R5.8.24	請 求	5条2号	災害用マンホールトイレ4工区築造工事 金入り設計書	1	R5.9.12	公開		
691	上下水道事業管理者 下水道建設課	385	R5.8.24	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管枝線その2築造工事 金入り設計書	1	R5.9.12	公開		
692	上下水道事業管理者 下水道建設課	397	R5.8.28	請 求	5条2号	川口第2-3処理分区汚水管築造工事 金入り設計書	1	R5.9.11	公開		
693	上下水道事業管理者 下水道建設課	398	R5.8.28	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替その4工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
694	上下水道事業管理者 下水道建設課	399	R5.8.28	請 求	5条2号	南部第17処理分区下水道管布設替その6工事 金入り設計書	1	R5.9.13	公開		
695	上下水道事業管理者 下水道建設課	400	R5.8.28	請 求	5条2号	川口第1-2処理分区枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.9.11	公開		
696	上下水道事業管理者 下水道建設課	446	R5.9.21	請 求	5条2号	南部第1処理分区汚水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
697	上下水道事業管理者 下水道建設課	451	R5.9.21	請 求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線その10工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
698	上下水道事業管理者 下水道建設課	452	R5.9.21	請 求	5条2号	災害用マンホールトイレ6工区築造工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
699	上下水道事業管理者 下水道建設課	453	R5.9.21	請 求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線その7工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
700	上下水道事業管理者 下水道建設課	458	R5.9.21	請 求	5条2号	南部第4-1処理分区汚水管枝線工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
701	上下水道事業管理者 下水道建設課	463	R5.9.21	請 求	5条2号	南部第5処理分区汚水管枝線整備工事 金入り設計書	1	R5.10.10	公開		
702	上下水道事業管理者 下水道建設課	473	R5.10.2	請 求	5条2号	南部第3処理分区汚水管枝線その11工事 金入り設計書	1	R5.10.11	公開		
703	上下水道事業管理者 下水道建設課	480	R5.10.2	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区下水道管布設替その4工事 金入り設計書	1	R5.10.20	公開		
704	上下水道事業管理者 下水道建設課	540	R5.11.20	請 求	5条2号	南部第4-5処理分区舗装復旧工事 金入り設計書	1	R5.12.5	公開		
705	上下水道事業管理者 下水道建設課	541	R5.11.22	請 求	5条6号	南部第3処理分区汚水管枝線その9工事 金入り設計書及び当該金額算出資料	1	R5.12.8	公開		
706	上下水道事業管理者 下水道建設課	675	R6.2.28	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管枝線その3工事 金入り設計書	1	R6.3.13	公開		
707	上下水道事業管理者 下水道建設課	676	R6.2.29	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管枝その3工事 金入り内訳書	1	R6.3.13	公開		
708	上下水道事業管理者 下水道建設課	677	R6.3.4	請 求	5条2号	川口第2-2処理分区汚水管枝線その3工事 金入り設計書・積算根拠	1	R6.3.15	公開		
709	教育委員会 教育総務課	356	R5.8.1	請 求	5条1号	・川口市立小・中・高体育館のエアコン設置状況 ・市民団体使用時の川口市立小・中・高体育館のエアコン作動状況(昨年度・今年度) ・川口市立小・中・高のエアコン使用規定	1	R5.8.23	部分公開	不存在	
710	教育委員会 教育総務課	468	R5.9.27	請 求	5条6号	前川小学校の敷地概要、校舎図面	1	R5.10.6	公開		
711	教育委員会 教育総務課	582	R5.12.13	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する学校敷地のすべての座標値を確認できる文書			非公開	不存在	
712	教育委員会 教育総務課	583	R5.12.13	請 求	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存する学校敷地の確定測量図、境界確認書			非公開	不存在	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備 考
									処理区分	理由	
713	教育委員会	612	R5.12.28	請 求	5条2号	・令和4年11月9日に教育委員会で実施された入札の入札記録 ・令和4年9月26日に教育委員会で実施された入札の入札記録 ・令和4年9月26日から請求日時点において、作成された文書の内、請求者の社名が記載されているもの	46	R6.2.8	部分公開	7条2号 7条3号	
714	教育総務課 教育委員会	642	R6.2.2	申 出	5条2号	川口地区高規格堤防整備事業区域内に存在する学校敷地の土地につき、〇〇が境界立会をしたことを証する文書			非公開	不存在	
715	教育総務課 教育委員会	652	R6.2.15	請 求	5条1号	芝西小学校の校舎の間取り(平面図)	1	R6.2.27	公開		
716	教育総務課 教育委員会	75	R5.4.28	請 求	5条1号	PTA活動を円滑に推進するための留意事項についての活用について			取下げ		情報提供
717	生涯学習課 教育委員会	389	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	2	R5.10.30	部分公開	7条3号	
718	生涯学習課 教育委員会	590	R5.12.15	請 求	5条1号	・令和2年度、3年度、4年度、5年度に川口市教育委員会が作成し埼玉県へ提出した「公立小中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査」 ・PTAの加入状況がわかる文章	2	R6.1.12	部分公開	不存在	
719	生涯学習課 教育委員会	389	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
720	中央図書館 教育委員会	389	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
721	科学館 教育委員会	389	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	1	R5.10.30	部分公開	7条3号	
722	スポーツ課 教育委員会	312	R5.7.6	請 求	5条2号	令和5年度小学校校務員派遣契約書・仕様書・見積書 プロポーザル方式 企業名 評価項目 採点結果表			取下げ		情報提供
723	庶務課 教育委員会	613	R5.12.28	請 求	5条2号	・令和4年11月9日に教育委員会で実施された入札の入札記録 ・令和4年9月26日に教育委員会で実施された入札の入札記録 ・令和4年9月26日から請求日時点において、作成された文書の内、請求者の社名が記載されているもの	132	R6.2.26	部分公開	7条2号 7条3号 7条6号	
724	庶務課 教育委員会	79	R5.5.1	請 求	5条1号	川口市立中居小学校 ①正門付近の駐車場舗装工事(令和5年度)に関する契約書及び仕様書・図面・施工後写真 ②前記工事に対する修正工事(車椅子マークの消去)の契約書及び仕様書・図面・施工後写真 付帯文書を含む一式	1	R5.6.1	部分公開	7条3号	
725	学務課 教育委員会	303	R5.7.3	請 求	5条1号	令和4、5年度市内中学校主幹教諭自己評価シート			取下げ		
726	学務課 教育委員会	389	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	3	R5.10.30	部分公開	7条3号	
727	学務課 教育委員会	440	R5.9.21	請 求	5条2号	令和5年度水上自然教室について 5月に実施2校(3回)の落札業者からの請求(貸し切りバス代、有料道路、時間外運行の追加額)3件の開示と川口市から落札業への支払いの明細記録の公開	2	R5.10.20	部分公開	7条3号	
728	学務課 教育委員会	469	R5.9.27	請 求	5条6号	前川小学校の児童数、学級数、教職員数			取下げ		情報提供
729	学務課 教育委員会	488	R5.10.11	請 求	5条1号	令和5年度4月25日に開催された「川口市立学校(園)長対象人事評価研修会の起案文書一切及び演習に関わる文書	1	R5.11.2	公開		
730	学務課 教育委員会	523	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の使用に関する施設開放運営協議会に係る一切の公文書	1	R5.12.5	部分公開	7条2号 7条6号	
731	学務課 教育委員会	524	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の目的外使用に関する住民、施設利用者からのまたはこれらの者に対する意見等一切の公文書	1	R5.12.5	部分公開	7条2号 7条5号	
732	学務課 教育委員会	525	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の時間外使用に関する許可書その他川口市と当該時間外使用を行っている者又は団体との間における使用に係る許可書に準じる書類	1	R5.12.5	部分公開	7条2号	
733	学務課	526	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の目的外使用に関する許可の基準	1	R5.12.5	部分公開	7条6号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
734	教育委員会 学務課	580	R5.12.13	請 求	5条1号	令和5年度川口市立小・中学校に在籍する主幹教諭の自己評価シート(中間申告時点の)一切	1	R6.1.11	部分公開	7条2号	
735	教育委員会 学務課	588	R5.12.15	請 求	5条1号	川口市立小中学校、川口市立幼稚園が保護者に発行した令和4年度、5年度の個人情報取り扱いに係る同意に関わる文書	1	R6.1.12	部分公開	7条2号	
736	教育委員会 指導課	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	3	R5.10.30	部分公開	7条3号	
737	教育委員会 指導課	429	R5.9.13	請 求	5条6号	令和6年用小学校教科図書に係る資料 ①採択日程 ②教科用図書専門調査委員会名簿(外国語) ③教科用図書選定委員会名簿 ④各学校の調査研究結果(外国語)	1	日程調整中	公開		
738	教育委員会 指導課	466	R5.9.22	請 求	5条6号	令和6年度使用 小学校教科用図書採択 ・採択地区内の教科書採択の手続きのわかる文書 ・採択における事務手順(各組織の立ち上げから採択事務終了までの日程)がわかるもの ・地区採択協議会(地区によって採択審議会、採択委員会等名称が異なる)の委員、および教科書調査員や専門部員など地区内の教科書採択手続きに関わった各組織の委員(構成員)の「名簿」(各人の肩書きも含む) ・市町村教育委員会が地区採択協議会に諮問した「諮問書」 ・地区採択協議会の「答申書」(添付資料も含む) ・地区採択協議会の作成した「選定基準」 ・採択地区内調査委員会が作成した「教科書調査報告書」 ・各小・中学校が提出した「学校票」(学校案、希望カード、意見、アンケートなど名称が異なる)の集計結果が分かるもの ・採択地区内の市町村民による意見やアンケート内容 ・市町村教育委員会の「議事録」のうち教科書採択に関連する部分	1	R5.10.19	公開		
739	教育委員会 指導課	523	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の使用に関する施設開放運営協議会に係る一切の公文書	1	R5.12.5	部分公開	7条2号 7条6号	
740	教育委員会 指導課	524	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の目的外使用に関する住民、施設利用者からのまたはこれらの者に対する意見等一切の公文書	1	R5.12.5	部分公開	7条2号 7条5号	
741	教育委員会 指導課	525	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の目的外使用に関する許可書その他川口市と当該時間外使用を行っている者又は団体との間における使用に係る許可書に準じる書類	1	R5.12.5	部分公開	7条2号	
742	教育委員会 指導課	526	R5.11.10	請 求	5条6号	川口市立元郷中学校の校庭、武道場、体育館等の施設の目的外使用に関する許可の基準	1	R5.12.5	部分公開	7条6号	
743	学校保健課	4	R5.4.3	請 求	5条1号	・元郷給食センター 見積書 ・新郷学校給食センター 見積書 ・南平学校給食センター 見積書 ・川口地区自校調理校 見積書 ・プロポーザル方式校 契約書、見積書 ・給食調理委託臨時調理員 見積書 ・配膳業務委託 見積書	5	R5.4.26	部分公開	7条3号	
744	学校保健課	271	R5.6.23	請 求	5条1号	1.委託事業の対象 ・令和5年度の川口市内自校調理小学校 (川口地区自校小学校8校及び並木小、辻小、里中、八幡木中、鳩ヶ谷中) ・令和5年度の新郷センター、南平センター、元郷センター ・令和5年度の臨時調理員関係 2. 情報の内容 (1)令和5年度歳出予算要求書 ①人件費等(被服費、検便費、損害賠償、光熱水費使用料、消費税、備品費、消耗品、害虫駆除、生息調査、排気装置清掃等)を算出(設計)した経過・結果が明瞭に分かる文書…設計額(予定価格)の詳細が分かる文書 ②参考見積書 ③予算要求用の小中学校予定食数 (2)本年度から契約方式を変更を行うに際して協議された文書 (3)契約執行同書 ①設計金額の積算根拠を示す文書 ②事業者決定の過程及び結果が分かる文書(指名業者選考記録、審査結果通知、予定価格、業者の見積書、同委託見積内訳書等) (4)委託契約書 ①業務委託契約書 ②業務委託契約細目 ③業務委託契約仕様書 (5)算出根拠に関わる文書(学校別、センター別の必要人員算出根拠、食数等の分かるもの全て) ①令和5年の基準日における学校別食数等	15	R5.7.19	部分公開	7条3号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
745	教育委員会 学校保健課 教育委員会	388	R5.8.24	請 求	5条6号	川口市で加入している令和5年8月時点で有効な契約で、保険料5万円以上の損害保険契約の担当課・保険金額・保険料が確認できる保険証券等の写し	2	R5.10.30	部分公開	7条3号	
746	学校保健課 教育委員会	704	R6.3.26	請 求	5条1号	・元郷給食センター 見積書 ・新郷学校給食センター 見積書 ・南平学校給食センター 見積書 ・川口地区自校調理校 見積書 ・プロポーザル方式校 契約書、見積書 ・給食調理委託臨時調理員 見積書 ・配膳業務委託 見積書	5	R6.4.17	部分公開	7条3号	
747	学校保健課 教育委員会	504	R5.10.26	請 求	5条1号	市立高校・中学校校務員業務派遣契約書・業者の見積書	1	R5.11.1	公開		
748	川口市立高等学校 教育委員会	705	R6.3.26	請 求	5条1号	市立高校校務員業務派遣契約書・業者の見積書	1	R6.4.19	部分公開	7条3号	
749	川口市立高等学校 市長 予防課	5	R5.4.3	請 求	5条1号	令和〇年〇月〇日に川口市大字峯〇丁目〇番〇号で発注した火災に関する火災調査書一式	1	R5.4.19	部分公開	7条2号 7条6号	
750	市長 予防課	615	R6.1.10	請 求	5条6号	令和〇年〇月〇日に川口市栄町〇丁目〇番〇号で発生した火災の調査書一式	1	R6.2.5	部分公開	7条2号 7条6号	
751	市長 北消防署管理課	531	R5.11.17	請 求	5条6号	救急活動記録票(住所:川口市芝園町〇丁目〇番〇号、日付:令和〇年〇月〇日)	1	R5.12.7	部分公開	7条2号	
752	議会 議会総務課	6	R5.4.3	請 求	5条1号	ブラックリスト市民一覧表			取下げ		
753	議会 議会総務課	7	R5.4.3	請 求	5条1号	令和5年度議会事務局座席表	1	R5.5.2	公開		
754	議会 議会総務課	8	R5.4.3	請 求	5条1号	令和4年度の各月費用弁償支給一覧	1	R5.5.2	公開		
755	議会 議会総務課	67	R5.4.26	請 求	5条1号	令和4年3月4日に開催された議会運営委員会で使用された資料(事前に配布されたもの)	1	R5.5.24	部分公開	7条5号	
756	議会 議会総務課	68	R5.4.26	請 求	5条1号	令和4年7月から令和4年12月末までの会派代表者会議の会議録	8	R5.5.24	部分公開	7条5号	
757	議会 議会総務課	69	R5.4.26	請 求	5条1号	令和4年7月から令和4年12月末までの議会運営委員会の会議録	12	R5.5.24	部分公開	7条5号	
758	議会 議会総務課	91	R5.5.9	請 求	5条1号	令和5年5月10日の議会初会合で使用する資料一式	1	R5.6.16	部分公開	7条2号	
759	議会 議会総務課	92	R5.5.9	請 求	5条1号	令和5年5月11日の新人議員研修会で使用する資料一式	1	R5.6.16	公開		
760	議会 議会総務課	252	R5.6.15	請 求	5条1号	令和5年度議員野球倶楽部総会資料一式			取下げ		
761	議会 議会総務課	263	R5.6.21	請 求	5条1号	令和5年度6月に行われた議員倶楽部役員会資料一式	1	R5.7.26	部分公開	7条2号	
762	議会 議会総務課	301	R5.7.3	請 求	5条1号	令和4年度の常任委員会における各会派のカウンタウンタイマーの残り時間が分かる文書	1	R5.8.8	公開		
763	議会 議会総務課	374	R5.8.10	請 求	5条1号	地域活性化・生活環境向上特別委員会(令和5年8月18日開催資料)資料	1	R5.10.16	公開		
764	議会 議会総務課	375	R5.8.10	請 求	5条1号	未来創造・教育力向上特別委員会(令和5年8月21日開催)資料	1	R5.10.16	公開		
765	議会 議会総務課	434	R5.9.19	請 求	5条2号	令和5年1月～6月末までの会派代表者会議の会議録	7	R5.11.27	部分公開	7条5号	
766	議会 議会総務課	643	R6.2.7	請 求	5条1号	都市基盤整備・危機管理対策特別委員会(令和6年2月8日)の資料	1	R6.3.25	公開		
767	議会 議会総務課	707	R6.3.28	請 求	5条1号	令和5年7月から令和5年12月末までの会派代表者会議の会議録	7	R6.5.1	部分公開	7条5号	
768	選挙管理委員会 選挙管理委員会	72	R5.4.27	請 求	5条1号	令和5年4月に実施された埼玉県議会議員選挙、川口市議会議員選挙の第54投票所において、投票箱が空であることを確認した旨の文書			取下げ		
769	選挙管理委員会 選挙管理委員会	84	R5.5.2	請 求	5条1号	・令和4年2月6日執行川口市長選挙 選挙運動用収支報告書 ・平成31年4月21日執行川口市議会議員一般選挙における選挙公営に係る関連資料一式	1	日程調整中	公開		
770	選挙管理委員会 選挙管理委員会	93	R5.5.9	請 求	5条1号	令和〇年〇月〇日執行川口市議会議員選挙立候補者〇〇が提出した、川口市議会議員選挙立候補届出書類、選挙の収支報告書及び選挙の収支報告書に添付される領収書等の写しの一切書類	1	R5.5.30	部分公開	7条2号 7条3号	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書数	公開 実施日	処理内容		備考
									処理区分	理由	
771	選挙管理委員会	410	R5.8.31	請 求	5条1号	令和〇年〇月〇日執行川口市長選挙に立候補した〇〇の立候補の届出書類及びこれと共に提出した一切の書類 上記の立候補者の出納責任者が提出した選挙の収支報告書及び収支報告書に添付する領収書の写し等の一切の書類	1	R5.10.5	部分公開	7条2号 7条3号	
772	選挙管理委員会 監査委員	418	R5.9.6	請 求	5条1号	53号住民監査請求結果10ページと11ページで示された、個別の金額を算定した元データと金額算定した過程がわかる書類	1	R5.10.3	公開		
773	監査委員事務局 監査委員	532	R5.11.20	請 求	5条1号	53号57号住民監査請求時に作成されたすべての文書	39	R6.1.10	公開		
774	監査委員事務局 監査委員	544	R5.12.1	請 求	5条1号	99号住民監査請求時に監査事務局と監査委員が作成したすべての文書	20	R6.1.10	公開		
775	監査委員事務局 監査委員	545	R5.12.1	請 求	5条1号	86号・126号・53号・57号・99号住民監査請求にかかった通信費や人件費などのすべての固定費	1	R6.1.10	公開		
776	監査委員事務局 監査委員	644	R6.2.13	請 求	5条1号	監査請求人が作成した文書を除く115号住民監査請求時に監査事務局と監査委員が作成したすべての文書	18	R6.3.25	部分公開	7条2号	
777	農業委員会 農業委員会	649	R6.2.13	請 求	5条1号	2013年から請求日時点における〇〇区域、〇〇区域における農地転用違反に係る行政指導に関する文書			非公開	不存在	

表－４ 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	119
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	428
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	13
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	144
合 計	704

(2)非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と第7条第3号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表－5)

表－５ 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数	具体例
法令秘情報(第7条第1号)	0	
個人に関する情報(第7条第2号)	519	個人名、住所、電話番号、印影 等
法人等に関する情報(第7条第3号)	402	法人名、印影 等
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第4号)	60	安全管理に関する事項 等
審議、検討、協議に関する情報(第7条第5号)	42	発言議員名が特定できる事項 等
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	230	見積単価のうち非公開情報 等
国等との協力関係に関する情報(第7条第7号)	0	
存否応答拒否(第10条)	0	
合 計	1,253	

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

1 個人情報保護制度について

(1) 目 的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者からなる市の機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

(ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

(ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 保有個人情報の利用及び提供の制限

(ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(イ) 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供したときは、川口市個人情報の保護に関する条例第6条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

(ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

(ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

(イ) 実施機関は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

エ 適正な維持管理

- (ア) 保有個人情報とは正確かつ最新のものとする。
- (イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。
- (ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。
- (エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を設置する。
- (オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

オ 個人情報取扱事務一覧の作成

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報取扱事務一覧の作成を行い、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を収集、利用、保管、記録していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 本人の権利利益に反する情報

生命・健康・生活又は財産を害するおそれのあるもの

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人等に関する情報

法人その他の団体等に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、法人その他の団体等の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

エ 国の安全等に関する情報

開示することにより、国の安全が害されるおそれ又は他国若しくは国際関係との信頼関係が損なわれる等のおそれがあるもの

オ 公共の安全等に関する情報

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

カ 審議検討等に関する情報

開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

キ 事務又は事業に関する情報

開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものの

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内に限り延長することがあります。

(7) 審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受託業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則があります。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

令和5年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は127件で、決定件数は108件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示としたものが51件・、部分開示としたものが42件、文書不存在により不開示としたものが15件、取下げが19件でした。また、決定件数に対する部分開示を含めた開示率は73. 2%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表－6のとおり市長が121件、教育委員会が3件、選挙管理委員会が1件、上下水道事業管理者が1件、病院事業管理者が1件でした。課別の処理状況は表－7、請求内容については表－8のとおりです。なお、令和5年度の訂正等請求はありませんでした。

また、請求から決定までにかかった日数の平均は12. 8日で、開示または部分開示決定をしたものの写しの交付の内訳は10円が345枚、50円が62枚でした。

表－6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

実施機関	受付件数	処理件数								
			取下げ 件数		決定件数					
					決定内容					
					開示	部分開示	不開示			
不開示情 報に該当	文書 不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備							
市長	121	121	19	102	48	39	0	15	0	0
教育委員会	3	3	0	3	1	2	0	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0
合 計	127	127	19	108	51	42	0	15	0	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・非開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表－７ 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件

実施機関名		処理件数						
		取下げ 件数	決定件数					
				決定内容				
				開示	部分開示	不開示 (文書不存在)	不開示	
市 長	職員課	7	0	7	6	0	1	0
	管財課	1	0	1	0	0	1	0
	市民税課	5	0	5	5	0	0	0
	自治振興課	1	0	1	1	0	0	0
	協働推進課	6	0	6	5	0	1	0
	市民相談室	3	0	3	3	0	0	0
	国民年金課	2	0	2	0	1	1	0
	市民課	57	19	38	10	23	5	0
	芝支所	1	0	1	0	0	1	0
	生活福祉1課・2課	5	0	5	1	1	3	0
	介護保険課	1	0	1	1	0	0	0
	障害福祉課	11	0	11	6	4	1	0
	子育て相談課	3	0	3	3	0	0	0
	保健所管理課	1	0	1	0	0	1	0
	疾病対策課	2	0	2	0	2	0	0
	国民健康保険課	3	0	3	3	0	0	0
	環境保全課	1	0	1	0	1	0	0
	公営競技事務所	1	0	1	0	1	0	0
	道路維持課	2	0	2	1	1	0	0
	予防課	2	0	2	0	2	0	0
	南消防署管理課	2	0	2	0	2	0	0
	北消防署管理課	1	0	1	1	0	0	0
	東消防署管理課	3	0	3	2	1	0	0
小 計		121	19	102	48	39	15	0
教育委員会	中央図書館	1	0	1	0	1	0	0
	指導課	2	0	2	1	1	0	0
小 計		3	0	3	1	2	0	0
選挙管理委員会		1	0	1	0	1	0	0
上下水道事業管理者	下水道維持課	1	0	1	1	0	0	0
病院事業管理者	経営企画課	1	0	1	1	0	0	0
小 計		3	0	3	2	1	0	0
合 計		127	19	108	51	42	15	0

表－8 保有個人情報開示請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
1	市長 職員課	52	R5.9.29	開示	職員課への相談記録	R5.10.31	開示		
2	市長 職員課	56	R5.10.6	開示	職員課人事係へ通報した記録	R5.10.18	開示		
3	市長 職員課	60	R5.10.18	開示	職員課人事係へ通報した記録	R5.11.6	開示		
4	市長 職員課	63	R5.11.6	開示	職員課人事係へ通報した記録	R5.12.1	開示		
5	市長 職員課	101	R6.1.22	開示	職員課経由で送ったお礼メール(関係課に転送したことがわかるもの)	R6.2.9	開示		
6	市長 職員課	116	R6.2.26	開示	職員課への相談記録		不開示	不存在	
7	市長 職員課	122	R6.3.1	開示	職員課に対するクレームと相談記録	R6.4.3	開示		
8	市長 管財課	83	R5.12.26	開示	防犯カメラの映像		不開示	不存在	
9	市長 市民税課	3	R5.4.21	開示	令和3年度給与支払報告書	R5.5.1	開示		
10	市長 市民税課	21	R5.5.22	開示	令和3年度市県民税申告書	R5.6.14	開示		
11	市長 市民税課	25	R5.6.13	開示	令和4・5年度市県民税申告書	R5.6.21	開示		
12	市長 市民税課	27	R5.6.16	開示	令和5年度源泉徴収票の写し	R5.7.18	開示		
13	市長 市民税課	93	R6.1.10	開示	令和5年度給料支払報告書	R6.1.31	開示		
14	市長 自治振興課	109	R6.2.19	開示	自治振興課あての苦情に係る記録	R6.3.7	開示		
15	市長 協働推進課	4	R5.4.21	開示	請求人と協働推進課との面談時に使用された資料	R5.5.30	開示		
16	市長 協働推進課	35	R5.7.6	開示	協働推進課への相談記録	R5.7.25	開示		
17	市長 協働推進課	73	R5.11.9	開示	協働推進課への相談記録	R5.12.13	開示		
18	市長 協働推進課	91	R6.1.9	開示	川口市女性総合相談(配偶者暴力相談支援センター)への相談記録	日程調整中	開示		
19	市長 協働推進課	114	R6.2.26	開示	協働推進課への相談記録		不開示	不存在	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
20	市長 協働推進課	126	R6.3.18	開示	女性総合窓口への相談記録	R6.3.29	開示		
21	市長 市民相談室	70	R5.11.9	開示	消費生活センターへの相談記録	R5.12.13	開示		
22	市長 市民相談室	79	R5.12.15	開示	消費生活センターへの相談記録	R5.12.21	開示		
23	市長 市民相談室	112	R6.2.26	開示	市民相談室への相談記録	R6.3.29	開示		
24	市長 国民年金課	42	R5.8.24	開示	障害年金が非該当になった理由がわかる一切の記録		不開示	不存在	
25	市長 国民年金課	72	R5.11.9	開示	国民年金課への相談記録	R5.12.13	部分開示	78条1項2号	
26	市長 市民課	1	R5.4.14	開示	住民票の異動届の写し及びその際提出された資料一式	R5.4.18	部分開示	78条1項2号	
27	市長 市民課	5	R5.4.25	開示	印鑑証明書交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
28	市長 市民課	6	R5.4.26	開示	身分証明書交付申請書	R5.5.2	開示		
29	市長 市民課	7	R5.4.27	開示	証明書発行履歴が分かるもの		不開示	不存在	
30	市長 市民課	8	R5.5.1	開示	戸籍謄本及び住民票交付申請書	R5.5.25	部分開示	78条1項2号	
31	市長 市民課	9	R5.5.1	開示	戸籍謄本、住民票、市民税、固定資産税各種交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
32	市長 市民課	10	R5.5.1	開示	戸籍謄本、住民票、市民税、固定資産税各種交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
33	市長 市民課	11	R5.5.1	開示	戸籍謄本、住民票、市民税、固定資産税各種交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
34	市長 市民課	12	R5.5.1	開示	戸籍謄本、住民票、市民税、固定資産税各種交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
35	市長 市民課	13	R5.5.1	開示	戸籍謄本、住民票、市民税、固定資産税各種交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
36	市長 市民課	16	R5.5.11	開示	戸籍謄本の附票交付申請書	R5.6.6	部分開示	78条1項2号	
37	市長 市民課	17	R5.5.17	開示	印鑑証明書発行に関する記録	R5.5.25	開示		
38	市長 市民課	18	R5.5.17	開示	印鑑証明書発行に関する記録		取下げ		請求者の 申出による もの
39	市長 市民課	19	R5.5.17	開示	印鑑証明書発行に関する記録		取下げ		請求者の 申出による もの

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
40	市長 市民課	20	R5.5.17	開示	印鑑証明書発行に関する記録		取下げ		請求者の 申出による もの
41	市長 市民課	23	R5.6.5	開示	住民票、戸籍、戸籍附票の交付申請書	R5.6.14	部分開示	78条1項2号	
42	市長 市民課	24	R5.6.9	開示	戸籍謄本交付申請書	R5.6.16	部分開示	78条1項2号	
43	市長 市民課	26	R5.6.14	開示	交付申請書 ・印鑑登録証明書 ・個人市民税課税(非課税)証明書 ・個人市民税納税証明書 ・固定資産税納税証明書 ・固定資産税評価証明書 ・固定資産税全部事項(公課)証明書		不開示	不存在	
44	市長 市民課	32	R5.7.3	開示	住民票交付申請書	R5.7.26	部分開示	78条1項2号	
45	市長 市民課	33	R5.7.3	開示	印鑑登録手続に関する申請書及び附属書類全て	R5.7.13	開示		
46	市長 市民課	36	R5.7.10	開示	戸籍謄本交付申請書	R5.7.20	部分開示	78条1項2号	
47	市長 市民課	37	R5.7.11	開示	交付申請書 ・印鑑登録証明書 ・個人市民税課税(非課税)証明書 ・個人市民税納税証明書 ・固定資産税納税証明書 ・固定資産税評価証明書 ・固定資産税全部事項(公課)証明書		不開示	不存在	
48	市長 市民課	39	R5.7.31	開示	戸籍謄本等交付申請書	R5.8.15	部分開示	78条1項2号	
49	市長 市民課	40	R5.8.18	開示	印鑑証明書交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
50	市長 市民課	41	R5.8.21	開示	住民票等証明書の交付申請書	R5.8.25	部分開示	78条1項2号	
51	市長 市民課	46	R5.8.28	開示	戸籍謄本交付申請書	R5.9.27	部分開示	78条1項2号	
52	市長 市民課	47	R5.9.12	開示	印鑑登録証明書交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
53	市長 市民課	49	R5.9.20	開示	住民票、戸籍謄本交付申請書	日程調整中	部分開示	78条1項2号	
54	市長 市民課	51	R5.9.22	開示	戸籍謄本等交付申請書	R5.10.3	部分開示	78条1項2号	
55	市長 市民課	54	R5.10.4	開示	戸籍証明書等交付申請書	R5.10.17	部分開示	78条1項2号	
56	市長 市民課	55	R5.10.5	開示	印鑑証明書交付申請書	R5.10.19	開示		
57	市長 市民課	57	R5.10.12	開示	住民票交付申請書		不開示	不存在	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
58	市長 市民課	58	R5.10.12	開示	住民票、戸籍、印鑑証明交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
59	市長 市民課	61	R5.10.31	開示	住民票交付申請書、戸籍証明書交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
60	市長 市民課	62	R5.11.1	開示	印鑑登録証明書交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
61	市長 市民課	64	R5.11.6	開示	戸籍謄本交付申請書	R5.12.1	部分開示	78条1項2号	
62	市長 市民課	65	R5.11.6	開示	戸籍謄本交付申請書	R5.12.1	部分開示	78条1項2号	
63	市長 市民課	66	R5.11.6	開示	戸籍謄本・附票交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
64	市長 市民課	67	R5.11.6	開示	パスポートセンターへの相談記録		不開示	不存在	
65	市長 市民課	69	R5.11.9	開示	市民課への相談記録	R5.12.13	開示		
66	市長 市民課	78	R5.12.13	開示	戸籍謄本交付請求書	R5.12.14	部分開示	78条1項2号	
67	市長 市民課	81	R5.12.21	開示	印鑑登録証明交付申請書	R5.12.25	開示		
68	市長 市民課	94	R6.1.15	開示	戸籍謄本等交付申請書	R6.1.30	部分開示	78条1項2号	
69	市長 市民課	95	R6.1.16	開示	戸籍謄本交付申請書	R6.2.7	開示		
70	市長 市民課	96	R6.1.17	開示	印鑑登録証明書		取下げ		請求者の 申出による もの
71	市長 市民課	97	R6.1.17	開示	住民票交付申請書	R6.1.29	部分開示	78条1項2号	
72	市長 市民課	98	R6.1.18	開示	印鑑登録証明書交付申請書	R6.2.13	開示		
73	市長 市民課	99	R6.1.22	開示	市民課へのお礼メール(受け取ったことがわかるもの)	R6.2.9	開示		
74	市長 市民課	104	R6.1.31	開示	戸籍謄本・附票交付申請書	R6.2.15	部分開示	78条1項2号	
75	市長 市民課	105	R6.2.6	開示	住民票交付申請書・附票交付申請書	R6.2.21	部分開示	78条1項2号	
76	市長 市民課	108	R6.2.16	開示	住民票交付申請書	R6.2.29	開示		
77	市長 市民課	110	R6.2.20	開示	戸籍謄本交付申請書	R6.3.1	部分開示	78条1項2号	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
78	市長 市民課	118	R6.2.27	開示	戸籍謄本交付申請書		取下げ		請求者の 申出による もの
79	市長 市民課	119	R6.2.28	開示	戸籍の転籍届		取下げ		請求者の 申出による もの
80	市長 市民課	120	R6.2.29	開示	戸籍謄本交付申請書	R6.3.12	部分開示	78条1項2号	
81	市長 市民課	123	R6.3.1	開示	住民票交付申請書 印鑑登録等交付申請書 戸籍登録廃止等交付申請書	R6.3.15	部分開示	不存在	
82	市長 市民課	125	R6.3.13	開示	養子縁組申請に関する書類		取下げ		請求者の 申出による もの
83	市長 芝支所	89	R6.1.4	開示	住民票異動手続きの申請書類		不開示	不存在	
84	市長 生活福祉1課	15	R5.5.10	開示	自立支援金申請に係る提出物一式	R5.5.24	開示		
85	市長 生活福祉1課	107	R6.2.13	開示	生活保護開始からのケース記録	R6.3.19	部分開示	78条1項2号 78条1項7号	
86	市長 生活福祉2課	43	R5.8.24	開示	生活福祉2課で会議が行われた理由と支援停止の理由にかかる一切の記録(ケース記録を除く)		不開示	不存在	
87	市長 生活福祉2課	44	R5.8.24	開示	〇〇と職員が情報交換した記録		不開示	不存在	
88	市長 生活福祉2課	45	R5.8.24	開示	障害者加算を削除した際の経過		不開示	不存在	
89	市長 介護保険課	38	R5.7.31	開示	〇〇から介護保険課へ提出された、介護事故に係る事故報告書及びその関連書類一式	R5.8.14	開示		
90	市長 障害福祉課	30	R5.6.30	開示	障害福祉課への相談記録	R5.8.3	部分開示	78条1項2号	
91	市長 障害福祉課	53	R5.9.29	開示	障害福祉課への相談記録	R5.10.31	部分開示	78条1項2号	
92	市長 障害福祉課	59	R5.10.16	開示	障害福祉課への相談記録	R5.11.15	開示		
93	市長 障害福祉課	71	R5.11.9	開示	障害福祉課への相談記録	R5.12.13	部分開示	78条1項2号	
94	市長 障害福祉課	82	R5.12.26	開示	障害福祉課への相談記録	R6.1.27	開示		
95	市長 障害福祉課	84	R5.12.27	開示	精神障害者保険福祉手帳申請時の書類一式		不開示	不存在	
96	市長 障害福祉課	85	R5.12.27	開示	請求者に関して障害福祉課が保有する記録	R6.2.9	開示		

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
97	市長 障害福祉課	102	R6.1.22	開示	請求者に関して障害福祉課が保有する記録	R6.2.20	開示		
98	市長 障害福祉課	111	R6.2.26	開示	請求者に関して障害福祉課が保有する記録	R6.3.29	開示		
99	市長 障害福祉課	121	R6.3.1	開示	障害福祉課への相談記録	R6.4.3	開示		
100	市長 障害福祉課	127	R6.3.21	開示	支援センター社協への相談記録全て	R6.4.24	部分開示	78条1項2号	
101	市長 子育て相談課	22	R5.5.30	開示	請求者に係る相談記録	R5.6.27	開示		
102	市長 子育て相談課	50	R5.9.20	開示	子育て相談課への面談記録	R5.10.19	開示		
103	市長 子育て相談課	90	R6.1.9	開示	子育て支援課への相談記録	R6.2.21	開示		
104	市長 保健所管理課	87	R5.12.27	開示	保健所管理課医事薬事係への相談記録		不開示	不存在	
105	市長 疾病対策課	77	R5.11.21	開示	疾病対策課への相談記録	R5.12.5	部分開示	78条1項2号 78条1項6号 78条1項7号	
106	市長 疾病対策課	86	R5.12.27	開示	保健所疾病対策課精神保健係への相談記録	R6.2.9	部分開示	78条1項2号	
107	市長 国民健康保険 課	29	R5.6.19	開示	請求者に係る診療報酬明細書	R5.7.26	開示		
108	市長 国民健康保険 課	88	R6.1.4	開示	診療報酬明細書	R6.2.7	開示		
109	市長 国民健康保険 課	100	R6.1.22	開示	国民健康保険課へのお礼メール(受け取ったことがわかるもの)	R6.2.9	開示		
110	市長 環境保全課	76	R5.11.13	開示	環境保全課が〇〇に指導をした記録	R5.11.28	部分開示	78条1項2号 78条1項3号	
111	市長 公営競技事務 所	2	R5.4.18	開示	〇〇の設立時の書類一式	R5.5.12	部分開示	78条1項2号	
112	市長 道路維持課	115	R6.2.26	開示	道路維持課への相談記録	R6.3.29	開示		
113	市長 道路維持課	124	R6.3.12	開示	境界に関する承諾書	R6.4.15	部分開示	78条1項2号	
114	上下水道事業 管理者 下水道維持課	113	R6.2.26	開示	川口市水道局との相談記録	R6.3.29	開示		
115	病院事業管理 者 経営企画課	117	R6.2.26	開示	川口市医療センターとの診察、相談記録全て	R6.3.29	開示		
116	教育委員会 中央図書館	74	R5.11.9	開示	中央図書館への相談記録、利用カード再発行記録、 図書館利用記録	R5.12.13	部分開示	78条1項2号	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容		備考
							処理区分	理由	
117	教育委員会 指導課	34	R5.7.6	開示	教育相談、スクールカウンセリングの記録	R5.8.2	部分開示	78条1項2号 78条1項7号	
118	教育委員会 指導課	68	R5.11.6	開示	指導課への相談・クレーム記録	R5.12.13	開示		
119	市長 予防課	75	R5.11.9	開示	請求者に係る火災調書一式	R5.12.15	部分開示	78条1項2号 78条1項7号	
120	市長 予防課	92	R6.1.9	開示	令和〇年〇月〇日川口市西青木〇丁目〇番〇号で 発生した火災に関する書類	R6.2.9	部分開示	78条1項2号	
121	市長 南消防署管理 課	31	R5.7.3	開示	救急活動記録	R5.8.1	部分開示	78条1項2号	
122	市長 南消防署管理 課	106	R6.2.8	開示	救急活動記録	R6.2.29	部分開示	78条1項2号	
123	市長 北消防署管理 課	48	R5.9.15	開示	救急活動記録	R5.10.6	開示		
124	市長 東消防署管理 課	28	R5.6.19	開示	救急活動記録	R5.7.12	部分開示	78条1項2号	
125	市長 東消防署管理 課	80	R5.12.18	開示	救急活動記録	R6.1.16	開示		
126	市長 東消防署管理 課	103	R6.1.30	開示	救急活動記録	R6.2.9	開示		
127	選挙管理委員会 選挙管理委員会	14	R5.5.9	開示	令和5年4月実施の埼玉県議会議員選挙、川口市議 会議員選挙の第〇投票所において、投票開始時に投 票箱が空であることを確認した文書	R5.5.31	部分開示	78条1項2号	

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。

表－9 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
本人の権利利益に反する情報(第78条第1項第1号)	0
開示請求者以外の個人に関する情報(第78条第1項第2号)	41
法人等に関する情報(第78条第1項第3号)	1
国の安全等に関する情報(第78条第1項第4号)	0
公共の安全等に関する情報(第78条第1項第5号)	0
審議検討等に関する情報(第78条第1項第6号)	1
事務又は事業に関する情報(第78条第1項第7号)	4
合 計	47

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。
その他に不開示決定等した理由として、文書不存在(第82条第2項)が15件ありました。

(3) 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報の保護に関する条例第6条第2項の規定により、実施機関が個人情報取扱事務を新たに開始したときは、その事務の名称、利用目的等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。事務の内容を変更、廃止したときも同様です。

令和5年度の個人情報取扱事務の新規登録は15件、修正は46件、廃止は2件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-10のとおりです。

また、個人情報取扱事務のうち新規登録の内容は表-11、修正の内容は表-12のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱事務一覧」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表-10 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	令和5年度中登録件数			令和5年度末登録件数
	開 始	修 正	廃 止	
市 長	15	43	2	985
教育委員会	0	0	0	168
選挙管理委員会	0	1	0	14
監査委員	0	0	0	2
農業委員会	0	1	0	15
上下水道事業管理者	0	1	0	46
病院事業管理者	0	0	0	32
全庁共通	0	0	0	10
合 計	15	46	2	1,272

※開始の件数は、令和5年度中に新たに個人情報取扱事務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、令和5年度中に個人情報取扱事務の内容が変更された件数を表します。

※廃止の件数は、令和5年度中に個人情報取扱事務に登録されていた事務が廃止された件数を表します。

表- 1 1 個人情報取扱事務 新規登録について

※事務開始年月日順

No.	担当課	事務の名称	個人情報の利用目的	事務 開始年月日	利用する・ 提供を受ける課
1	福祉総務課	特別給付金事務	特別給付金を請求した者に特別給付金を支給するため	令和5年4月1日	
2	疾病対策課	川口市避難行動要支援者登録制度事務	災害時に、避難行動要支援者に対し、行政と関係機関が一体となった避難支援体制に活用するため	令和5年4月1日	長寿支援課
3	都市計画課	地理情報システム保守管理業務関連事務	地理情報システムの正常且つ円滑な運用のためシステムの保守管理を行うため	令和5年4月3日	固定資産税課
4	施設整備室	市有施設の整備に伴う、設計・監督事務	市有施設の整備に伴う、設計・監督のため	令和5年5月15日	上水道維持課 下水道維持課
5	青少年対策室	結婚新生活支援事務	結婚新生活支援事業における結婚新生活支援補助金の申請者兼請求者および配偶者の適格性を審査する必要があるため	令和5年7月1日	市民課 納税課 市民税課 国保収納課 生活福祉課 経営支援課
6	協働推進課	夢郵便事務	夢郵便事業申込書の管理及び配布のため	令和5年8月1日	市民課
7	公園課	公園整備関係事務	公園整備事業のため	令和5年8月1日	上水道維持課 下水道維持課
8	経営支援課	若年者定住就労促進家賃補助金事務	川口市若年者定住就労促進家賃補助金交付要綱に基づく補助金交付に係る支給要件確認のため	令和5年10月1日	市民課
9	経営支援課	中小企業従業員等奨学金返還支援補助金交付事務	川口市中小企業従業員等奨学金返還支援補助金交付要綱に基づく補助金交付に係る支給要件確認のため	令和5年10月1日	市民課
10	福祉総務課	埼玉県思いやり駐車場制度事務	埼玉県思いやり駐車場利用証の発行先及び交付基準を確認するため	令和5年11月1日	
11	障害福祉課	埼玉県思いやり駐車場制度事務	埼玉県思いやり駐車場利用証の発行先及び交付基準を確認するため	令和5年11月1日	
12	子育て支援課	埼玉県思いやり駐車場制度事務	埼玉県思いやり駐車場利用証の発行先及び交付基準を確認するため	令和5年11月1日	

No.	担当課	事務の名称	個人情報の利用目的	事務 開始年月日	利用する・ 提供を受ける課
13	健康増進課	埼玉県思いやり駐車場制度事務	埼玉県おもいやり駐車場利用証の発行先及び交付基準を確認するため	令和5年11月1日	
14	地域保健センター	埼玉県思いやり駐車場制度事務	埼玉県思いやり駐車場利用証の発行先及び交付基準を確認するため	令和5年11月1日	
15	都市計画課	川口駅周辺まちづくり検討事務	川口駅周辺のまちづくりの検討において、駅周辺居住者の特性を把握するため	令和5年11月1日	市民課

表-12 個人情報取扱事務 変更について

※変更年月日順

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
1	長寿支援課	住宅改善整備費補助事務	納税証明書、若しくは非課税証明書の提出により市民税納付状況を確認していたが、申請者の添付書類準備にかかる負担軽減のため、納税課、国保収納課への照会により納税状況を把握することとしたため	利用する事務に「滞納整理事務」「国民健康保険税滞納整理事務」、担当課に「納税課」「国保収納課」を追加	令和5年4月1日
2	保育幼稚園課	保育所等入所関係事務	事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目に「通称名、外国人住民年月日」を追加	令和5年4月1日
3	保育幼稚園課	家庭保育室事務	事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目に「通称名、外国人住民年月日」を追加 ・利用する事務に「住民基本台帳事務」、担当課に「市民課」を追加	令和5年4月1日
4	保育幼稚園課	教育・保育給付認定関係事務	事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目に「通称名、外国人住民年月日」を追加	令和5年4月1日
5	保育幼稚園課	認可外保育施設利用補助金支払事務	事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目に「通称名、外国人住民年月日」を追加	令和5年4月1日
6	保育幼稚園課	施設等利用給付認定関係事務	事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目に「通称名、外国人住民年月日、所得状況、控除情報、扶養状況、勤務先情報」を追加 ・利用する事務に「市・県民税賦課調定事務」、担当課に「市民税課」を追加	令和5年4月1日
7	健康増進課	小児医療支援事務	・川口市避難行動要支援者登録制度の対象者に小児慢性特定疾病医療受給者の一部が追加され、新たに目的外利用を開始するため ・事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目を修正 ・利用する事務に「川口市避難行動要支援者登録制度」、担当課に「長寿支援課」を追加 ・利用させる事務に「川口市避難行動要支援者登録制度」、担当課に「長寿支援課」を追加	令和5年4月1日
8	区画整理組合推進室	換地事務	仮換地指定、変更および従前地分筆等の各種内容を事務の基礎情報とし、新たに上水道維持課「マッピングシステム事務」から提供を受けるため	・保有する個人情報の項目の修正 ・提供を受ける事務に「マッピングシステム事務」、担当課に「上水道維持課」を追加	令和5年4月3日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
9	市街地整備室	用地取得に関する事務	用地取得事務に関する事務において、下水道管の埋設有無や位置関係を確認する必要があることから、新たに下水道維持課から個人情報の提供を受けるため	・保有する個人情報の項目に「電話番号、居住状況」を追加 ・提供を受ける事務に「排水設備確認申請事務」、担当課に「下水道維持課」を追加	令和5年4月25日
10	自治振興課	川口市表彰事業事務	事務の見直し及び、川口市制施行90周年記念式典において表彰状を授与するために必要な情報を新たに利用するため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年5月17日
11	自治振興課	自治活動・コミュニティ活動推進関係事務	感謝状贈呈に伴う事務の見直しのため	・利用目的及び保有する個人情報の項目を修正 ・利用する事務に「住民基本台帳事務」、担当課に「市民課」を追加	令和5年5月17日
12	危機管理課	災害に係る非難情報等管理事務	災害発生時、土砂災害警戒以外にも洪水地震等においても個人情報の取り扱いが必要となるため	・名称を「土砂災害に係る非難情報管理事務」から「災害に係る非難情報等管理事務」に変更 ・利用目的について、土砂災害に限定していた内容を災害全般に対応できるよう変更	令和5年5月31日
13	長寿支援課	川口市避難行動要支援者登録制度事務	名簿作成の際に保健福祉総合システムに登録されている民生委員名を使用していたが、未登録であったり、内容の精度が低いこともあり、庁内用GISに登録されている民生委員児童委員情報を使用して、川口市避難行動要支援者登録制度の名簿作成を行うこととしたため	利用する事務に「民生委員児童委員関係事務」、担当課に「福祉総務課」を追加	令和5年6月1日
14	疾病対策課	川口市避難行動要支援者登録制度事務	事務の見直しを行ったため	利用する事務に「住民基本台帳関係事務」、担当課に「市民課」を追加	令和5年6月1日
15	東部土地区画整理事務所	土地区画整理審議会事務	土地区画整理審議会事務において、審議員の改選により、選挙人名簿作成データに必要な項目が追加となったため	保有する個人情報の項目に「死亡、識別番号、前住所、転出先住所、住民日、筆頭者、異動日、異動事由、選挙資格、DV情報、旧姓」を追加	令和5年6月16日
16	里土地区画整理事務所	換地事務	区画整理事業における仮換地指定等を行うにあたり、新たに他課の情報を利用する又は提供を受けるため	利用する・提供を受ける事務に「固定資産税・都市計画税賦課事務」「排水設備確認申請事務」、担当課に「固定資産税課」「下水道維持課」を追加	令和5年6月26日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
17	里土地区画整理事務所	移転物件等補償事務	区画整理事業における仮換地指定等を行うにあたり、新たに他課から提供を受けるため	提供を受ける事務に「排水設備確認申請事務」、担当課に「下水道維持課」を追加	令和5年6月26日
18	西部土地区画整理事務所	移転物件等補償事務	区画整理事業における仮換地指定等を行うにあたり、下水道の整備状況を把握するため	提供を受ける事務に「排水設備確認申請事務」、担当課に「下水道維持課」を追加	令和5年7月20日
19	西部土地区画整理事務所	換地事務	区画整理事業における仮換地指定等を行うにあたり、下水道の整備状況を把握するため	提供を受ける事務に「排水設備確認申請事務」、担当課に「下水道維持課」を追加	令和5年7月20日
20	交通安全対策課	自転車置場駐車登録事務	事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目に「続柄、通称名」を追加 ・利用する事務に「住民基本台帳関係事務」、担当課に「市民課」を追加	令和5年8月1日
21	交通安全対策課	自転車駐車場利用登録事務	事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目に「続柄、通称名」を追加 ・利用する事務に「住民基本台帳関係事務」、担当課に「市民課」を追加	令和5年8月1日
22	長寿支援課	高齢者世帯調査事務	当該事務にて調査対象者の抽出項目を変更したため	・保有する個人情報の項目に「続柄、識別番号、世帯番号、町会・自治会名、死亡日、異動日、通称名」を追加 ・利用する事務、担当課の「全国避難者情報システム関係事務」「市民課」を削除	令和5年8月1日
23	健康増進課	乳幼児健康診査事務	・乳幼児身体発育調査実施のため ・事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
24	健康増進課	妊産婦健康診査等事務	事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
25	健康増進課	不妊支援事務	事務の見直しを行ったため	・保有する個人情報の項目を修正 ・不妊治療費助成実施自治体及び指定医療機関への情報提供を廃止	令和5年8月1日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
26	産業廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る許認可関係事務	事務の見直しを行い、保有する個人情報の項目の追加及び提供を受ける事務の追加をするため	・保有する個人情報の項目を修正 ・利用する事務に「住民基本台帳事務」、担当課に「市民課」を追加 ・利用する事務に「あき地の適正管理指導事務」「公害苦情処理事務」「地下水の水質常時監視事務」「公害防止組織の整備に関する事務」「特定建設作業実施届出に関する事務」「特定化学物質の適正管理事務」「地下水中のダイオキシン類調査」「揚水関係事務」「浄化槽法関係届出書受理事務」「浄化槽法関係指導事務」「土壤汚染関係事務」「汚染土壌処理業許可事務」、担当課に「環境保全課」を追加	令和5年8月1日
27	産業廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る監視指導関係事務	事務の見直し、保有する個人情報の項目の追加をするため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
28	産業廃棄物対策課	川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例関係事務	事務の見直しを行い、提供を受ける事務の追加をするため	利用する事務に「あき地の適正管理指導事務」「公害苦情処理事務」「地下水の水質常時監視事務」「公害防止組織の整備に関する事務」「特定建設作業実施届出に関する事務」「特定化学物質の適正管理事務」「地下水中のダイオキシン類調査」「揚水関係事務」「浄化槽法関係届出書受理事務」「浄化槽法関係指導事務」「土壤汚染関係事務」「汚染土壌処理業許可事務」、担当課に「環境保全課」を追加	令和5年8月1日
29	産業廃棄物対策課	使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務	事務の見直しを行い、保有する個人情報の項目の追加をするため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
30	産業廃棄物対策課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法関係事務	事務の見直しを行い、保有する個人情報の項目の追加をするため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
31	産業廃棄物対策課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る指導関係事務	事務の見直しを行い、保有する個人情報の項目の追加をするため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日
32	産業廃棄物対策課	川口市土砂の堆積等の規制に関する条例関係事務	事務の見直しを行い、保有する個人情報の項目の追加をするため	保有する個人情報の項目を修正	令和5年8月1日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
33	区画整理組合推進室	換地処分事務	区画整理事業の換地処分に伴い地権者および利害関係人の調査を行うため	利用する事務に「固定資産税・都市計画税賦課事務」、担当課に「固定資産税課」を追加	令和5年8月10日
34	農業委員会事務局	農業者年金事務	農業者年金の受給者、受給予定者の住所変更、死亡情報等の確認のため	提供を受ける事務に「住民基本台帳関係事務」、担当課に「市民課」、保有する個人情報の項目に「性別、死亡、転出先住所、異動日、旧姓」を追加	令和5年8月22日
35	保健総務課	安行霊園管理事務	安行霊園再整備事業に係る近隣説明会等の実施に伴う対象となる土地および建物所有者の把握にあたり、固定資産税課より保有個人情報を取得するため	・保有する個人情報の項目に「土地・家屋の所在地番」を追加 ・利用する事務に「固定資産税・都市計画税賦課事務」、担当課に「固定資産税課」を追加	令和5年9月28日
36	特別債権回収課	債権回収事務	債権回収事務を行うため	利用する事務に「し尿収集運搬関係事務」、担当課に「鳩ヶ谷衛生センター」を追加	令和5年10月1日
37	選挙管理委員会事務局	選挙人名簿調製事務	公職選挙法第19条の規定に基づき、選挙人名簿の作成を行う際に住民基本台帳システムの本籍を確認する必要があるため	保有する個人情報の項目に「本籍」を追加	令和5年10月17日
38	生活福祉1課	医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得状況の調査事務	事務の名称や内容を明確化するため	・事務の名称を「川口市被保護者マイナンバーカード保有者把握事務」から「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得状況の調査事務」に変更 ・事務の内容を「被保護者のうちマイナンバーカード保有者を把握するため」から「国からの依頼に基づき医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得状況を調査し、その結果を国に報告するため」に変更	令和5年11月1日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
39	上水道維持課	給配水管の維持管理に関する事務	・給配水管の維持管理に関する業務における川口市水道事業給水条例第30条の2及び川口市老朽給水管布設替事業実施要綱第6条に基づいて、私道内にある個人資産の給水管を維持管理するにあたり、対象となる土地・建物の所有者を特定するため ・災害時に緊急連絡先等を取得して実施機関や必要な関係者に提供することで、配水管・給水管破裂などの、二次的災害に起因する被害を対応することができるため ・消火活動による急激な消火栓からの排水により生じることがある赤水対策に迅速に対応するため	・提供を受ける事務に「住民基本台帳関係事務」、担当課に「市民課」を追加 ・保有する個人情報の項目に「氏名、住所、性別、生年月日、宛名番号、死亡、転出先住所、住基法第30条の45規定区分、異動日、異動事由、通称名、旧姓」を追加	令和5年11月1日
40	生活福祉 1 課	住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	新規給付金の開始に伴い、給付金支給事務を集約し、事務の見直しを行ったため	・事務名を「住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務」から「臨時特別給付金支給事務」に変更 ・利用目的を「対象者または対象世帯に対して給付金を支給し、事務を管理するため」に変更 ・保有する個人情報の項目の「識別番号」を削除し、「宛名番号、世帯番号、異動情報、扶養状況、入所施設名、相談内容」を追加 ・提供を受ける担当課及び提供する担当課に「他市町村」を追加	令和5年12月1日
41	市民課	住民基本台帳関係事務	事務の見直しを行ったため	保有する個人情報の項目に「事実主」を追加	令和5年12月15日
42	経営支援課	中小企業従業員等奨学金返還支援補助金交付事務	中小企業従業員等奨学金返還支援補助金支給にあたり、申請者兼請求者の補助金交付適格性を確認するため	利用する事務に「滞納整理事務」、担当課に「納税課」、保有する個人情報の項目に「滞納状況」を追加	令和5年12月20日
43	経営支援課	若年者定住就労促進家賃補助金交付事務	若年者定住就労促進家賃補助金支給にあたり、申請者兼請求者の補助金交付適格性を確認するため	利用する事務に「滞納整理事務」、担当課に「納税課」、保有する個人情報の項目に「滞納状況」を追加	令和5年12月20日
44	保育幼稚園課	教育・保育給付認定関係事務	保育料滞納整理事務を行う中で、連絡が取れない該当者に対し、入国管理局に在留カード保有者の現在の状況を照会かけるために情報が必要になるため	保有する個人情報の項目に「在留期間満了日、在留カード等番号」を追加	令和6年1月4日

No.	担当課	事務の名称	変更の理由	変更の内容	変更年月日
45	青少年対策室	子どもの生活・学習支援事務	子どもの生活・学習支援事業の利用者について大学受験料等の支援金等を交付する事務を開始し、支援金等の申請について適格審査を実施するため	保有する個人情報の項目に「課税状況、公的扶助、学業・学歴」を追加	令和6年1月12日
46	生活福祉 1 課	臨時特別給付金支給事務	新たに協働推進課、保育幼稚園課及び学務課の保有する個人情報を利用するため	利用する・提供を受ける事務に「配偶者等からの暴力に関する相談事務」「保育所等入所関係事務」「学齢簿関係事務」、担当課に「協働推進課」「保育幼稚園課」「学務課」を追加	令和6年1月18日

表- 1 3 個人情報取扱事務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	事務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	生活福祉 1 課	電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務	新規給付金の開始に伴い、住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務に給付金支給事務を集約するため	令和5年12月1日
2	子育て相談課	乳児家庭全戸訪問事務	未就園児等全戸訪問事務の開始に伴い、事務を集約するため	令和6年3月31日

1 情報公開・個人情報保護等審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づく諮問の審査もしています。

(2) 審査会の委員

令和6年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
委 員	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	元大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
令和5年度 第1回	令和5年4月5日	行政不服審査諮問第19号の審査について ・審査庁意見聴取（総務課） ・処分庁意見聴取（国保収納課・国民健康保険課） ・書面審査 個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について ・口頭意見陳述 ・書面審査 情報公開諮問第3号の審査について ・口頭意見陳述 ・書面審査 行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・書面審査
令和5年度 第2回	令和5年6月29日	行政不服審査諮問第19号の審査について ・審査庁意見聴取（総務課） ・処分庁意見聴取（国保収納課・国民健康保険課） ・書面審査 個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について ・書面審査 情報公開諮問第3号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・書面審査

回	開催年月日	内容
令和5年度 第3回	令和5年8月21日	行政不服審査諮問第16号及び第17号の審査について ・ 書面審査 個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について ・ 書面審査 情報公開諮問第3号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第19号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第20号の審査について ・ 書面審査 個人情報保護諮問第17号の審査について ・ 書面審査
令和5年度 第4回	令和5年10月23日	行政不服審査諮問第20号の審査について ・ 審査庁意見聴取（総務課） ・ 処分庁意見聴取（国民健康保険課） ・ 書面審査 行政不服審査諮問第19号の審査について ・ 審査庁意見聴取（総務課） ・ 処分庁意見聴取（国保収納課・国民健康保険課） ・ 書面審査 個人情報保護諮問第17号の審査について ・ 実施機関意見聴取（国保収納課） ・ 書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・ 書面審査 個人情報保護諮問第15号及び第16号の審査について ・ 書面審査 情報公開諮問第3号の審査について ・ 書面審査
令和5年度 第5回	令和5年11月27日	行政不服審査諮問第19号の審査について ・ 審査庁意見聴取（総務課） ・ 処分庁意見聴取（国保収納課・国民健康保険課） ・ 書面審査 個人情報保護諮問第17号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第20号の審査について ・ 書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・ 書面審査

回	開催年月日	内容
令和5年度 第6回	令和6年1月22日	個人情報保護諮問第17号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第20号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第19号の審査について ・口頭意見陳述 ・書面審査 行政不服審査諮問第18号の審査について ・書面審査
令和5年度 第7回	令和6年2月7日	行政不服審査諮問第18号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第19号の審査について ・書面審査 個人情報保護諮問第17号の審査について ・口頭意見陳述 ・書面審査 行政不服審査諮問第20号の審査について ・書面審査 行政不服審査諮問第21号の審査について ・書面審査

3 審査請求の状況

令和5年度の審査請求は、情報公開制度について1件、個人情報保護制度について1件ありました。

審査請求の内容

実施機関 担当課	審査請求案件名	諮問番号
市長 国保収納課	令和5年4月13日付「国収収第76号」 保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第17号
市長 新型コロナウイルス ワクチン接種推進室	令和5年12月6日付「川新ワ収第107号」 公文書部分公開決定	情報公開諮問 第4号

4 審査会の答申

令和5年度の審査会答申は、情報公開制度について1件、個人情報保護制度について2件ありました。

答申番号	答申日	諮問実施機関	件 名	諮問日
川情審査 情公答申 第3号	令和5年 11月20 日	市長 開発審査課	「川口市道安行第343号線・343-3号線道路整備及び新築計画に関する陳情書」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	令和4年 10月19 日
川情審査 個情答申 第11号	令和5年 11月20 日	市長 生活福祉2課	「生活福祉2課における2019年4月以降から2022年3月22日までの請求者に関わる一切の文書」についての部分開示決定に係る審査請求	令和4年 9月7日
川情審査 個情答申 第12号	令和5年 11月20 日	市長 生活福祉2課	「生活福祉課の担当ケースワーカーが2021年12月～2022年3月末までに自宅を訪問した事に関する一切の請求者に関する資料（調査・訪問記録）」についての部分開示決定に係る審査請求	令和4年 9月7日

諮問番号：情報公開諮問第3号

答申番号：川情審査情公答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和4年9月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和4年9月2日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「川口市大字安行原815番地の1他物流施設（倉庫）新築事業及び市道安行第343号線・市道343-3号線道路拡幅整備事業に係る陳情書」の公開を請求した。
- 2 上記公開請求に対し、実施機関は、令和4年9月21日付けで、請求人の公開請求に係る公文書の名称又は内容を「川口市安行第343号線・343-3号線道路整備及び新築計画に関する陳情書」と特定し、公開しない部分を「①陳情書に記載のある住所、氏名、電話番号、説明資料に記載のある説明担当者の氏名、②説明資料に記載のある法人情報」とし、公開しない理由を「①については、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第2号に該当し、非公開とするもの。②については、市内において事業を計画している法人に関する情報であって、計画段階の情報を公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第4号に該当し、非公開とするもの。」として、上記公開しない部分以外の部分を公開する部分公開決定を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、条例第7条第2号により非公開とされた箇所の公開を求め、令和4年9月28日付けで本件審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和4年10月19日、条例第17条の規

定により当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張

- 1 請求人は、本件部分公開決定について、条例第7条第2号により非公開とした部分の公開を求め、以下のように主張した。
 - (1) 氏名等は、条例第7条第2号ただし書イの規定による情報と判断できるものである。
 - (2) 請求人は、開発行為等に係る開発事業者側の一員でもあるが、事業計画に対する反対住民との意見交換、協力要請のためにも氏名等は公にすべき情報である。
- 2 実施機関は、当審査会に対し、令和4年10月19日付け弁明書を提出し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、その理由として、次のとおり主張した。
 - (1) 条例第7条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（ただし、同号ただし書アイウに掲げる情報を除く。）」を非公開情報としている。
 - (2) これを本件についてみるに、住民の氏名等は、条例第7条第2号の特定の個人を識別することができるものに該当することは、明白である。また、同条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年12月6日	実施機関からの意見聴取
令和5年2月8日	書面審査
令和5年4月5日	請求人による口頭意見陳述

令和5年6月29日 書面審査

令和5年8月21日 書面審査

令和5年10月23日 書面審査

第5 審査会の判断

- 1 請求人は、本件審査請求において、実施機関が部分公開決定処分において非公開とした情報のうち、「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」の公開を求めるものであるが、当該情報は、本件条例第7条第2号本文の規定する個人識別情報に該当することは明らかである。
- 2 また、本件の「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にすることが必要であると認められるような事情も存しないから、条例第7条第2号ただし書イに該当するとはいえない（なお、請求人は、氏名等は条例第7条第2号ただし書イの規定による情報と判断できるものである旨主張するが、そのように判断することができる具体的理由・根拠については述べていない）。
- 3 以上のとおり、請求人が本件審査請求において公開することを求める「陳情者の住所、氏名及び陳情代表の住所、氏名」は、条例第7条第2号本文の規定する非公開情報に該当し、かつ、同号ただし書イに該当するとはいえないことが明らかであるから、これらを非公開とした実施機関の部分公開決定には誤りはないといえることができる。
- 4 よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年11月20日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第15号

答申番号：川情審査個情答申第11号

答申書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和4年4月26日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和4年3月22日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「生活福祉課のケースワーカーが2019年4月以降～現在（2022年3月22日）までの記録した書類（請求者に関わる一切の文書）」の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、令和4年4月26日付け（川社生福2収第466号）で、請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容を「2019年4月以降から2022年3月22日までの請求者に関わる一切の文書」と特定し、開示しない部分を「調査・訪問記録に関する一部」、開示しない理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」として、上記開示しない部分以外の部分を開示する部分開示決定を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し非開示箇所の開示を求め、令和4年5月25日付けで審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し実施機関は、令和4年9月7日、条例第30条第1項に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人は、審査請求の理由として、「私のケース記録について黒塗りではどのようなやりとりがあったのか不明なため。」と述べ、部分開示決定における非開示箇所の開示を求めた。
- 2 実施機関は、令和4年9月7日付け弁明書を提出して、本件審査請求を棄却することを求め、処分の理由（開示しない理由）として、「条例第16条第3号に規定する、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」と主張した。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年9月12日	書面審査
令和4年10月18日	実施機関からの意見聴取
令和4年12月6日	書面審査
令和5年4月5日	請求人による口頭意見陳述
令和5年6月29日	書面審査
令和5年8月21日	書面審査
令和5年10月23日	書面審査

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、部分開示決定についての不開示理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」と主張するが、これは、条例第16条第3号の文言をほぼそのまま引用して記載したものにすぎず、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断根拠が具体的に示されていない。

したがって、実施機関が述べる不開示理由は、開示請求者と当該開示請求者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別に検討・判断した根拠の明示が不十分なものであると言わざるを得ない。

2 当審査会において、実施機関が不開示とした部分の情報（以下「本件不開示情報」という。）を職権で検分したところによれば、本件不開示情報には、実施機関の職員が請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けた情報及び実施機関の職員が聴取し若しくは任意に提供を受けた相手方である請求人以外の者の氏名等に関する情報が含まれていることが判明した。

3 そうすると、本件不開示情報は、第三者に開示されることを前提として請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けたものではないから、当該情報を開示すると、当該請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、条例第16条第3号に該当するということができる。

4 よって、本件部分開示決定は、結果として妥当であるということができるから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年11月20日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

諮問番号：個人情報保護諮問第16号

答申番号：川情審査個情答申第12号

答申書

第1 審査会の結論

実施機関である川口市長が令和4年4月26日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 請求人〇〇〇〇氏は、令和4年4月6日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「ケースワーカーが2021年12月～2022年3月末までに私の自宅に訪問した事に関する一切の請求人に関わる資料」の開示を請求した。
- 2 上記開示請求に対し、実施機関は、令和4年4月26日付けで、請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容を「生活福祉課の担当ケースワーカーが2021年12月～2022年3月末までに自宅を訪問した事に関する一切の請求人に関する資料（調査・訪問記録）」と特定し、開示しない部分を「調査・訪問記録に関する一部」、開示しない理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」として、上記開示しない部分以外の部分を開示する部分開示決定を行った。
- 3 請求人は、実施機関に対し、非開示箇所の開示を求め、令和4年5月25日付けで審査請求をした。
- 4 上記審査請求に対し 実施機関は、令和4年9月7日、条例第30条第1項に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人は、審査請求の理由として、「私のケース記録について黒塗りではどのようなやりとりがあったのか不明なため。」と述べ、部分開示決定における非開示箇所の開示を求めた。
- 2 実施機関は、令和4年9月7日付け弁明書を提出し、開示しない理由として、「条例第16条第3号に規定する、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」と主張した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年9月12日	書面審査
令和4年10月18日	実施機関からの意見聴取
令和4年12月6日	書面審査
令和5年4月5日	請求人による口頭意見陳述
令和5年6月29日	書面審査
令和5年8月21日	書面審査
令和5年10月23日	書面審査

第5 審査会の判断

- 1 実施機関は、本件部分開示決定についての不開示理由を「条例第16条第3号に規定する開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。」とするが、これは、条例第16条第3号の文言をほぼそのまま引用して記載したものにとどまり、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断根拠が具体的に示されていない。

したがって、実施機関が述べる不開示理由は、開示請求者と当該開示請求

者以外の者との関係や当該保有個人情報の内容を個別に検討・判断した根拠の明示が不十分なものであると言わざるを得ない。

- 2 当審査会において、実施機関が不開示とした部分の情報（以下「本件不開示情報」という。）を職権で検分したところによれば、本件不開示情報には、実施機関の職員が請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けた情報及び実施機関の職員が聴取し若しくは任意に提供を受けた相手方である請求人以外の者の氏名等に関する情報が含まれていることが判明した。
- 3 そうすると、本件不開示情報は、第三者に開示されることを前提として請求人以外の者から聴取し又は任意に提供を受けたものではないから、当該情報を開示すると、当該請求人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報は、条例第16条第3号に該当するということができる。

- 4 よって、本件部分開示決定は、結果として妥当であるということができるから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年11月20日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

令和6年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	小森 貴浩	弁護士
副会長	高木 英行	大学教授
委 員	高德 尚慶	会社役員
委 員	前島 伸泰	会社役員
委 員	竹内 春香	会社役員
委 員	井上 太郎	埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯 連絡協議会会長
委 員	高橋 一	民生委員・児童委員協議会安行地区会 長
委 員	久保田 誠司	川口商工会議所総務企画室長兼総務 広報課長
委 員	名塚 求	介護老人福祉施設事務局係長
委 員	増田 智光	公募委員

2 審議会の開催状況

令和5年度開催なし

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目 的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

令和5年度に会議を開催した附属機関等は105ありました。会議の開催回数は次のとおりです。

(1) 公募委員が在籍する附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公 開	一部非公開	非公開	
55	49	6	0	33

(2) 公募委員が在籍しない附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公 開	一部非公開	非公開	
735	56	18	661	8

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの（川口市介護保険認定審査会(539回開催)など）や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を令和5年4月1日～令和6年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由: 当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

第1号(法令秘情報)……………	7条1号
第2号(個人に関する情報)……………	7条2号
第3号(法人に関する情報)……………	7条3号
第4号(公共の安全と秩序に関する情報)……………	7条4号
第5号(審議、検討、協議に関する情報)……………	7条5号
第6号(事務又は事業に関する情報)……………	7条6号
第7号(国等との協力関係に関する情報)……………	7条7号
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…	議事運営

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
附属機関等一覧(市長室)				
附属機関等一覧(企画財政部)				
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	有	企画経営課	
行政評価外部評価委員会	公開	有	企画経営課	
附属機関等一覧(総務部)				
川口市情報公開・個人情報保護等審査会	非公開	無	行政管理課	第7条第2号
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	有	行政管理課	
附属機関等一覧(危機管理部)				
川口市防災会議	公開	無	危機管理課	
附属機関等一覧(理財部)				
固定資産評価審査委員会		無	税制課	
附属機関等一覧(市民生活部)				
川口市交通安全対策協議会	公開	無	交通安全対策課	
市民生活部指定管理者評価専門委員会	非公開	無	自治振興課	第7条第5号
川口市協働推進委員会	公開	有	協働推進課	
川口市男女共同参画推進委員会	公開	有	協働推進課	
附属機関等一覧(福祉部)				
川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会	公開	無	生活福祉1課	
川口市介護保険運営協議会	公開／一部非公開	有	介護保険課	第7条第3号 第7条第5号
川口市介護認定審査会	非公開	無	介護保険課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	無	障害福祉課	第7条第2号
川口市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)	公開	有	福祉総務課	
川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	公開	有	障害福祉課	
川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会	非公開	無	障害福祉課	第7条第2号
附属機関等一覧(子ども部)				
いじめから子どもを守る委員会	非公開	無	青少年対策課	第7条第2号
青少年問題協議会	公開	有	青少年対策課	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)	公開	有	子ども総務課	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会施設認可部会)	非公開	無	子ども総務課	第7条第5号
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会(仮称)子ども条例検討部会)	公開	無	子ども総務課	
附属機関等一覧(保健部)				
川口市国民健康保険運営協議会	公開	有	国民健康保険課	
川口市予防接種健康被害調査委員会	非公開	無	健康増進課	第7条第2号
小児慢性特定疾病審査会	非公開	無	健康増進課	第7条第2号
川口市感染症診査協議会	非公開	無	疾病対策課	第7条第2号
川口市地域保健審議会	公開	有	保健総務課	
附属機関等一覧(環境部)				
川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会	公開	無	産業廃棄物対策課	
川口市廃棄物処理施設専門委員会	公開	無	産業廃棄物対策課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	有	資源循環課	
川口市環境審議会	公開	有	環境総務課	
附属機関等一覧(経済部)				
川口市農政審議会	公開	無		
川口市産業労働行政審議会	公開	無	産業労働政策課	
川口市商工資金審査会	一部非公開	無	経営支援課	第7条第2号 第7条第3号
附属機関等一覧(建設部)				
附属機関等一覧(都市計画部)				
川口市開発審査会	非公開	無	開発審査課	規定
川口市緑化対策委員会	一部非公開	有	みどり課	第7条第5号
川口市住居表示審議会	公開	無	計画管理課	
川口市建築審査会	公開	無	建築審査課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	有	都市計画課	
川口市都市計画審議会	公開	有	都市計画課	
川口市景観形成委員会	公開	無	都市計画課	
附属機関等一覧(都市整備部)				
川口都市計画事業里土地地区画整理審議会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業里土地地区画整理評価委員会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口市都市計画事業芝中央沿道第1土地地区画整理審議会	非公開	無	市街地整備室	規定

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理審議会	非公開	無	東部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
川口都市計画事業新郷東部第2土地区画整理評価委員会	非公開	無	東部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業石神西立野土地区画整理審議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
川口都市計画事業安行藤八土地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
川口都市計画事業石神西立野土地区画整理審議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
川口都市計画事業安行藤八土地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号 第7条第3号
附属機関等一覧(上下水道局)				
川口市上下水道事業運営審議会	公開	有	上下水道総務課	
附属機関等一覧(医療センター)				
川口市立医療センター倫理委員会	一部非公開／非公開	無	病院総務課	第7条第2号 第7条第5号
附属機関等一覧(教育総務部)				
川口市文化財保護審議会	公開	無	文化財課	
川口市スポーツ推進審議会	公開	有	スポーツ課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	有	中央図書館	
川口市総合教育会議	公開	無	教育総務課	
川口市社会教育委員会	公開	有	生涯学習課	
川口市南平公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市新郷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市神根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市前川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市安行公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市西川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市幸栄公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市上青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市並木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市戸塚公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市朝日公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市根岸公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市領家公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝北公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝富士公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市神根西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市新郷南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市前川南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市朝日東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市神根東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市芝園公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市横曽根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市安行東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市青木東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	

附属機関等	公開／非公開の別	公募	所管課	条例等
川口市戸塚西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市里公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市中央ふれあい館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市生涯学習プラザ運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立科学館運営審議会	公開	有	科学館	
附属機関等一覧(学校教育部)				
川口市障害児就学支援委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市いじめ問題調査委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市学校給食運営審議会	公開	有	学校保健課	
川口市結核対策委員会	非公開	無	学校保健課	第7条第2号

川口市情報公開条例

平成12年 9 月27日

条例第49号

改正 平成17年12月21日 条例第57号

平成18年 3 月24日 条例第 9 号

平成19年 9 月27日 条例第42号

平成23年 9 月26日 条例第24号

平成27年 6 月29日 条例第49号

平成28年 3 月24日 条例第 5 号

平成29年 6 月26日 条例第17号

平成30年12月25日 条例第83号

令和 4 年12月23日 条例第41号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 審査請求（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

（適正使用）

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

（公文書の公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

（請求の手続）

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規

定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であつて公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であつて、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

（4） 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（5） 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（6） 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当

該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けるものは、規則で定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第3章 審査請求

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

（審査会への諮問）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やか

に、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（費用負担）

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。

3 前項に規定する場合のほか、市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公開の実施及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよ

う指導するものとする。

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日（次項及び附則第6項において「編入日」という。）の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例（平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第57号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年3月24日条例第9号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第42号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第24号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年6月29日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第83号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条、

第9条、第15条第2項及び第3項並びに第19条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公開請求がされる場合について適用し、施行日前に公開請求がされた場合については、なお従前の例による。

3 新条例第17条の規定は、施行日以後にされる公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

発令：平成15年5月30日 号外法律第57号

最終改正：令和6年6月21日 号外法律第60号

改正内容：令和6年6月21日 号外法律第60号[令和6年6月21日]

第一節 総則

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第百十六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように

体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつて

は、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定

する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報をも外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等

（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法

（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）

五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又

は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。

5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

（開示請求権）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、

当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政

法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。

（部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請

求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を

書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、

当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に第八十条の規定により開示しようとするとき。

三 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

二 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

三 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

四 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を

行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第二款 訂正

(訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
（訂正請求の手続）

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請

求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、そ

の旨を書面により通知するものとする。

第三款 利用停止

(利用停止請求権)

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止

請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四款 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第一百七条第一項第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九条第四項	前項に規定する場合において、審査庁	第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第一百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）
	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあつたとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては
	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があつたとき	提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき

第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

第五款 条例との関係

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第89条第2項及び第129条の規定に基づき保有個人情報の開示請求に係る手数料の額等を定めるとともに、法その他の法令に定めるもののほか、実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、法の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(開示の実施における本人確認)

第3条 法第85条第3項に規定する開示決定（以下「開示決定」という。）を受けた者は、当該開示決定に係る保有個人情報の開示を事務所において受けるときは、当該開示決定をした実施機関に対し、自己が当該開示決定を受けた者であることを証する書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に係る手数料の額等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用として実費の範囲内において実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審査会への諮問手続)

第5条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

(審議会への諮問等)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川口市情報公

開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

（１） この条例の見直しに関する事項

（２） 実施機関における個人情報保護制度の運用に関する規程に関する事項

（３） 前２号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項

２ 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

（１） 個人情報を取り扱う事務（短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始し、又は廃止したとき。

（２） 個人情報取扱事務において、保有個人情報の利用目的又は取り扱う個人情報の項目を変更したとき。

（３） 個人情報取扱事務において、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することとしたとき。

（運用状況の公表）

第７条 市長は、毎年度、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第８条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（川口市個人情報保護条例の廃止）

２ 川口市個人情報保護条例（平成１２年条例第５０号）は、廃止する。

（経過措置）

３ この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川口市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第３条第２項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない義

務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における旧個人情報を取り扱う業務（以下「旧個人情報取扱業務」という。）に従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定による業務に関して知り得た旧個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第24条第1項若しくは同条第2項において準用する第14条第2項又は第28条の3、第28条の4若しくは第28条の5において準用する同項の規定による請求（次項において「旧条例開示等請求」という。）がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正並びに利用の停止及び消去並びに提供の停止については、なお従前の例による。
- 6 施行日前にした旧条例第19条第1項若しくは第2項若しくは第27条各項（旧条例第28条の5において準用する場合を含む。）の規定による決定（以下この項において「旧条例開示決定等」という。）若しくは施行日前にされた旧条例開示等請求に係る不作為に係る審査請求又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした旧条例開示決定等若しくは施行日後にされた旧条例開示等請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
 - （1） 附則第3項に規定する者
 - （2） この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報取扱業務に従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事していた者
- 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

9 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 この条例の施行前にした行為及び附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(川口市債権管理条例の一部改正)

11 川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成 19 年 3 月 15 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成 24 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 16 条及び第 17 条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関

(2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第 3 条 条例第 16 条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第 4 条 附属機関等は、条例第 16 条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 条例第 15 条第 2 項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開・非公開の別

(6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

- (1) 会議の名称

- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者
- (5) 議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 非公開の理由
- (8) 傍聴人の数
- (9) 会議資料
- (10) 審議経過
- (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数		取下げ 件数	処理件数								
					決定件数								
					決定内容								
					公開		部分公開		非公開				
									非公開情 報に該当	文書 不存在	存否応答 拒否		
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	件数	件数					
26年度	請 求	194	287	46	241	1,189	100	710	134	478	1	6	0
	申 出	37	37	1	36	44	2	2	34	42	0	0	0
	計	231	324	47	277	1,233	102	712	168	520	1	6	0
27年度	請 求	136	165	18	147	268	22	39	116	227	2	7	0
	申 出	42	42	1	41	69	3	7	38	62	0	0	0
	計	178	207	19	188	337	25	46	154	289	2	7	0
28年度	請 求	166	197	16	181	326	30	46	143	280	0	8	0
	申 出	50	50	3	47	63	0	0	46	63	0	1	0
	計	216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	9	0
29年度	請 求	187	221	21	200	361	27	36	166	323	2	5	0
	申 出	34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0
	計	221	255	21	234	402	27	36	200	364	2	5	0
30年度	請 求	147	154	12	142	309	30	40	107	266	3	2	0
	申 出	52	52	1	51	52	3	3	48	49	0	0	0
	計	199	206	13	193	361	33	43	155	315	3	2	0
R1年度	請 求	108	118	8	110	266	31	54	79	212	0	0	0
	申 出	30	30	1	29	30	1	1	28	29	0	0	0
	計	138	148	9	139	296	32	55	107	241	0	0	0
R2年度	請 求	212	232	19	213	415	60	80	135	334	1	17	0
	申 出	39	39	2	37	82	7	30	28	52	0	2	0
	計	251	271	21	250	497	67	110	163	386	1	19	0
R3年度	請 求	302	315	26	289	409	104	158	140	251	4	41	0
	申 出	50	50	1	49	47	1	1	46	46	0	2	0
	計	352	365	27	338	456	105	159	186	297	4	43	0
R4年度	請 求	757	771	38	733	1,634	514	571	175	1,063	0	43	1
	申 出	37	37	0	37	33	4	4	27	29	0	6	0
	計	794	808	38	770	1,667	518	575	202	1,092	0	49	1
R5年度	請 求	681	753	54	699	1,458	517	809	162	649	1	19	0
	申 出	23	24	0	24	19	4	4	15	15	0	5	0
	計	704	777	54	723	1,477	521	813	177	664	1	24	0

請求：条例施行日（平成13年4月1日）以降に取得・作成した文書

申出：「請求」以外の場合

※直近10年分

(2) 非公開又は部分公開決定の理由

非公開又は部分公開の理由	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
法令秘情報	0	0	0	2	2	0	0	0	4	0
個人に関する情報	152	228	269	272	261	216	219	154	920	519
個人識別符号(※R5より廃止)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
法人等に関する情報	400	137	211	244	196	157	123	120	225	402
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	1	0	1	1	0	1	2	0	60
審議、検討、協議に関する情報	6	3	19	17	12	0	2	23	88	42
事務又は事業に関する情報	8	18	6	25	28	45	57	12	52	230
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	2	0	1	0	5	0
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
文書不存在	11	8	14	8	4	0	19	43	49	24
時限付公開	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	577	395	519	569	506	419	422	354	1,344	1,277

※直近10年分

※文書数。ただし、文書不存在については受付件数。

※同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
(1)市内に住所を有する者	50	50	46	51	43	25	91	98	143	119
(2)市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	41	50	67	65	65	54	79	134	437	428
(3)市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	4	6	10	7	6	5	7	4	55	13
(4)市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
(6)公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	136	72	93	98	85	54	74	116	158	144
合 計	231	178	216	221	199	138	251	352	794	704

※直近10年分

※受付件数

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	請求区分	処理件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正等)	部分開示 (一部訂正等)	不開示		
							不開示情報等に該当 (不訂正等)	文書 不存在	存否応答 拒否
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書交付申請書、住民異動届、救急活動記録票、保育所児童保育要録等	17	22	0	5	0
28年度	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保護者代表に提供した請求者本人に関わる個人情報の使用停止及び削除	0	0	1	0	0
29年度	開示	67	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、火災調書等	19	34	0	11	0
	訂正等	1	0	教育委員会及び〇〇学校が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正	1	0	0	0	0
30年度	開示	135	22	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、指導記録等	43	41	0	29	0
元年度	開示	67	18	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書等	21	24	0	4	0

年度	請求区分	処理件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正等)	部分開示 (一部訂正等)	不開示		
							不開示情報 等に該当 (不訂正等)	文書 不存在	存否応答 拒否
2年度	開示	150	24	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書等	94	26	1	5	0
	訂正等	3	0	教育委員会が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正等	0	0	3	0	0
3年度	開示	119	25	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、市県民税申告書等	42	47	0	4	1
4年度	開示	127	14	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、市県民税申告書、救急活動記録票、相談記録等	46	53	0	11	3
5年度	開示	127	19	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、相談記録、市県民税申告書、救急活動記録票等	51	42	0	15	0

※直近10年分

※請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正、消去、一部消去、消去をしない

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第16条関係	法令秘情報(第16条第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	3	4	0
	開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	11	22	34	32	25	22	19	45	43
	審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0	0	3	0	0	0	0	0	4
	事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	0	0	1	2	14	2	2	7	3
	国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	0	0	0	4	6	1	0	2	1
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	0	0	5	5	6	1	2	5	9
存否応答拒否(第18条)		0	0	0	0	0	0	0	1	3
文書不存在(第19条第2項)		9	5	9	14	31	4	5	4	11
不訂正(第27条第2項)		0	0	1	0	0	0	0	0	0
他の制度との調整(第37条)		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		20	27	53	57	82	30	31	68	74

不開示又は部分開示の理由		R5
第78条関係	本人の権利利益に反する情報(第78条第1項第1号)	0
	開示請求者以外の個人に関する情報(第78条第1項第2号)	41
	法人等に関する情報(第78条第1項第3号)	1
	国の安全等に関する情報(第78条第1項第4号)	0
	公共の安全等に関する情報(第78条第1項第5号)	0
	審議検討等に関する情報(第78条第1項第6号)	1
	事務又は事業に関する情報(第78条第1項第7号)	4
存否応答拒否(第81条)		0
文書不存在(第82条第2項)		15
不訂正(第93条第2項)		0
他の制度との調整(第88条)		0
合 計		62

※直近10年分

※同一処分に複数の理由が存在する

※令和5年4月1日より個人情報保護に関する法律が施行され、個人情報保護条例が廃止された

3 川口市情報公開・個人情報保護等審査会答申

【情報公開制度】

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容
1	令和4年9月12日	教育委員会 (指導課)	「令和2年9月25日(金)に開催された「不登校対策にかかわる臨時研修会」で配布された資料及びリーフレット「不登校対策のポイント」、及び「令和元年度不登校児童・生徒数」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	川口市教育委員会が行った部分公開決定のうち、「川口市不登校の割合(小学校)」及び「川口市不登校の割合(中学校)」記載の各小学校及び中学校の「割合」部分は公開すべきである
2	令和4年9月12日	教育委員会 (学務課)	「「人事評価の当初申告に係る教育長面談ならびに教職員の当初申告について(通知)＜令和2年4月28日＞の文書に記載されている提出書類③の「02確認報告書」、④の「03不登校減少・不祥事事故防止報告書」の報告書様式及び全小中提出分」の文書についての部分公開決定に係る審査請求	川口市教育委員会が行った部分公開決定のうち「各小中学校における不登校児童生徒の人数及び割合」部分は公開すべきである
3	令和5年11月20日	市長 (国保収納課)	「川口市道安行第343号線・343-3号線道路整備及び新築計画に関する陳情書」についての部分公開決定に係る審査請求	市長がした部分公開決定は妥当

※直近5年分

【個人情報保護制度】

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容
2	令和元年8月22日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
3	令和元年8月22日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
4	令和元年8月22日	市長 (子育て相談課)	「旧子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
5	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験に係る文書及び同実験に係る本人への対応が記載された文書」についての部分開示決定に対する審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
6	令和元年8月22日	教育委員会 (指導課)	「請求者本人に係る教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て」についての部分開示決定に対する審査請求	不開示決定を取消し、開示決定すべき箇所があるそれ以外は妥当
8	令和2年8月3日	市長 (介護保険課)	「・〇〇〇〇氏について(〇月〇・〇日)の事故の特別介護老人ホーム〇〇〇〇から川口市へ提出した事故速報と経過報告・川口市の当該施設に対する確認、助言、指導の経緯についての内部報告書」についての審査請求	市長がした部分開示決定は妥当
9	令和4年2月21日	市長 (住宅政策課)	「令和〇年〇月〇日及び〇月〇日に埼玉県住宅供給公社あてにかかった苦情電話について住宅政策課に報告された内容にかかる文書」についての不開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当
10	令和4年9月12日	市長 (保育幼稚園課)	「〇〇に関する教育保育給付認定変更申請書・一人親に関する手続書類、〇〇保育園に入るにあたって提出した書類一式」の文書についての一部開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容
11	令和5年11月20日	市長 (生活福祉2課)	「生活福祉2課における2019年4月以降から2022年3月22日までの請求者に関わる一切の文書」についての部分開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当
12	令和5年11月20日	市長 (生活福祉2課)	「生活福祉課の担当ケースワーカーが2021年12月～2022年3月末までに自宅を訪問した事に関する一切の請求者に関する資料(調査・訪問記録)」についての部分開示決定に係る審査請求	市長がした不開示決定は妥当

※直近5年分

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
令和2年1月29日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和2年6月26日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(国民健康保険に関する事務における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和2年8月31日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(個人住民税の課税に関する事務及び地方税の収納・滞納整理に関する事務における特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和3年5月14日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	承認
令和3年11月9日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(「予防接種に関する事務」における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和4年2月24日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書の第三者点検について(「住民基本台帳に関する事務」における実施機関の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認
令和4年2月24日	市長 (市民課)	コンビニ交付事業に係る通信回線の結合について	承認
令和4年7月6日	市長 (行政管理課)	個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用について	承認
令和4年10月31日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について(答申)	承認
令和4年10月31日	市長 (行政管理課)	保有個人情報開示請求の電子申請について(答申)	承認

※直近5年分